

令和 8 年 3 月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月3日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長施政方針並びに行政報告	4
一般質問	1 5
石 塚 喜 吉	1 5
吉 成 邦 市	2 3
齋 藤 寿 昭	3 8
馬 場 吉 信	4 5
散会の宣告	4 9

第 2 号 (3月4日)

議事日程	5 1
本日の会議に付した事件	5 1
出席議員	5 2
欠席議員	5 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
職務のため出席した者の職氏名	5 2
開議の宣告	5 3
議事日程の報告	5 3

諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
延会の宣告	75

第 3 号 (3月5日)

議事日程	77
本日の会議に付した事件	78
出席議員	78
欠席議員	78
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	78
職務のため出席した者の職氏名	78
開議の宣告	79
議事日程の報告	79
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
議案第17号の上程、説明、質疑	130
延会の宣告	146

第 4 号 (3月6日)

議事日程	147
------	-----

本日の会議に付した事件	1 4 7
出席議員	1 4 8
欠席議員	1 4 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
職務のため出席した者の職氏名	1 4 8
開議の宣告	1 4 9
議事日程の報告	1 4 9
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑	1 7 1
延会の宣告	2 0 0

第 5 号 (3月9日)

議事日程	2 0 1
本日の会議に付した事件	2 0 1
出席議員	2 0 1
欠席議員	2 0 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0 2
職務のため出席した者の職氏名	2 0 2
開議の宣告	2 0 3
議事日程の報告	2 0 3
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 7
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 5
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 6
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 7

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	239
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	240
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	242
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	246
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	248
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	253
陳情審査報告	258
各委員会閉会中の継続審査申出	262
日程の追加	265
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	265
教育長就任あいさつ	266
日程の追加	267
常任委員の選任について	267
議会運営委員の選任について	269
招集者あいさつ	270
閉会の宣告	270

3 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和8年3月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和8年3月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長施政方針並びに行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	10番	大須賀 溪 仁

欠席議員（1名）

9番 円谷 要

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳 賀 信 弘

産業課長	大木伸一	建設課長	関根文則
参事兼 会計管理者	熊田典子	湯本支所長	星 淳
教育課長	小山泰明	生涯学習課長	櫻井幸治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤伸一	書 記	石井貴也
書 記	小山ちえみ		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和8年3月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は8名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和8年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

9番、円谷議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

ただいまから、令和8年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 吉 成 邦 市 議員

4番 馬 場 吉 信 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

[議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇]

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月24日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和8年3月定例村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は3月3日より10日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日より3月10日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告につきましては、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらにつきましても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は3件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりでございます。

なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎村長施政方針並びに行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、村長施政方針並びに行政報告。

村長より令和8年3月定例会における施政方針並びに行政報告の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和8年3月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案36件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、令和8年度の村政運営の基本方針をご説明申し上げます。

初めに、令和8年度当初予算編成の大要について申し上げます。

令和8年度予算は、持続可能な村づくりと住民サービスの維持を最優先に編成いたしました。

まず、財政面では、将来の負担を慎重に検討し、国や県の補助金や地方交付税措置のある地方債を有効に活用しました。既存事業の廃止による効率的な財源確保に努めております。

本年度は、第5次天栄村総合計画の最終年度であり、これまでの計画を着実に達成させ、次期計画へつなぐ先行投資の年と位置づけました。

具体的には、少子高齢化・人口減少対策の手を緩めず、基幹産業においては、担い手の育成はもちろん、新しい技術の導入やこれまでにない発想での効率化を後押しします。

また、防災・減災対策については、村の地域力を最大限に発揮できる仕組みづくりを徹底いたします。

こうした結果、令和8年度の一般会計予算は、前年度比2億5,000万円減の43億8,500万円となりました。

「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の将来像を具現化するため、課題に正面から向き合う実直な運営を続けてまいります。

まず、1つ目の柱である「将来を担う“人づくり”」について、主な事業をご説明いたします。

令和8年度には、移転新築した新天栄保育所が開所します。これは単なる建物の更新ではありません。人・物・場所の全てを最適化し、村全体で子育てを支える機運を高めるものです。

また、児童の入退所管理やうつぶせ寝の感知システムを導入・活用しています。子どもたちはもちろん、保護者や保育者もより安心できる環境を整えることで、子育て世帯の負担軽減につなげてまいります。

次に、学校教育については、小・中学生と教職員のタブレット端末を一斉に更新します。

ハード面では、牧本小学校の照明をLED化するほか、体育館への空調設置や断熱改修を実施します。厳しい季節でも、子どもたちが健やかに集中して学べる環境をしっかりと維持・向上させてまいります。

さらに、ふるさと・夢未来応援事業や幼小中での異文化体験といった独自の取組を継続します。天栄村でしかできない貴重な体験を積み重ねることで、自ら考え行動する力を養います。将来、村の課題解決を担い、地域を力強く引っ張っていく人材を、これからも大切に育ててまいります。

2つ目の柱である、「ふるさとを活かす“地域づくり”」について申し上げます。

村の基幹産業である農業において、生産者の皆様の努力を誇りと確かな価値に変えるため、ブランド化をさらに推し進めます。

具体的には、関東圏での販売プロモーションを展開するほか、米・食味分析鑑定コンクール国際大会の共同開催等にて、天栄米のブランド力を確固たるものにします。

また、環境に配慮した栽培をJ-クレジット制度と結びつけることで、地球温暖化対策のカーボンニュートラルに貢献しながら、付加価値の高い農業を推進してまいります。

次に、インバウンドの誘客に向けたSNS発信や、ふくしまデスティネーションキャンペーンなどの広域的な観光戦略とも連動し、村の特色を最大限にアピールすることで、相乗効果を狙った強力な広報を展開します。

また、村アンバサダーによる魅力発信と併せ、ふるさと納税を通じて村を応援してくれる関係人口の裾野を広げます。

さらに、ふるさと納税の返礼品の開発は、村と生産者の連携をさらに深め、村の資源に新しい感性を掛け合わせ、次世代へと続く持続可能な価値を共に作り上げることで、村全体の活力を生み出してまいります。

3つ目の柱である「みんなで創る“村づくり”」について申し上げます。

老朽化した消火栓や防火水槽、消防車両を計画的に更新し、地域の消防力をしっかりと維持します。あわせて、防災士の資格取得支援や地区ごとの防災計画づくりを後押しし、住民同士が助け合う「自助・共助」の力を高めてまいります。

また、冬の暮らしに欠かせない除雪車を更新・整備し、ドローンやGPSによる運行管理といった最新技術を導入することで、作業の効率化と現場の負担軽減を図り、村民の皆様の日常を守り抜く環境を維持いたします。

次に、湯本地区でのオンデマンド交通を継続し、お車を運転されない方なども安心して移動できる足を確保します。スムーズな移動手段があることで、外出や交流の機会が生まれ、地域のつながりを活発にしております。

さらに、防災マップの更新や「協働の里づくり交付金」を活用し、住民の皆様が主役とな

って地域課題を解決する活動を支援します。村の誇りである“人の力”を活かして、災害に強い村づくりを推進します。春日山行政区の公園整備や空き家対策も併せ、地域の活力を衰えさせない持続可能な地域活動をしっかりと支えてまいります。

以上、令和8年度の予算編成の主な内容と、村政運営の基本方針について申し上げます。

「自然と共に・人・未来を創造する村 てんえい」の実現に向け、村議会の皆様をはじめ、村民の皆様、関係各所の皆様には、より一層のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、総務関係につきましては、1月6日に令和8年「行政区駐在員委嘱状交付式」及び「駐在員会議」を開催いたしました。新駐在員の皆様へ委嘱状を交付し、住民と行政の協働による村づくりを進めるため、ご協力をお願いいたしました。

1月8日には、村議会並びに村商工会との共催の下、「令和8年天栄村賀詞交歓会」を開催いたしました。各団体の代表など80名の皆様にご出席いただき、村の輝かしい未来と、さらなる発展を祈念いたしました。

1月11日には、屋内スポーツ運動場において、村消防団「出初め式」を開催いたしました。団長以下100名が参集し、1年の防火・防災の意識を新たにするとともに、団員の士気の高揚を図りました。

次に、将来的な施設の在り方を検討するため、12月25日及び1月13日に、「公共施設のあり方検討委員会」を開催いたしました。10名の委員により、施設の利用状況や老朽化の状況などを踏まえ、今後の施設のあり方や運営方法等についての審議が行われました。

審議の結果、「施設のあり方については、財源の確保と丁寧な説明責任を継続して果たすこと。住民の理解を広く得ること。公共施設のサービス向上が最大限図られるよう運営を工夫していくこと。」等の提言をいただきました。

次に、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源とする定額減税補足給付金につきましては、2月25日現在で719名の方々に2,470万円を支給しました。令和6年から国の施策として実施されてきた定額減税はこれをもって完了いたしました。

次に、地域住民への柔軟な交通手段を提供することを目的とした湯本地区オンデマンド交通実証運行につきましては、昨年10月から本年2月までの約5か月間実施いたしました。

現在、実証で得られた成果と課題を整理しているところです。あわせて、1月に湯本地区の60歳以上の方を対象に実施した、移動手段の状況やオンデマンド運行のニーズに関するアンケート結果も取りまとめています。これらを踏まえ、地域公共交通サービスの一層の充実に努めてまいります。

次に、交流人口の拡大を目的とした村のPR事業につきましては、2月21日に道の駅「季

の里天栄」において、天栄村PR大使である福島ファイヤーボンズの中野司選手の直筆サイン入りポスターのプレゼントキャンペーンを実施いたしました。早朝よりポスターを求める多くのファンの方にお越しいただき、大変にございました。なお、3月21日には、道の駅羽鳥湖高原においても、同様のキャンペーンを実施することとしております。

次に、令和7年10月1日を基準日として実施いたしました国勢調査につきましては、調査票の回収、調査書類の審査並びに県への報告を完了いたしました。集計の速報値は年度内に示される予定であります。ご協力いただきました村民の皆様、そして調査員の皆様に心より感謝申し上げます。

次に、物価高騰対策につきましては、今回で8回目となる「てんえい村民応援商品券」を発行いたしました。お手元に早くお届けするため、2月7日、8日の2日間、天栄村体育館及び湯本体育館において商品券をお渡しいたしました。2日間で1,355世帯が受領され、その他の世帯には郵送いたしました。1人当たり2万円の商品券は、物価高騰の影響を受ける生活支援と、地域経済の下支えの一助となるものと考えております。

また、子育て世帯の支援として、子ども1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を2月17日、18日に337世帯へ支給いたしました。なお、3月末までの出生したお子さんなどへの手当は、繰越事業として申請に基づき支給いたします。

次に、高齢者福祉関係につきましては、2月14日に、西郷地区の大須賀ハル子様が100歳を迎えられ、知事賀寿及び村長賀寿を本人へ贈呈し、長寿をお祝いいたしました。

次に、民生児童委員につきましては、一斉改選に伴い、委嘱状交付式を12月1日に開催いたしました。24名の民生児童委員の皆様へ、村民に寄り添った身近な相談役として活動くださるよう、ご協力をお願いいたしました。

また、2月18日には、退任民生児童委員感謝状贈呈式を開催いたしました。退任された11名の方々に感謝状を贈呈し、これまでの活動に感謝の意を表しました。

次に、天栄保育所移転整備事業につきましては、保育所新築工事が3月11日に完成する見込みとなっております。屋外整備工事につきましては、樹木や芝生の植栽は、より成育に適した時期の施工が望ましいことから、繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、健康増進につきましては、特定健診や各種がん検診等を医療機関で受診する施設検診が1月末で終了いたしました。施設検診の受診者総数は延べ564名、集団健診と合わせた受診者の総数は延べ2,737名となり、昨年度より増加いたしました。

また、2月より始まりました申告納税相談に併せ健康相談も行っております。健康診断の大切さをお伝えし、今後の受診勧奨を図っております。生活習慣病の予防やがんの早期発見、早期治療へとつなげてまいります。

また、2月12日に自殺予防対策として、「ゲートキーパー養成講座」を開催いたしました。

職員や健康推進員の方々を対象とし、講師には郡山針生ヶ丘病院の大森先生を迎え、「ストレス社会を元気で暮らしていくために」をテーマに、ゲートキーパーの役割、話の聞き方、セルフケアなどを学びました。

次に、衛生関係につきましては、昨年1月に開始した1人1日当たりのごみを100グラム削減する「みんなでチャレンジ ごみ減量作戦」の期間が今月で終了いたします。目標値まであと一步という状況であることから、広報誌での周知に加え、新たに「ごみ分別・減量ガイドブック」を作成し、各家庭へ配布いたしました。ごみの減量は、地球温暖化防止や環境保全のため大変重要であるため、今後も村民の皆様のご協力のもと、ごみの減量施策に引き続き取り組んでまいります。

次に、税務関係につきましては、2月5日より令和7年分の所得に係る所得税の確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を3月16日まで行っております。村税等の徴収強化を図るため、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年10月から年末にかけて、全職員体制による滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等を実施いたしました。

また、2月12日、13日には、関東地方における金融機関の調査及び預貯金の差押え滞納処分を実施し、収納率向上と税の公平性の確保を図っております。

次に、国土調査につきましては、湯本第31地区については、調査結果の閲覧及び取りまとめ作業を行っております。湯本第32地区については、測量の基礎となる図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、12月6日、7日に茨城県つくばみらい市で「第27回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」が開催され5,070点が出品されました。この大会で、「国際総合部門」で内山耕一さん、「都道府県・国際地域代表お米選手権」で塚目剛さん、「栽培別部門（環境王国）」で小沼孝雄さんが、それぞれ「ゆうだい21」で金賞を受賞されました。心よりお祝い申し上げます。来年度、須賀川市文化センターで開催される国際大会に向け、大きな弾みとなりました。今後も関係機関と連携し、機運の醸成に取り組んでまいります。

令和8年産主食用米の作付面積の目安につきましては、12月下旬に県から示されました。前年の作付実績を踏まえ、前年度比106ヘクタール増の847ヘクタールです。村といたしましては、農家の皆様が生産意欲を持って、需要に応じた米づくりに取り組めるよう、各種支援に努めてまいります。

12月18日と1月29日に、村山村開発センターにおいて、中山間地域直接支払等に関わる各組織や認定農業者等を対象に、J-クレジット制度における水稻栽培の中干し期間延長に関する勉強会を開催いたしました。来年度からの本格実施に向け、引き続き推進してまいります。

次に、商工観光関係につきましては、10月にインバウンド誘客促進事業の一環として、台湾のユーチューバーに本村において撮影していただきました。動画は12月と1月にSNS及びユーチューブで配信され、再生回数は10万回超えました。台湾に向けて本村の魅力を発信できたものと考えております。

12月8日、9日に大宮駅において本年度2回目となる「天栄村特産品フェスタ」を開催いたしました。2月18日、19日には、岩瀬地方広域観光連絡協議会の一員として、インターシティ赤坂で開催された「ふるさとマルシェ」に参加し、首都圏に向けて特産品の販売と観光PRを実施いたしました。

次に、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業の四十檀地区ため池改修工事及び関場地区水路改修工事並びに児渡安養寺線落石対策（2工区）工事につきましては、繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、水道事業につきましては、導水管の耐震化事業について、社会資本整備総合交付金の対象となりました。この交付金を活用し、安定的な水道供給の確保のため、順次、耐震化を進めてまいります。

次に、学校教育関係の取組につきましては、2学期から3学期にかけて民間塾の経験豊富な講師を招き、高校受験を控えた中学3年生を対象に、受験対策に特化した内容の補充学習を実施いたしました。子どもたちからは、「分かりやすく役に立った」などの意見が寄せられ、進路実現に向けて学習意欲と学力の向上を図る機会となりました。

12月9日には、6月に引き続き、JR大宮駅で開催された「天栄村特産品フェスタ」に、天栄中学校の生徒5名が参加し、村の特産品の販売やPR活動を行いました。この貴重な経験をとおして、子どもたちはふるさと天栄の魅力を再発見するとともに、村の発展に向けて自分たちにできることを考えるきっかけとなりました。

1月17日及び31日には、小学生を対象に英語検定及び英語検定ジュニアを実施し、両日あわせて36名の子どもたちが受験いたしました。受験中は、難しい問題にも一生懸命チャレンジする子どもたちの姿が見られ、英語学習への熱意と努力が伺えました。今後も「英語の村てんえい」を推進し、子どもたちの英語力の向上を支援してまいります。

天栄中学校におきましては、県教育委員会主催の県教職員研究論文で入選するとともに、令和7年度教育・文化関係表彰においても、優秀教職員（団体）の部で表彰を受けました。本表彰は、顕著な功績を挙げた教職員や団体を称えるもので、探求的な学びを教育活動の中心に据え、「天栄ならではの教育」の創造を通して、子どもの資質・能力の育成を図る天栄中学校の取組が高く評価されました。

毎年、教職員による教育の質の向上を目指した自主的な研究が進められており、これらの論文は、村内各小学校の論文や作品と合わせ、2月16日から27日まで生涯学習センターで開

催した「教職員研究物展」において展示され、先生の努力と成果を広く周知するとともに、教育現場のさらなる発展につながる機会となりました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、12月6日、7日に茨城県つくばみらい市で開催された「第27回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において、牧本小学校の5年生が小学校部門で金賞を受賞するという素晴らしい成績を収めました。子どもたちは、地域の皆様のご協力のもと、田植や稲刈りなどをおして、農業の喜びや自然との関わり大切さを学びました。

次に、生涯学習関係につきましては、12月16日に生涯学習センターにおいて「立志式」を開催いたしました。本年度14歳を迎える中学2年生43名の一人ひとりが立志の誓いを表明するとともに、代表者へ立志証書が手渡され、大人の第一歩となる節目を実感することができました。

12月22日には、生涯学習センターにおいて「高齢者学級寿大学」の閉講式が行われました。本年度は8回の講座に延べ179名が受講し、11名が皆勤となりました。閉講式終了後には、エレクトーンを用いての脳トレや運動、伴奏に合わせて懐かしのメロディーを合唱し、楽しかった1年の活動を締めくくりました。

12月26日には、天栄中学校において早稲田大学国際教養学部の学生サークル、「セカクル」を招き、英語交流を行いました。今回の交流は、「自国の文化」をテーマに英語でのクイズやグループワークを行いながら、大学生と積極的に英語で交流を図り、英語で話す面白さや楽しさを学ぶ機会となりました。

1月18日には、生涯学習センターにおいて「新春初笑い天栄寄席」を開催いたしました。当日は、須賀川市出身の落語家「桂幸丸」師匠をはじめ、「笑福亭鶴光」師匠の落語のほか、マジック、音楽パフォーマンスや落語にちなんだクイズ大会が行われ、満員となった会場は終始、大きな笑いに包まれていました。

次に、社会体育関係につきましては、村内小学3年生から中学生を対象としたウインタースポーツ教室として、12月20日に、磐梯熱海アイスアリーナにおいて「スケート教室」を開催し21名が参加いたしました。2月7日には、猪苗代スキー場において「スキー・スノーボード教室」を開催し15名が参加いたしました。それぞれ当日はインストラクターの指導のもと、基礎から学び、楽しみながら技術の向上を図ることができました。

次に、湯本公民館事業につきましては、2月14日に羽鳥湖高原交流促進センターにおいて、湯本しぜん塾、アクティビティクラブ合同で雪上運動会を行いました。雪上での綱引きやそり滑りなど、雪遊びをおして交流を図りました。

また、2月25日には湯本支所において、湯本いきいき学び大学の閉講式が行われました。本年度は11回の講座を開催し、1年をおして心身の健康増進を図り、楽しみながら有意義

な時間を過ごしました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案36件の大要についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員2名の任期が6月30日をもって満了することから、委員を推薦するにあたり、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が4月10日をもって満了することから、委員を選任するにあたり、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が3月21日をもって満了することから、委員を選任するにあたり、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、現計画の期間が本年3月をもって満了となることから、令和8年度から5年間の新たな計画について、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定につきましては、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源確保のため、基金条例を制定するものであります。

議案第5号 天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度が創設されることに伴い、条例を制定するものであります。

議案第6号 てんえいふるさと公園設置条例の制定につきましては、道の駅季の里天栄に隣接するてんえいふるさと公園の竣工に合わせて、条例を制定するものであります。

議案第7号 天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、天栄村非常勤特別職報酬等検討委員会の答申を受け、所要の改正をするものであります。

議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、天栄村特別職報酬等審議会の答申を受け、所要の改正をするものであります。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、天栄村非常勤特別職報酬等検討委員会の答申を受け、所要の改正をするものであります。

議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、天栄村特別職報酬等審議会の答申を受け、所要の改正をするものであります。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福島

県人事委員会勧告に準拠し、通勤手当の支給について所要の改正をするものであります。

議案第12号 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第13号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、在宅でねたきり老人等の介護をしている家族に対する激励手当の額を引き上げる所要の改正をするものであります。

議案第14号 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第15号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第16号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、天栄村非常勤特別職報酬等検討委員会の答申を受け、所要の改正をするものであります。

議案第17号 令和7年度天栄村一般会計補正予算につきましては、各種事業費の確定により、歳入歳出それぞれ7,317万4,000円を減額し、予算総額を54億2,016万6,000円とするものであります。

議案第18号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出それぞれ1,633万3,000円を追加し、予算総額を7億331万4,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出それぞれ349万4,000円を減額し、予算総額を5,697万9,000円とするものであります。

議案第19号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、予算総額を570万4,000円とするものであります。

議案第20号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ78万5,000円を減額し、予算総額を3,259万円とするものであります。

議案第21号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、予算総額を343万9,000円とするものであります。

議案第22号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,854万4,000円を減額し、予算総額を7億607万3,000円とするものであります。

議案第23号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ213万円を追加し、予算総額を7,870万2,000円とするものであります。

議案第24号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ369万4,000円を減額するものであります。また、資本的収入において、1,054万7,000円を、資本的支出において、955万3,000円を追加するものであります。

議案第25号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ386万6,000円を減額するものであります。

議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算につきましては、対前年度比5.4%減の43億8,500万円であります。

議案第27号 令和8年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比1.1%増の6億4,429万6,000円、診療施設勘定において、対前年度比0.9%増の5,215万円であります。

議案第28号 令和8年度牧本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比350.2%増の284万5,000円であります。

議案第29号 令和8年度大里財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の29万1,000円であります。

議案第30号 令和8年度湯本財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の25万円であります。

議案第31号 令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比8.7%増の3,590万3,000円であります。

議案第32号 令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、対前年度比11.6%増の302万2,000円であります。

議案第33号 令和8年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比1.5%増の6億9,703万4,000円であります。

議案第34号 令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比26.4%増の8,640万2,000円であります。

議案第35号 令和8年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入は対前年度比11.8%増の1億7,543万3,000円、収益的支出は対前年度比20.9%増の1億8,973万1,000円であります。資本的収入は、対前年度比5.1%減の6,471万9,000円、資本的支出は対前年度比8.7%減の1億4,163万7,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

議案第36号 令和8年度天栄村下水道事業会計予算につきましては、収益的収入は、対前年度比33.7%減の2億1,840万4,000円、収益的支出は対前年度比29.2%減の2億3,329万7,000円あります。資本的収入は前年度からほぼ皆増の2,275万円、資本的支出は対前年度比17.8%増の1億480万8,000円あります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上、施政方針及び行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よ

ろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和8年3月3日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長施政方針並びに行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時44分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名であります。質問は最初に、2番、石塚議員、次に3番、吉成議員、次に1番、齋藤議員、最後に4番、馬場議員の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出發されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 石 塚 喜 吉

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

2番、石塚議員。

[2番 石塚喜吉 質問席登壇]

○2番（石塚喜吉） それでは、天栄村議会会議規則により、通告どおり一般質問を行います。よろしくお願いたします。

村内の消火栓設備及び防火貯水槽の管理状況について質問いたします。

近年、全国的に大規模な火災の発生が起きております。火災発生時には、初期消火が非常に大事だと思います。もちろん消火器による消火も大事ですが、消防車が到着するまで、消火栓からの放水による初期消火が重要になってくると思います。そこで、村内の消火栓設備及び防火貯水槽はどのように維持管理されているのかお聞きいたします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村の消火栓設備及び防火貯水槽の管理状況につきましては、消防団各班及び須賀川消防署長沼分署において、定期的に点検を行っております。

まず、消防団各班では、4月に各班の班長を対象に開催している教養研修会において、消火栓の動作確認や防火水槽の水位点検について説明し、点検作業を実施しております。さらに、火を使う時期となる12月にも再度依頼し、防火水槽の凍結対策作業などを実施しております。

次に、須賀川消防署長沼分署では、毎年、消火栓及び防火水槽の点検を行い、その結果を報告いただいております。点検の結果は、修繕等の改修工事が必要な場合は、その都度対応しております。

また、行政区からの要望により、老朽化した地上式防火水槽を埋設型の耐震性防火水槽へ更新する工事についても順次進めており、本年度は3基実施し、機能向上に努めております。

今後につきましても、引き続き関係機関との連携を図りながら、消防設備の維持管理に努め、災害に強い村づくりを進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村内各所にて、現在防火貯水槽の埋設工事が行われているようですが、村内には防火貯水槽設備は何基くらいの設備があるのか、古い設備は何年経過しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

村内の防火水槽は、現在96基ございます。また、古い防火水槽の設置経過年数でございますが、詳細な資料はございませんので、正確な年数はお示しはできないところでございますが、昭和50年代の設備もあるやに聞いておりますので、およそ40年以上は経過しているものもあると認識をしておるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 古いものはもう更新しているということだったんですけども、昭和50年くらいのやつは、ほとんど更新は終わっている状態なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えします。

まだ、古いものも存在していると認識をしております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） それ行政区から依頼がないということで、古いものに対しては更新して

いないということで、認識でよろしいですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの行政区からの要望というお話もございましたが、今現在、先ほど村長の答弁にもありますように、毎年点検をしている中で、漏水と申しますか、漏れがないということもございまして、まだ使用に耐えられるということで、更新の部分はしていないというのが現状でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 古いものに対しても、現状でまだもつというのであれば更新はしないということでよろしいですかね。

それでは、防火貯水槽でコンクリートの蓋がされている箇所があると思うんですが、コンクリートの寿命は50年から100年と言われております。日本では40年程度と聞いたことがあります。貯水槽の蓋は設置して何年くらい経過しているのか、分かればお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

おただしの既存の防火水槽へのコンクリートでの蓋の件につきましては、子どもたちの防火水槽への転落防止等を目的といたしまして実施したものと記憶しておりますが、平成14年に工事を実施した記録があることから、古いもので二十二、三年を経過しているというふう

に認識をしております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） じゃコンクリートの蓋というのは、まだ22年か23年ぐらいしかたっていないということで、認識でよろしいんですね。

あと、現在行っている埋設工事は貯水槽の更新工事に当たるのか、新規で取り組んでいる工事はいいのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

現在進めている工事は、既存の防火水槽の更新工事でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今、更新工事ということですので、1年に、昨年は3基工事したという

ことですが、今後さらなる1年に何基くらいの工事を予定しているのか、また、1基の工事費も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどお話ありましたように、今年度、令和7年度は3基の工事を行っております。また、来年度に関しまして、令和8年度でございますが、当初予算におきまして、3基の実施を予定をしているところでございます。その後に関しましては、まだ不透明でございます。

また、もう一つのご質問の1基当たりの工事費につきましては、約1,000万円ほどかかる予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 引き続き、新しい更新工事は引き続きやっていただきたいと思います。

現在の防火貯水槽が66基でしたっけ、九十何基だっけか。その防火水槽の数で適正なのか、また、適正の検証というか、検討したことはあるのか、今後新設の計画は予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

おただしの現在の防火水槽の適正数ということでございますが、幾つでよいということはないかというふうには考えております。ただ、消防庁が定める消防水利の基準に基づいた設置に努めているところでございます。

なお、この消防水利の基準ということでございますが、その基準の中に、消防水利は市街地または準市街地以外の地域で、それに準ずる地域の消防水利は当該地域内の防火対象物から1つの消防水利に至る距離が約140メートル以下となるように設けなければならないと定めておりますので、先ほど申しましたように、そちらに近くに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、現時点では、その防火水槽の新設計画はございません。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 次に、消火栓についてお聞きします。

現在ある消火栓の集落に整備されている設置件数は、これも同じ、適正な数であるのか、どのような基準の下に設置されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この消火栓の設置数に関しましても、先ほどの防火水槽の設置と同じく、適正な数はない、幾つ要るといえることはないと考えておりますが、先ほども同じように、消防水利の基準という部分で、消防水利に関しましては、それに基づいた設置に努めているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 消火栓の寿命と申しますか、更新時期はあるのか。また、現状更新しているものに対しての時期というのは、どのタイミングで更新を行っているのか。先ほども消防庁とかの確認によって更新しているということですが、また、更新した場合の1基の金額もお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消火栓の更新時期があるのかというおたしでございまして、消火栓全体でいいますと配管類が約20年から30年、弁類が15年から20年というふうに言われておるところでございまして、メンテナンス次第で長期の維持管理が可能だということも言われておるところでございまして。

また、更新のタイミングということですが、今ほど議員からもお話いただきましたように、先ほどの点検等がございまして、その中で、例えば弁というか開閉機能、消火栓のところは回らなくなったりとか、水が出しづらいといったものを優先的に、予算の範囲内で優先的に更新をしているというところでございます。

また、更新に要する費用でございまして、その場所や水道管からの距離とか設置場所にもよりますが、状況によって変わることではございますが、約1基、100万から150万円かかるものと認識しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 結構かかるものなんですね、100万くらいも。

消火栓の点検、水圧の確認はされているようですが、点検のチェック表みたいなものはあるのか。また、点検をしたことに対してのオーケー確認というか、誰がそれはオーケーだよという判断をしているのか、お聞きしたいと思います。消防署の確認でオーケーを出しているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消防団の各班が点検を実施する際には、村で作成をしましたチェックリストをお配りして

おりまして、そのチェックリストによりまして、消火栓の開閉操作など簡単な点検をお願いしているところでございます。

また、須賀川消防署長沼分署や湯本分遣所におかれましても、点検をさせていただいております。また、不具合のあった場合には、要改修箇所として私どもに報告をいただいております。

また、議員がおっしゃるオーケー確認という部分は誰が行っているというか、そのチェックという点検の中で、無事に水が出るとか、そういったものはいただいております。先ほど言ったように回りづらいつらいつらとか、なめるといつらいつらとか、そういったものがあるということは随時うちのほうに報告をいただきまして、そういった報告に基づきまして、修繕が必要な場合は、適宜対応しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 誰がチェックしているか、判断しているかというのはないみたいなんですけれども、一応、そういった基準は設けていたほうがいいのではないかと思います。

あと次に、消火栓の取扱いについてお聞きしますが、優先的に消防団の方が取扱いをしているものだと思いますが、一般の方、もしくは消防支援者までの方が初期消火に使用しても構わないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消火栓の操作に関しましては、消火栓を使う場合ですと、緊急の火災等が考えられますが、そういったときには消防団員だけでなく、近くの方々、先ほど議員おっしゃったような支援隊の方々にも優先的に操作をしていただければというふうに思いますが、ただ、そういった場合、取扱いに不慣れな場合ですと事故等も考えられるというふうには考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 一般の方も支援に回ってもいいということなんで、けがとかした場合は、保険みたいなものというのは、その対象、どういったまで対象にできるのか、調べたことってありますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消防に関しましては消防団、また、消防支援隊に関しましては、そういった業務に当たった場合のけが等に関しましては、その保険に関しましては加入をしているところでございます。

ただ、その他一般のどなたか不明と言ったら言葉あれなんですけれども、いきなり消火栓

をはじめてけがをしたというところまでは、ちょっとまだ私どもちょっと調べておりませんので、そこはまだ不確かなところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 初期消火として、恐らく一般の方もポンプというか、水はじいたりする場合もあると思いますので、そういった保険に加入できるのかとか、そういったことも一応調べておいたほうがよろしいのではないかと思います。

あと、一般の方及び消防支援者の方の取扱いが許されるのであれば、日頃より、消火栓によります放水訓練が必要になってくるのではないかと思います。消防支援者の方、そういった方の放水訓練的なことは行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほどのお話もありましたように、この消火栓等、いろいろな消火活動につきまして、けがも考えられるところでございます。そういった取扱い時におけるそういった事故等を防ぐためにも、やはり日頃からそういった取扱いに慣れるというか、慣れると同時に訓練は大変重要とは考えております。そのため村消防団では、毎年、操作取扱い訓練を行っておりまして、その中で、活動支援隊の方々にもご参加をいただきまして、その消火栓の操作や放水訓練を実施しているところでございます。

また、行政区の皆様を対象とした消火栓講習会を実施し、設置場所の確認や取扱いの説明を行っている班もございますので、そのような機会にできるだけ率先してご参加をいただきまして、習得に努めていただければ非常に助かるというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） そういう訓練も大事だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

次に、火災が発生した場合には、地元の消防団は、消火用の水源確保、または水源場所は把握しているのか、お聞きしたいと思います。これというのは、消火栓とか、防火貯水槽以外に池とか、そういったものがあって、そこからの水を供給できるという場所を把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消防団の各班におきましては、それぞれが所管しております地区の消火栓や防火水槽の箇

所、また、そのほかの水利に関しましての把握は十分している、把握しているというふうに承知をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 消防団が把握していれば大丈夫だと思いますが、各消防班にて、消火用の水源マップ等の作成をしてもらって、水源の場所、消火栓、防火貯水槽の場所を把握していることが大事だと思いますが、マップ等の作成をするという考えはないのか、お聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

議員おただしの水利等のマップでございますが、村としましては、現在ウェブで公開しております天栄村防災ハザードマップのほうに、消火栓及び防火水槽の位置を掲載しております。各団員の各自それぞれのスマートフォンで、それで確認を取ることが可能となっております。また、そのマップ上で位置情報を許可すれば、自分がどこにいるのか、今、現在地が分かるようにも、示されることにもなっておりますので、非常に便利なツールではないかというふうに考えています。

ただ、実際の火事の現場において、そういった非常時におきまして、その水利を認知するために、携帯を開いてウェブ版のハザードマップを使用するというのは、なかなかやはりそういった緊急時には難しいのかなということも考えられるため、このハザードマップに関しまして、その使用方法、また利活用につきまして、消防団を含めて再度周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 火災が発生した場合は、水源を知っていなければ、消防団、消防署員が駆けつけても消火することはできません。ウェブの防災マップ上の位置情報確認ですか、それで消火栓と防火貯水槽の確認ということができるといことですが、火災の発生時、携帯等で確認するのもよいのですが、携帯の画面ではちょっと確認しづらいのではないかと思います。紙面にて確認できるよう大きくマップを印刷して、火災時には消防署員、他の消防団員の説明に役立つよう準備しておくことも必要かと思えます。また、消防班のポンプ車両に携帯しておけば、日頃から場所の確認もすることができると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどのご意見等を参考にさせていただきます、また、消防団のほうと打合せをさせていただいて、水利に関しましてすぐに周知できるような対策を、今後取っていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 検討をよろしく願いしたいと思います。

私の一般質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中であります、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時28分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 次に、3番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉成議員。

〔3番 吉成邦市 質問席登壇〕

○3番（吉成邦市） それでは、天栄村議会会議規則に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目が、特産品開発とブランド化について。

村では現在まで多くの特産品を開発し、村民の所得向上を図ってきたものと思われま。現在の特産品の開発状況と販売の状況はどのようになっているのか。また、ブランド化において、どのようなブランディングを行い、今後推進していく考えなのかをお示しいただきたい。

また、昨年の道の駅季の里天栄における、出荷される生産者の登録数と販売金額総売上げに対する村内で生産された農産物の割合はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

特産品の開発につきましては、これまでに、梅、ヤーコン、長ネギ、天栄米、ミニトマトやマカの生産と加工品の開発に取り組んできましたが、現在のところ、これら以外、新たに進めているものはありません。

販売の状況につきましては、村内の道の駅を中心に首都圏や地域イベントでの販路拡大に取り組み、売上げの向上と認知度の拡大を図っており、道の駅におけるヤーコン、長ネギ、天栄米の令和6年度の販売実績は約5,500万円となっております。

村の特産品のブランド化につきましては、これまで環境に配慮した安全で品質の高い農産物の生産に取り組んでまいりましたが、農産物のブランド認証は、栽培方法や農業資材などが生産者によって異なることから、加工品のように一定の基準を定めることが難しいという課題があります。そのため、独自の栽培方法に取り組む生産者や受賞歴のある生産者等を認定し、その認定内容を公表することで消費者へのPRを行い、購買意欲の向上を図るとともに、これまでの経験で培った知識や技術を生かして、農業者の育成にも貢献できるような認定制度の創設について、今後検討していきたいと考えております。

また、令和6年度の道の駅季の里天栄における村内農産物の販売に係る生産者登録数は87名で、総売上げ約3億2,000万円に対する村内で生産された農産物の割合は15.8%の約5,000万円であります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

今、お答えをいただきましたが、まずブランド認証制度というのは様々な課題があるというふうなことは、私のほうでもそうだなというふうには思っております。ただ、課題があるからやらないというふうなだけでは、前へ進まないというふうに思います。

農産物ではなく、加工品も含めてやれるものから、農産物の認定制度、例えば天栄イッピンとかという、そういう名前をつけてシールをお配りしたり、それこそいろんな場面でPRができたりというふうなことがあれば、もっともっと認知度が広まってくるんでないかなと思います。そういう加工品を含めた、取りあえずどこからやるのかはいろんな検討が必要だと思いますけれども、そういう検討をすることがこれからあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

先ほどご質問いただきました天栄イッピンなど、加工品を含めた新たな認証についてですが、加工品については一定の基準を設けることは可能だと考えておりますが、ただ農産物に関しては、先ほど村長からの答弁のありましたとおり、生産者によって農業資材が異なったり、結構その基準を定めるというのは難しいものですが、そちらについてはなかなか難しいものと現在考えております。そのため、その加工品等については今後一定の基準などを設けて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言われていることは重々承知しておりますが、難しいというふうに言いながら、今回ご答弁いただいた季の里天栄における天栄村の農産物の生産の割合というふうなことを考えますと、15.8%、5,000万というふうなことですけれども、全部で5,000、天栄米の令和6年度の販売実績が5,500万というふうになると、ほとんどが、半分以上はもうお米の販売金額というふうな形になってくるわけですね。なぜかといったら、天栄米というブランドがやっぱり認知されて、そこが売れているからと。天栄米であってもある程度の基準、全く同じものはできませんが、そういう基準をつくって、今までもそういう栽培組合というのはつくっているわけですから、そういう栽培組合等をきちっと整備して、その中で基準をつくって、ブランド認証をしていくというふうなことは可能なのではないのかなというふうに思っているんですが、その辺はいかが考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

新たな生産組合等を設立して、栽培ブランド認証基準等を定めることは可能だとは考えております。ただ、一定の基準等を、その辺を定めていくに当たっては、農家さんのご意見なり、道の駅さんなり、商売に関わる人たちの意見も十分に聞きながら定めていかないと考えておりますので、その辺留意しながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分、生産組合をつくるというのは、農協さんなり、そういったところも含めて、各機関が連携していかないと無理だろうなというふうには思っていますが、そういうものをつくることによって、村長がよく言っているもうかる農業をつくっていくんだというふうなことだと思いますし、天栄米はやっぱり今、この間の鈴木大臣が天栄村に来た際も、天栄米はやっぱり地域ブランドとして確立していて、全国でも珍しいですねというふうな形でのお言葉もいただいているわけですね。

そうすると、やっぱり手法はもう大体分かっているわけですから、それぞれのキュウリ、ナス、トマトとかそういったもの、ニラとかそういうのも含めて、現在村で生産されている主だった作物、そういうものももう一度ブラッシュアップをかけていく。天栄米が最初からおいしかったわけではないので、ブラッシュアップをする、そういうのができるのはやっぱり役所しかないのではないのかなと思っています。

そういうブラッシュアップをして、その中でやっていかなきゃならないなと思っていますけれども、ただ、それまでには時間がかかるというふうなことで、今もお話いただきましたが、そうすると、今度は生産者認定というふうな形になります。生産者認定はある一定の基

準というか、そういったものを設けていけばできるんでないのかなと思いますが、それを今、生産者認定というのをちょっと考えてみますと、お米ですと金賞を取った方とか、そういうふうな研究会に入っている方とかというような形になるでしょうけれども、それ以外の作物の方々もやっぱり生産者認定をするとすると、様々なそういうコンテストというか、表彰するようなものが必要になってくると思いますけれども、その辺はどういうふうな形で生産者認定の基準、また、それを達成するための方法を考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

生産者の認定の基準、またそれを達成するための方法ですが、まず生産者の認定基準、こちらについては、米とかにおかれましては受賞歴とか、そういうもので一定の評価というか、基準を設けることはできると思います。そのほか、農産物等に関しては、私は土づくりにとてもこだわって栽培していますとか、あと全く農薬は使いませんとか、そういうものを生産者のほうからいろいろヒアリングした中、あと申出を受けた中で、そのようなものを基準にして、私はこういうものをやっていますという、お客様にPRできるような農産物、そういうものを基準にしていきたいなと考えております。

また、達成する方法についてですが、コンテストの開催とかは、大変申し訳ございませんが、現在のところ考えてはおりません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、産業課長が言ったとおり、すぐにその基準でやるというのはなかなか難しいとは思っておりますが、やっぱり一つ一つ課題をクリアして、今言ったように、減農薬だったり、無農薬だったり、あとは品種をそろえて、独自の品種をつくるとか、あとは在来種にこだわってやるとか。そういうふうな、何でもあるわけですよね。そういうのをちゃんと組み合わせていただいて、やればいいんじゃないのかなと思っています。

87名しか、今、季の里に登録者数がないというふうなことです。これ多分、前の季の里が道の駅に認定になった頃は二百数十名いたと思うんですが、87名の方の内訳といっても分からないんだろうな、やっぱりな、年代とかもすぐには。年代とかは分からないと思いますが、ただ、今、私がちょっと調べたところで言いますと、この間の農林業センサス、これは米に限ってなんですけれども、農林業センサスの速報値は全国でいうと、1億人の人口に対して101万人が農業者人口、それは全部で、これはお米も含めて野菜も全部と。82万経営体ということ、0.8%しか農家は少ないということになるわけですよね。

福島県でいうと3万7,000人で約2%、全国は68歳が平均年齢なんで、68歳以下は50万人

しかいない。58歳以上、88歳だとしても、そこに50万人もいるというような形になってくるわけです。ですから、やっぱり、今、米もそうですし、野菜もそうですし、高騰が続いているというのは、こういう原因がすごいあるんだと思いますし、それにはやっぱり稼げないから農家を離れていくというふうなことだと思うんですよ。

やっぱり稼げる農家、そしてブランド化、そういうものをきちっとやっているところが、やっぱり農業としてその地域を離れずやっているというのが、今、全国の事例を見ても、川上村って長野県にあるんですが、そこは、農家の平均の年収というか、販売金額が2,500万で、過疎にはなっていないです。標高1,100メートルが最低標高ですから。そんなところでさえ、きちっと稼いでやれば、過疎にならないというふうなことだと思うんですよ。ですから、やっぱりこのブランド化というかそういったものを、村としても本当に真剣に考えていただいて、ここで残っていける、そして移住してもここで稼げる、そういうものをきちっと出していただければなというふうに思っています。

農産物について、キュウリ、ナス、ニラなどの今までの農産物の販売を牽引してきた作物の生産者の数も年々減少していると思うんですけれども、これ今は大体どのぐらいなのか、どのぐらいの人数がいるのかをお分かりでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

すみません、品目ごとの農家数については、手持ち資料では準備してございませんでした。ただ、米に関わる農家数、まず約20年前の平成17年度におきましては、天栄村の総農家数は690人いましたが、令和2年、こちら農林業センサスに基づく数字ですが401人、もう既に20年で289人の方が減って、42%も減少している状況になります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） やっぱりこの村の施策というか、計画をつくるに当たって、全てのものもそうだと思うんですけれども、やっぱり今現状、どういうふうになっているのかというのはある程度把握しておいてもらわないと、この先どういうふうにしていくかという目標も立てられないと思うんですよ。

ですから、今言ったような、特に販売額で多いのはキュウリ、ナス、ニラが多いものですから、野菜は。あと、お米ですね。そういうものの現状はどうなっているのか。どのぐらいの販売金額があるのか。キュウリなんかは一時、岩瀬キュウリといたら50億を達成するというような時期もあったわけですから、そういうのが今はもう20億切っているはずなんですよ。もう半分以下、3分の1ぐらいになっているというようなことなので、こういうふうなものの対策を進めなければいけないと思いますけれども、主要な野菜、お米は大分、本当に

お米は他の市町村からも羨ましがられるぐらいの対策をしていただいていますので、それはすごいなと思っていますが、このキュウリ、ナス、ニラなどの対策を今現在どのような形でやっているのかをお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

キュウリ、ナスとその他の野菜等に関してですが、キュウリについては、キュウリ、ナス、病害虫防除に対する薬剤の助成は昔から継続的にクロピクとかの助成とかは行っております。

そのほか、新規認定就農者を希望される方々については、国の交付金、補助金制度を活用して、そちらのほうを活用していくようなご案内とか、そのような担い手の確保について、村では取り組んでいる状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 承知しているところだとクロピクとか、ああいったものはもうやっていただいていますのであれですけども、ただやっぱり今、例年と同じものをやっても栽培者が増えないというふうなことです。特に今、伊達市がすごいキュウリの農家数が増えているわけですよ。そういうところがなぜ増えているのか、そしてそこへ行ってちょっと見てきてもいいんじゃないのかなというふうな気はするんですよね。そういうのはやっぱり村のほうで、伊達のほうが今はもう須賀川岩瀬のキュウリの栽培よりも進んでいるとも言われているものですから、そういったものもしっかり把握しながら、農産物の生産、販売をしていかなければならないんじゃないかなと思います。

あと、先ほども言いましたけれども、キュウリ、ナスの生産者の減少と、あと栽培面積、そういうのも5年前、10年前と比べてどうなっているのか、これからどうなるのかというのも、これもやっぱり調べていただければ、多分、今、手元にはデータは持っていないでしょうから、それはちゃんと調べて、後で、ちょっとペーパーで頂ければなというふうに思っております。

ですので、やはり農作物の所得の向上というのが、天栄村は農家軒数が少なくなったとはいえ、やっぱり令和2年で400軒、去年、僕が質問したときに、水稻の生産をしている農家数で350軒もあるわけですから、何をやったら一番村民に直接大きく影響があるのか、そして所得の向上になるのか、住んでよかったと思われるその土地になるのかというのを考えながら、やっていただきたいなと思っております。

農作物の所得向上を目指すための方策として考えられていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

農業の所得向上の方策としまして、まず天栄村につきましては、環境価値についてはもうすごい評価されている部分なので、そのほか、先ほど言った人、生産者に光を当てて、そういうもので新たな付加価値をつけていきたい。

あと、天栄村サポーター会員制度、あとふるさと納税、あと大宮駅とか首都圏でのイベント、そのような部分。あと、都市農村交流、東京建物さんとか、そういうものとか。あと、道の駅、すばらしい道の駅があるものですから、そちらの販売の向上とか、一体的、包括的に、そのような農業、観光、交流を含めて、農業生産の所得につながるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 承知しましたというか、いろんなことをやられているのは、いろんな新聞にも書かれていますし、この間も何か三越でやったというのも出ていましたので、やっていただいているなというのは分かるんですよ。

それがやっぱりどちらかというと、もう私も米農家なのであまりあれですけども、米以外があまり手薄だよねと言われるのもあるんですよ。やっぱり米以外の農産物の生産者に対してもうちょっと面倒を見てもらえたらいいのにねと。吉成君は米だからいいけれどもなんて言われると、私もちょっと困ってしまうんですけども、米以外の農作物生産者に対する独自の助成制度、そういうものを考えているのかどうかをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

天栄米をブランド化させてきて、米に続く野菜というようなことで、今、天栄ブランドで長ネギ、あとはヤーコンはちょっと少なくなりますが、ネギが大変好評であります。ここについても、共同集荷場なり共同選果ができてくれば、今若い方が就農していますので、規模をもう少し拡大していきたいというご意見も聞いています。この圃場整備を区画整理しながら、そういう中で省力化を図るということも非常に大切かなと。

あと、私も直接市場なり消費者のところに行きまして、天栄ブランドと言っているのであれば、通年同じ品質のネギを出していただきたいと。そうしていただければ、それだけ高く購入しますよというお話もいただいておりますが、何せネギだけじゃなくて、米もやっているとどうしても刈取り時期になると、ネギが出荷できないというような状況があるものですから、そういったところの解消に向けてやっていく。あと、規模も拡大することによって収

益も上がるというようなことで、そんな取組を今後、それも視野に入れながら、どういう形で村で支援できるかと。

それとまた、岩瀬キュウリはブランドでございますが、今、JA夢みなみでGIの認定というようなことで、間もなく多分、こちらについてもGIの認定を受けるかと思うんですが、関西方面やトップセールス、京浜地区も行きまして、どんどん送ってくれと。それだけ数量がやはり減ってきているというようなことで、あとは品質のよさが分かっているものですから、こちらについても、もう少し村としてどういった支援ができるのかと。

防虫ネットを張った栽培方法というのが、風にも影響を受けない、ひょうにも影響を受けないというようなことがあるものですから、そういったところの支援策、JAさんとまた一緒にそこは連携をしながら、後継者、また新たに新規就農したい方というような方がいれば、そういった支援も視野に入れながら、所得の向上につなげていくことが、村が将来的に持続可能な村に発展できると思っていますので、そういったところもいろいろお聞きしながら、そして議員も生産者としてやっているものですから、ぜひそういったご意見をお聞かせいただきながら、よりそれを反映させていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

そういうふうなことで、前向きなお答えをいただきましたので、生産者の方々にもお話をしたいなと思っています。

特にネギ、キュウリの集荷、選果については、選果場はきゅうりん館がありますのであれですけれども、集荷はなかなか機械でできないというのがありますけれども、ネギに関してはやっぱりネギの収穫機、天栄村には入っていないので、そういったものも入れて、その面積、今、村長が言われましたように、年間通じて安定供給という、やっぱり機械化に頼らざるを得ないというふうなことになってくると思うんですね。それには、やはり面積の拡大と機械化というのはセットですので、その辺も含めて対策を練っていただければなと思います。

特に、キュウリについてはもう年々々々減少してきて、ここ二、三年は、全くキュウリのそういうサイクルがなくなって、高値、安定というふうな形になっているわけですね。そこでもう一押し、高いというかブランドにして、生産者が本当に意欲を持って生産ができるようになっていただければなというふうに思っておりますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、道の駅の生産者の減少なんですけど、これは高齢化によるものだけなのかというのがすごい心配しております、やっぱり前から、村長就任当時から子どもと若者と老人とにそれぞれ生きがいというふうなことを言っていますけれども、昔、道の駅というか、生産

物直売所を造ったときには、やっぱり高齢者の生きがい対策をまず大きく掲げていたわけですね。高齢者は今なかなか遊ぶほうが忙しいのか、農家をやっていないのか分からないですけども、どんどん高齢者も登録者から減っているというふうなことになっているように聞いております。

これもやっぱり便利さというか、季の里での集荷までは、別に私はそんなに集荷をしてくれるというのはなかなか難しいだろうなと思ってはいますけれども、やっぱりどれだけの単価でどうやって売るかというのをもうちょっと考えていただいて、やっぱり所得の向上というのが図られれば、皆さん少しでもお金が入ったほうがいいものですから、そこをしっかりとやっていってもらいたいなというふうに思います。

今後、生産者の数を増やしていかないと、季の里の来場者も減少してくるんじゃないのかなというふうに思っています。やっぱり売れる物がないところに消費者は行かないので、その辺について、ちょっと生産者の増加に向けた対策を考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 道の駅の生産者の増加対策事業につきましては、現在道の駅におきましては、生産者を先進地の道の駅のほうに、今、視察研修に連れていきまして、農産物販売に係る士気向上なり、そういうもので努めております。

あと、ここに出荷される方々、認定農業者を含め新規就農者の方も結構いらっしゃるんですが、出されていない方なんか結構いますので、そちらのほうに、村としてはそういう方々に積極的に声がけをして、ぜひ出してほしいということで、推進をしていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、産業課長が言ったように、生産者にやっぱりもうちょっと案内を出して、高齢者の方にも、作っているものについてはもうぜひ、季の里というか、道の駅に販売してくださいよという誘導はやっぱりやっていかなきゃならないんじゃないのかなと思うんですよね。

これだけ農業者人口が減っていくと、村の人口が減るスピードよりも農業者人口の減るスピードのほうが圧倒的に速いですから、これ、福島県は5年間で40%落ちているんですよ、農家人口の。6万人だったのが今は3万7,000人になっています。この3万7,000人のうちの7,000人が50歳以下、60代が9,000、70代が1万6,000、そして80代が5,000と。これを見てもうあっという間に、あと5年ぐらいで60歳以上の方々は、早く言ったら半分に減るというふうな形になるわけです。

そうすると、今まで、先ほどの新規就農者の話がありましたけれども、新規就農者ってどうしても親元就農ができないというふうな形になっているわけですよ。ですから、どうしてもお米じゃなくて違う作物に行く。ですから、お米の農家がどんどん少なくなる。新規作物のほうにはいくんだけど、やっぱりそんなに親もやったことのないやつをやっているの、5年間の新規就農の補助金はありますけれども、5年たった後にやっぱりやめていく人が多いというの聞いてはいますので、その辺をしっかりとフォローしていただければ、いいんじゃないのかなと。

特に、村長よく言っています移住定住の事業についても、やっぱりこの魅力って山があります、川があります、そんなのどこにでもあるわけですから、やっぱりここへ来たらこの作物で稼げるんだというふうなのがあるとやっぱり大丈夫だと思うんですよ。さっきの長野県の川上村はレタスなんですよ。レタスだけで2,500万を稼ぐわけですよ。そうすると、あそこに行ってレタス作ったら生計が立つ。耕作放棄地は一つもないそうです。耕作放棄地がない村というのでもよく出ますので、そういうどこか空いた土地があったらもう奪い合いになるぐらいになっている。それは稼げるからなんですよ。だから、やっぱり稼げるというのは、こういう小さい山間部の農村は、やはり一番の生きていく道なんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

また、新規作物の導入はまだやっていないというふうなことになってはいますが、今後温暖化により、村内で生産される農作物も高温障害とかいろんな制約が出てきて減少していく、そしてまた作物の品質が悪くなる。そうすると、作ってもしょうがない。今、北海道でリンゴが、大分山形からいっているわけですよ。北海道のリンゴが大分おいしくなっているというのを聞いていますので、村としても、この次の作物というものの選定というのは、やっぱりやらなきゃならないんじゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

やっぱり温暖化というような状況はもう変わらないと、今後また温度が上がってくるといようなことで、私も、もう福島県はミカンが産地になりますよと、そんな話も聞いておりますが、それはまだまだ先なものですから、今のこの高温にも耐えられるようなそういったものを情報収集しながら、生産者の方々との協議をしながら、天栄村のこの土地に合った、この気候に合ったものの栽培というようなことは、今後所得の上がるものとなれば推進をしてみたいと。ただ、まだ、今、いろいろ他県のほうとも協議をしたり、県でも新たな品種も今つくったりしているものですから、そういう情報を収集して、次へのステップに向か

えるような段階まで持っていければと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

やっぱり今の作物も大事で、高温耐性のあるものというのはいろいろやっていますが、進化論でもあるように、やはり変化するものが生き残るといふふうなことです。どうやって変化させるか。それがやっぱりこういう村のこれから生き残っていく道なんじゃないかなというふうに思っていますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、一応、1個目の質問についてはこれで終わりたいと思ひます。

2つ目です。2つ目の質問を始めさせていただきます。

ゼロカーボンへの取組。

村ではゼロカーボン宣言を行って2年になりますが、この間の取組成果と今後の取組について伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では2024年3月1日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しております。

温室効果ガス削減に向けては、第1次天栄村地球温暖化対策実行計画において、「再生可能エネルギー導入・利用促進」「省エネルギーの推進」「森林吸収源の確保」「循環型社会の推進」「適応策の推進」「多様な人々が取り組む環境づくり」の6つの基本目標を掲げ、中期目標値としては2030年度温室効果ガスの総排出量を2013年度より46%削減する2万5,000トンとしております。

具体的な施策としては、住宅用太陽光発電システムの設置支援や公共施設の太陽光発電システムの導入・LED化、ゼロカーボン住宅推進リフォーム支援や役場の電気自動車の導入、福島森林再生、ごみの減量に向けた生ごみ処理機購入支援や小型家電等のイベント回収、農業分野におけるJ-クレジット活用促進、民間企業との環境学習の開催などの事業に取り組んでおります。

主な実績につきましては、住宅用太陽光発電の補助が4件、福島森林再生が計187.34ヘクタール、農業分野におけるJ-クレジット活用につきましては、今年度3名が実証実験を行い、令和8年度から本格的に取り組む予定であります。このほか、地球温暖化対策の環境イベントが1回、森林環境学習24回、ゼロカーボン住宅推進リフォーム支援が2件となっております。

特に、2025年1月から今月までを期間とした1人1日当たりの家庭ごみの量を2022年度の

776グラムから100グラム減らす「みんなでチャレンジ！ごみ減量作戦」を現在実施しており、2022年度と比較すると、1人当たり104グラムの削減となっております。

今後も、住民やてんえいSDGsパートナーの企業と協力、連携を図りながら、目標の達成に向けて各種事業を行ってまいります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ご回答ありがとうございます。

今もいろいろお答えいただいたわけですが、2024年のベースとなった村のCO₂の総排出量、そのどれをベースにしているのかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

先ほどの2万5,000トンにと削減するまでのベースなんですけど、2022年に環境省で公表しています直近の資料では、今現在、天栄村では3万4,000トン、CO₂を排出しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 3万4,000トンというのがどのぐらいの数字なのかがちょっと僕もぴんとこないですが、2年間取り組んだ中でどの程度というか、データは出ていないんでしょうけれども、どのぐらいの削減ができていっているように思われますでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

この事業が始まりまして、村のほうで一番はごみに特化して取り組んでまいりました。先ほどありましたとおり、1人1日100グラムを減らしましょうよということで1年間やってきました。先ほどありました104グラムというのは、今年の1月までの平均が104グラムまで1人減らすことができました。そうしますと、104グラムがCO₂に換算しますと、約年間で66トン削減したことになっております。それが今分かる数字で表記した削減量になっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 取組で100グラム達成というようなことなので、それは素晴らしいなと思いますが、66トン天栄村でということは、3万4,000を66トンで割ったら、何年かかるんだろうというふうな形に思えるわけですよ。

目標まで、2050年ということですので、あと25年かかるわけですから、1年間で25年だと66トン掛ける25年と、それでも1,650トンにしかならないわけですから、ゼロカーボンには程遠い状態だなというふうに思いますが、この2025年までの削減目標をどういうふうな計画

によっていくのかなというのは思っているんですが、5年間での目標としてはどのぐらいを予定しておりますか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今回計画いたしました地球温暖化防止計画につきましては、作成した当時はあくまでも排出量のみ計画となっておりました。昨年、福島県のほうで、吸収量のほうの各市町村のデータを頂きまして、天栄村におきましては、先ほど一番最新ですと3万4,000トン排出になっておりますが、同じく吸収量も同じ数字3万4,000トン吸収していますということで、ほとんど同じ量になっていきますので、今現在続けていますごみ減量ですか、そちらのほうを集中して、引き続き実施していきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 吸収量が3万4,000トンというと、ゼロカーボンになっているんじゃないの。計画達成なんじゃないの。25年かからずだ、違うんですか。その辺をお話ししてください。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

先ほどのデータが一番最新で令和4年のデータとなっておりますので、令和4年時は同じ数字ということですので、吸収量と排出量が同じデータになっているということ。

○3番（吉成邦市） ゼロなんですよ。

○住民課長（星 裕治） そうですね、はい。

そういうことになります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 何かこういう計画をつくって、こんなに早く達成できる計画というのは初めて見ましたけれども、びっくりしました。

ただ、吸収量というか、全て机上というか計算上のものなので、実際に温暖化が進んでいるのは間違いないというふうなことです。これからもっともっと減少させていかなきゃならないというのは、皆さんご理解いただいているところだと思うんですよね。今のごみ減量というようなことで、100グラムで66トンやっているんですが、分類別の目標というのは立てているのかどうかをお伺いします。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今現在は、100グラムを目標にしておりまして、分類別には目標は立てておりません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ごみの中での分類はしていないというふうなことです。これは、ごみ以外に様々なCO₂の排出に関わるものというのがありますよね。結局、自動車の運転時間だったり、先ほど村長が話したように、電気自動車を導入とかそういったもの。そういった様々な分野、分類での排出量削減というのは、計画を立てているのかをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

地球温暖化防止計画の中で、太陽光発電の普及促進とか省エネルギーの推進、その中で電気自動車の導入とかいろいろな目標は立てておるんですが、実際にCO₂が幾ら削減になるというのが、先ほどのごみですと、衛生組合さんのほうから、これだけ削減すればCO₂は削減できますということで教えていただきましたので、それ以外についてはちょっとデータのほうはありません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今のは了解しましたが、結局ごみだけではないと思うんですよ。いろんな様々なものからCO₂というのは排出されて、今回、産業課さんのほうで、農業分野というようなことでJ-クレジット。結局、中干し延長でメタンガスの発生を抑えて、それでどれだけ抑えたものをクレジットで売るといふようなことなんですけれども、そういったものは、今回の水田に関しましてはJ-クレジットでやっていると思いますが、それ以外の先ほど言った車とかも、やっぱりこれだけのCO₂が削減できるというのがある程度見えないと、住民の方も分からないと思いますし、それからこれを壊したらどれだけ削減しますよというのをもうちょっときちっと調べて、目に見えるような形でお知らせしたほうが推進できるんじゃないのかなと思います。それはやっていただくとして、水田以外のCO₂の削減をどういふふうな形にして考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えします。

水田以外のCO₂の削減につきましては、計画のほうでは、先ほどありましたごみにつきましてはリサイクルの推進と、あと太陽光発電の普及促進の補助等、うちのほうでやります地球温暖化イベントをやるとか、そういったのが計画には載っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりましたというか、先ほどの3万4,000トンの排出量と3万4,000トンの吸収量というのを見ても分かるとおおり、排出をすごく減らすのというのは、やっぱり皆さん生活しているので大変だと思うんですね、これ。吸収は森林とかそういったもので、天栄村だけでも3万4,000トン、CO₂の吸収ができるというふうなことだと思うんですよ。

ですから、やっぱり僕が言いたいのは、J-クレジットのように排出量を、CO₂の吸収、排出量の削減というか吸収、そういったものを水田とかそれ以外のものでもやれるんだったら一番じゃないのかなというふうに思っているんですよ。例えば、果樹園とか庭でも同じですけども、そういう切って燃やすもの、皆さん燃やしているじゃないですか。剪定をした枝を燃やすとか、自分の家の木を切ったときに燃やすとか。そういう燃やすのって、燃やさなければCO₂にならないわけですよ。

逆に、それを炭化、炭にするということがあって、炭にすると、今度その炭にしたものがCO₂の吸収になる。ですから、CO₂の吸収ということで、炭を畑とか田んぼにまくと、それだけでCO₂の吸収のカウントになるというのもあるんですよ。ましてや、今、森林ですね。今回、大分杉の伐採なんかも目立つようになってきたんですが、森林については年間4,568万トンから9,700万トンのCO₂を吸収しているという、全国で。これだけ吸収しているわけですよ。50年過ぎると、杉の木とかそういった針葉樹、こういうのはCO₂の吸収量が減少すると。80年の杉だと大体4分の1しか吸収しないと。先ほどの森林再生事業もその一翼を担っているとは思いますが、そういった意味で、一時、間伐が全然もう、前は間伐結構やっていたんですが、間伐事業を。今は全然間伐事業がやれていないんでないのかなと思います。今、間伐事業ってやっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

村が支援しているような間伐事業については、近年ちょっと実施していない状況にあります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 間伐については、CO₂の吸収というか、それにもすごい関わってきますし、ましてや今これから、国産材というか、材料が上がっている時代になってきて、これからもう一度見直されるんじゃないのかなというふうに思われております。

今、大里地区では、三、四ヘクタールの杉を買っている業者さんが入っています。もう杉を出して用材で、こういうのは売れるんですかというような話を聞いたんですけども、今、杉が足りないんですよ。ですから、もう50年生ぐらいの杉でしたら、いつでも言っていたければ、買いに行きますからというふうな話で言われたんですが、その良質の杉を作るた

めにも、やっぱり間伐って必要なんですよ。

その間伐もやっぱり事業があると思いますんで、そういった良質な杉を生産するために間伐をする。そうすると、CO₂削減に効果がある。そして、材料がよくできる。そうしたら、山を持っている人たちも収入になるというふうなことになると思いますので、間伐ももう一度、最近は本当に事業をやっていないなと思っておりますけれども、僕ら、十五、六年前は、森林組合と一緒に間伐結構やったんですが、そういう多分事業があると思いますんで、その辺も含めて、このゼロカーボンと合わせて一石二鳥になると思うんですよ。ですから、その辺もやっていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

今年度、新たに森林経営管理制度について着手していく予定でございますので、そちらのほうにて森林整備のほうを推進していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ゼロカーボンというか、CO₂の排出、温暖化の対策というのを、もう目に見えない状況でなかなかぴんとこないことではありますが、やっぱり自分たちの生活の中でこれだけ夏の高温とかが続いて、やっぱり温帯が亜熱帯に近い気候になっているというのを考えれば、やっぱり少しでもこのCO₂の削減、ゼロカーボンへの取組というのをやっていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

今、産業課長のほうで、これから森林の整備も計画をしながら、進めていくということですので、全てのそういったCO₂に関連する部分について、もう一度見直しをしていただいて洗い出しをして、その削減に努めていただければなと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員の一般質問は、以上で終了いたします。

ここで、暫時休議いたします。

2時50分まで休みます。

（午後 2時31分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

◇ 齋藤 寿 昭

○議長（大須賀溪仁） 次に、1番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1 番、齋藤議員。

〔1 番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1 番（齋藤寿昭） 天栄村議会会議規則によりまして、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

発達障害への早期対応について。

近年、発達障害が広く知れわたるようになりましたが、村では早期対応を行うため、どのような施策を実施しているのかをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

発達障害への早期対応につきましては、乳幼児期に実施する1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査において、発育状況の確認や育児相談を行うほか、村独自の事業として、令和2年度から公認心理士、相談支援専門員が幼稚園を訪問して行う年中児の発達相談会、令和4年度からは年少児の発達相談会も実施し、集団生活や日常生活における子どもたちの成長や発達について、保健師と共に適宜、保護者へ助言等を行っております。

また、保育所、幼稚園、小・中学校においては、必要に応じて保護者との面談や相談を行っており、医療機関の受診や療育手帳の取得、福祉サービス事業所の紹介など、関係機関と連携を図り、ニーズに合った支援につなげております。さらに、子ども以外の方につきましても、随時相談に応じており、医療機関の受診、療育手帳の取得など、一人一人に寄り添った支援を行っております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今、3歳児健診、そのほかに乳幼児健診、就学時健診でどのように実施しているということは理解しました。

また、その結果によって、保護者へのフォローということもしているということですが、健診結果でグレーゾーン、グレーゾーンの意味を言いますと、診断基準を満たすほどのない特性はないものの、言葉の発達がゆっくり、こだわりが強い、人と関わるのが苦手など、特性が見られる傾向がある状態を指すというふうになっております。このグレーゾーンと呼ばれる場合の対応はいかにしているかお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

グレーゾーンと呼ばれる方の対応につきましては、今、議員おっしゃられたように、判断

基準を満たさない状態ということでございまして、基本的には、その特性を個性として生かすというような工夫が大事だと言われておりますので、そういった目線での対応を行っております。

また、先ほど村長の答弁にもございました発達の相談会ですとか、健康診査そういったときにも、そういった状態がないかというところを、保健師のほうでは注視しておりまして、その中での個別の相談、それからどういった支援が必要か、どういったサービスを使いたいかみたいな形で相談に乗っております、場合によっては、県の相談センターですとか、事業所の案内なども行っております。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

教育課といたしましては、学校保健安全法に基づき、小学校に入学する前に子どもたちの健康状態などを把握して、健やかに学校生活を送ることができるよう、入学の準備をしていただくため、就学時健康診断いわゆる就学時健診を実施しております。その中では、内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、そのほかに知能、発達検査で身体の異常や、発達上の課題を早急に発見するためのスクリーニング検査を実施しております。

この就学時健診でございますが、ここで医師の健康診断等ございますけれども、その場で、発達障害等の確定診断、そういったものはされないことから、その中でグレーゾーンと言われるような方も含めまして、就学時健康診断において気になる点があった場合、また保護者から相談があった場合などにつきましては、幼稚園、健康福祉課、就学先の学校と情報の共有をするとともに、日々の園生活において見守りをしながら、必要に応じて保護者との面談や相談などを行って情報をつないでおります。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

各課こういった問題、幼稚園、保育所までが健康福祉課、幼稚園以降が教育課ということで、各課をまたぐ、そういったちょっと難しい点もあるかと思えます。

数年前に幼稚園の教諭が支援を必要とされる児童に対して悩んでいたという事例がありました。教諭に対してのフォローや相談はできる環境になっているのか、お聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

教諭に対してのフォローや相談ができる環境についてのご質問でございますが、各小・中学校には、校内教育支援委員会というものを設置しております、校長のリーダーシップの

下、組織的に対応するための校内体制を整備しております。そのほか、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育アドバイザー、指導主事らを幼稚園や学校に実際に派遣しまして、支援についての相談やアドバイスなども行っております。

また、特別支援教育担当の教職員を対象とした研修会の実施や、特別支援教育支援員を対象とした情報交換会も開催しているほか、県の地域支援体制整備事業を活用しまして、地域の特別支援教育アドバイザー、コーディネーターといった専門家による支援、相談も行っております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

天栄幼稚園ですけれども、須賀川、岩瀬地区、その中でも児童発達支援事業所の受入れ、こちらが大変協力的で、支援方法についても事業所と幼稚園、保育所と共有しながら、その子に合わせた支援ができることで事業所、保護者より評価されているというのをお聞きいたしております。大変、幼稚園の先生、学校の先生方々が、そういった事業所と協力しながらやっていっているというお話もあり、須賀川地区とか他の村外からもそういったお話を聞いております。

発達障害には早急の対応が大変重要なのですが、村で療育、こちら療育の意味を説明しますと、障害のある、またその可能性がある18歳の子どもに対し、個々の特性に合わせて治療と教育を組み合わせ、自立と社会参加を目指す支援活動ということになっております。そういった事業所というのは村内にあるのか、お聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

村内におきましては、そういった事業所は現在ないと承知しております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 事業所のない場合、どのような対応を取っているのかということも聞かせていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

村内には事業所はございませんが、県が認定をしております近隣の事業所ですと、障がい者向けが60ほど、障がい児のほうは40弱ほど今あると伺っております。

村のほうでは、保健師なり、健康福祉課のほうにご相談いただいた場合については、県の療育センターですとか、近隣の事業所さんに相談、ご紹介申し上げまして、相談員さんをつ

けた中で相談ができるような体制を取っております。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

ない場合はそういったところの事業所のほうにするんですけれども、それに当たって、やはり天栄村だとどうしても隣接する市町村に行かなければならないということなんですけれども、そういった事業所で送迎をしてくれる、これは村の保育所、幼稚園、各学校まで送迎してくれるという事業所はあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

近隣の市町村の事業所におきまして、いろいろ情報を聞いておりますが、なかなか人員不足ですとか、送迎することによってサービスの時間確保が困難という状況から、事業所ごとに送迎範囲を決めているようでございます。現在、私どもで確認できている状況としますと、広戸地区までの送迎をしている事業者はおりますが、それ以外は送迎ができるという情報は承知しておりません。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

広戸地区までは来てくれる事業所があるということなんですけれども、療育が必要だという児童が牧本地区、大里地区にいた場合はこういった対応ができるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

広戸地区までは何とか来ていただける状況ではあるとは考えておりますが、牧本地区ですとか大里地区、湯本地区においてはなかなか送迎が難しいといった中では、村のほうでは特別な支援は現在しておりません。あくまでも村も間に入りますが、相談員さんですとか、事業所さんと相談しまして、できるだけ保護者の送迎ですとか、公共交通の利用、そういったもので対応をせざるを得ない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今、そういった質問をしたのは、幼稚園までは療育、送迎が来てくれたので、通所というか通っていた、ただ小学校に上がったら、送迎がなくなってやめてしまったという児童がいっぱいいます。そういった、せっかく療育というものに行っていたのが、それがないため

にやめてしまったという大変残念な結果がありました。

そこで、村長にお伺いいたします。

療育へつなげるための通所、交通手段を村独自で検討できないかをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今ほど、移動手段であるとか、そういった話をお聞きしたので、そういう状況を把握しながら、村としてどんな状況ができるのか、今この場で返答はちょっとできませんので、内部で協議をしてみたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

確かに、すみません、唐突な質問だったかもしれませんが、例えばそういった保護者のご家庭に助成金なり、タクシーを使ったり、公共交通を使ったときに助成、補助ということも、ぜひ考えていただければと思います。

支援が必要な児童に対して細やかな情報を記録するサポートブックというものが村にはありますが、そちらの活用はどのようにされているかをお聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

今、議員のほうからおっしゃられましたサポートブックでございますが、こちらの活用につきましては、支援が必要なお子様の情報を細やかに記録するものでございまして、成育の経過ですとか、既往歴、それから生活、身体面についての状況などを記録していただいて、支援につなげるというところで、保育所から幼稚園、幼稚園から小学校、小学校から中学校と上がっていくにつれて、例えばサービスを利用されたりですとか、症状に変化がないとか、どういった支援が必要かというものを記録していただきまして、それぞれの段階に応じて情報を共有して、支援につなげていくという形で活用をしております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） こちらのサポートブックというのは大変きめ細やかな対応なので、こちら子どもの成長記録ですね。生まれたときに母子手帳とか、そういうのを皆さん頂くようにはなっていますが、その母子手帳に書き切れない、例えば子どもの気になる点、成長の段階で気になる点や食べ物のアレルギーとか、そういったことも記録できるようになっています。このサポートブック、相談をするご家庭だけではなく、村全子どもたちに配布して、成長段階として記録しておけば、保育所から幼稚園、幼稚園から小学校、小学校から中学校

という記録を関係各所で共有できて、とてもいいものだなと思っておりますけれども、そういった点で検討させていただくことはできないでしょうか。お聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） お答えします。

天栄村のサポートブックでございますが、今までは各学校で何か独自に個別の指導計画をつくっていたと。それだと、幼稚園、それから小学校、中学校とつながっていかないというふうなことで、文科省が数年前にサンプル、モデルを示しまして、それを基に天栄村でもサポートブックを作ったというふうに聞いております。

それは、幼稚園、それから小学校、そして中学校までつながっていくというふうに私は認識しております。小学校から中学校に入る場合に、6年の担任、それから今度中学校1年生を担当する担任は、一人一人の情報を確認するわけですがけれども、特別支援学級にいる子どもに関しましては、このサポートブック、個別の指導計画を基に綿密に、小学校の特別支援学級の担任、それからコーディネーター、それから中学校の場合、3月24日に辞令が出まして、学校の組織が次年度で決まります。そのときに特別支援学級を担当する教員が決まりますので、そこで小学校との綿密な話をして引き継ぐことになっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そういったことでサポートブックを活用なされている。私が見たのは平成28年のときに、こういったものを記入ということで、ちょっと聞いていたんですけども、令和6年にまた新しくなっているということもお伺いしております。その中でサポートブックの記入の仕方ということもセミナーを開いたり、あとはそういった支援、療育が必要な子どもに対して、各事業所の相談員の方が来てフォローをしているということもお伺いしております。そういった療育にうまくつなげられるような方策を、村でもしていただければと思います。それに伴って交通手段がないという場合には、そういった村独自の方法もちょっと考えていただければと思います。

今、村長の答弁のほうにありました大人の発達障害ということもあるんですけども、この大人の発達障害というのは、近年聞くようなことになっていると思いますけれども、子どものときはやっぱりサポート体制とか、そういった学校関係とかがあったので目立たなかったというのがあるんですけども、社会人になってからはやはりそういったことで社会生活や複雑な人間関係ができて、そういったところについていけないというのはおかしいですけども、そういうのでなっているということも、近年そういったのが出てきた状況なのかなと思います。

これにちょっと関連している、障害のあるというふうに捉えるのもあるんですけども、ここでちょっと1つ、作品というか、新聞等で僕、拝見したときに、ためになるというか、ちょっと感動させられるような作文がありました。こちら、全国中学生人権作文という中で、総理大臣賞を受賞した泉崎中学校の生徒の作品なんですけれども、題は「理解からはじまること」。大人になってから原因不明の難聴となったお母さんについて、明るく元気な母になるまでの葛藤を知った際の驚きをつづった作品ですけれども、その中で健常者が障がい者を助けるという構図ではなくて、人が人を助けるという考えが大切なのではないかと論じております。障害については、周囲が少しでも理解を深めるということが必要なのではないのでしょうかということが新聞記事に書いてありました。

障がい者をちょっと理解するというのは大変難しいんですけども、そういった方たちを健常者が助けるのではなくて、人として助け合うということが大切なのではないかと思います。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 次に、4番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4番、馬場議員。

〔4番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4番（馬場吉信） 通告どおり一般質問を始めます。よろしくお願いします。

1、防災行政無線の復旧見通しについて。

現在、村の防災行政無線において、時報等の定時放送が長期間停止しております。緊急情報は時折配信されるものの、日常の目安となっている生活の音としてのチャイムや生活情報が途絶えていることに対して、多くの住民から不便を訴える声が届いています。

そこでお尋ねします。現在の修繕状況と復旧の具体的な見通しについてお聞かせ願います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

防災行政無線設備の更新工事につきましては、昨年8月5日に工事請負契約の議決をいただき、工事着手いたしました。現在の進捗状況は、更新機器の製作が1月下旬に完了し、機器搬入、据付け作業を進め、2月20日に旧設備との切替え作業が完了いたしました。

現在、機器の設定や試験などの最終調整作業を進めており、その作業が完了次第、速やかに定時放送を再開し、防災行政無線による広報活動を実施してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 復旧見通しについて了解しました。

今回、なぜこれほどの長期間にわたり放送が停止することになったのか、その原因と背景についてお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回の防災行政無線の故障でございますが、直接放送を行う、いわゆる生放送の機能には問題はありませんでしたが、事前に放送内容を録音して後から放送する録音放送という機能が故障したもので、そのため従来から実施しておりました時間等をお知らせする機能が停止となったものでございます。

この防災行政無線は平成23年に導入をいたしまして、14年が経過をしておりました。そのため、各部品の製造が中止となっていたため、修繕による復旧は難しかった状況でございます。また、製造業者のほうから、この防災行政無線のシステムを一度リセットすれば、機能が回復する可能性もあるとのご提案もいただいたところでございますが、万が一、再起動しなかった場合には、先ほど申しました防災行政無線の直接放送も含め全ての機能を失うおそれもあったため、災害等に備えまして、先ほど申しました工事請負契約で、新しい機器ができるまでの間、生放送の機能を保持するという選択をしたものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

なかなか今まで聞いたところによると、旧機種をそれなりに修繕しながら、持ちこたえてきたというふうなことで、もう意をもってこれは新たに改修をしなくてはいけないというふうなことで、予算も通ったわけです。いずれにしても、解消ということで理解をいたしました。

今回、長期間のトラブルといいますか、起こってしまったと。今後また同様のトラブル、これが起こらないということがないわけで、起こる可能性もあると考えます。今回このような停止についてですけれども、トラブルを避けるために予防保全の意味から定期的な保守点検、あるいは故障時のバックアップ体制、これをどのように強化していくのか、考えをお聞かせ願いますでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この防災行政無線に関しましては、住民生活には欠かせない設備であるということは、村

としましても承知をしているところでございます。

そのため、今までもこの防災行政無線の保守点検は行っておりましたが、引き続き保守点検をきちんと実施するとともに、先ほど申しました故障の際の部品等に関しましても、部品等の製造状況などを随時確認いたしまして、速やかな部品供給ができるような、可能となるような体制を取れるよう、業者等も含めてその体制整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

了解しました。

トラブルは突発的に発生するということですね。長期間の、あるいは短期間でも、これは防災無線として基本的な機能が発揮できないということなので、万全を期して対応をすることについて、今お願いするところでございます。

それでは、一般的な放送内容についてお尋ねします。

放送については主に緊急放送、臨時放送、定時放送、それと時報、この4つに大きく分けることができると思います。そこで、おのおのの種別、放送内容について、再確認を含め、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

今、議員がおっしゃった区分で、その放送の内容を整理させていただきますと、まず時報に区分されますのが、現在停止をしております午前6時、正午、午後6時に放送しておりましたメロディー放送と、午後9時の消防の時間の放送が当たるかというふうに考えております。続きまして、午前6時55分、午前12時半、午後6時55分、午後7時30分という、あらかじめ定められた時間に村の各種行事や納税などのお知らせ、または警察署などの公共機関からのお知らせを放送するのが定時放送の部類に入るかと思っております。

次に、今ほどの時間のほかに、例えば夏場ですと、熱中症の警戒アラートなどが発令された場合に、先ほど申しました定時時間ではない、例えば農作業が始まる9時とか、そういった時間等に放送する場合もございます。これを区分でいきますと、臨時的な放送に当たるのかというふうに思っております。そして、火災や林野火災警報発令時の放送、または災害時の避難等の誘導の放送など、緊急を要する場合の部分は緊急放送という区分に当たるというふうに認識をしております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

4つの区分、細かくはまた別な機会にお尋ねをします。

防災行政無線は毎日の生活の中で多くの村民の皆さんが耳にするものです。復旧を機に、従来の放送を基にした放送運用ガイドラインの再構築を検討してはいかがでしょうか。

防災行政無線は情報のインフラ、つまり住民の利便性向上だと思います。公共の福祉の観点からも、単に便利にするだけではなく、住民の権利や平穏な生活のバランスを慎重に考える必要があると思います。

一方で、全ての住民が放送を歓迎しているわけでは、これはございません。放送は強制的に耳に入るため、過度な放送は静かに暮らす権利の侵害、騒音と捉えられるリスクもあります。当然放送の回数、時間等、音量などの適切な設定が必要です。復旧を機に、新ガイドラインの策定の考えがありますれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどのおただしの防災行政無線の運用に関してでございますが、村といたしましては、天栄村処務規程に基づき、処務規程に規定されている項目に基づき、実施をしているところでございます。

しかし、議員おっしゃられるような細部まで明記されているものではないため、今、議員からお話をいただいた部分を、今後協議をさせていただき、必要であれば検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 復旧するわけですので、これを機に新ガイドラインを進めていただきたく思います。

県内外においても、時代に即した放送ガイドライン要綱を策定しているのも事実です。ぜひ、天栄村でも地域の特性に適した要綱、あるいは要領を作成することをお願いすることとします。

いよいよ復旧間近とのことですが、長らく不便を感じていた住民にとっては待望の再開となります。放送開始に向け、住民の方へ事前周知が、これは望ましいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回の防災行政無線の工事に関しましては、3月6日までの工期でございます。そのため、近日中には録音放送が可能となりまして、そのため時報放送の今後試験放送を行う予定でござ

ございます。そして、問題がなければ竣工検査前であっても、引き続き放送を続けていきたいというふうに考えております。

議員おただしの事前周知ということでございますが、始まる前というか、この完成予定の前に、以前よりも、試験放送の前日の夜には、村民の皆様には放送再開のお知らせをしようというふうに予定をしておりましたので、準備が整い次第、実施をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 待望の再開ですね。ありがとうございます。

住民の静かに暮らす権利と村の活力を生む情報を知る権利、この2つを両立させるための公共ルールをつくるのが最も重要であると考えます。明確なガイドラインという物差しがあれば、説明責任の範囲内で積極的な広報ができ、住民は納得感を得て村の音を受け入れることができると思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 3時33分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和 8 年 3 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | てんえいふるさと公園設置条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 5 号 | 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 6 号 | 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 7 号 | 令和 7 年度天栄村一般会計補正予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
6番	服部 晃	7番	小山 克 彦
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（2名）

5番	大浦 トキ子	9番	円谷 要
----	--------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚妻 浩 之
教 育 長	長場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳賀 信 弘
産 業 課 長	大木 伸 一	建 設 課 長	関根 文 則
参 事 兼 会 計 管 理 者	熊田 典 子	湯本支所長	星 淳
教 育 課 長	小山 泰 明	生涯学習課長	櫻井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤 伸 一	書 記	鈴木 政 則
書 記	小山 ちえみ		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。

よって、定足数に達しております。

5番、大浦議員、9番、円谷議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局に朗読させます。

[議会事務局長 黒澤伸一 登壇]

○議会事務局長（黒澤伸一） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字日向久保1番地。

氏名、川崎雅子。

生年月日、昭和32年8月12日生。

住所、天栄村大字白子字今坂28番地。

氏名、瀬和妃予子。

生年月日、昭和41年2月19日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本村の人権擁護委員のうち、川崎雅子さん、瀬和妃予予さんが6月30日をもって任期満了となります。お二人を引き続き候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

川崎雅さんは令和2年7月1日から、瀬和妃予予さんは令和5年7月1日から人権擁護委員を務めていただいております。

お二人とも、人格高潔にして社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任と存じ、候補者として提案するものであります。

なお、任期は令和8年7月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、議員各位のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、川崎雅子君、瀬和妃予予君の両名を人権擁護委員として適格適任と認める旨、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は、川崎雅子君、瀬和妃予予君の両名を人権擁護委員として適格適任と認める旨、答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一） 議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字要谷20番地。

氏名、猪越喜久雄。

生年月日、昭和29年4月16日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

本年4月10日をもって猪越喜久雄委員の任期が満了となりますので、引き続き監査委員に再任したく、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものであります。

猪越喜久雄さんは、令和4年4月11日から監査委員を務められており、財政管理及びその他行政運営に関し優れた見識を有し、監査委員として適任と存じ、提案するものであります。なお、任期は4月11日から4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

- 議会事務局長（黒澤伸一） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字惣五郎内東23番地2。

氏名、大須賀隆。

生年月日、昭和36年2月6日生。

- 議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

- 村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員3名のうち、小針克也委員が本年3月21日の任期満了をもって退任となりますので、新たに大須賀隆さんを選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大須賀隆さんは、令和2年7月より本村の農地利用最適化推進委員の任を務められており、その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は3月22日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第3号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） おはようございます。

議案第3号 天栄村過疎地域持続的発展計画の策定について。

天栄村過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

令和4年に過疎地域の指定を受け策定しました天栄村過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度末で終了となります。このため、令和8年度以降も引き続き国の支援を受けながら本村の持続的発展を進めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり新たな計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

対象地域は、村内全域となります。

計画の内容につきましては、村の概況や持続的発展方針等を記載した基本的事項と、持続的発展のために実施します施策に関する事項として、移住定住や産業の振興、生活環境の整備、教育の振興など、12の分野の項目について、現状と問題点、その対策、取り組む事業についてそれぞれ記載しております。

また、本計画を策定することで、公共施設の整備を行う際の財政上の特別措置や、この計画に位置づけられた事業に対して過疎対策事業債の活用が可能となります。

この過疎対策事業債は、事業の村負担分の全額に充当が可能であり、償還にあたり額の7割が地方交付税の算定に係る基準財政需要額に算入されます。

なお、本計画につきましては、2月16日付で県知事との協議が調っておりますので、本定例会へ提出し、議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 過疎計画の策定についての議決ということですが、この過疎地域持続的発展計画の中身をちょっと読ませていただいたんですが、まず1つが、いっぱいあるので順を追って質問したいと。

1つは、今ご説明いただいた策定スケジュール等の今までの経過が、今説明は受けましたが、計画の中に全然その記載がないので、その辺はどうやって村民の方に説明するのかお伺いします。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

今回策定しました過疎地域持続的発展計画でございますが、過去の過疎計画、以前の法律に基づいて過去に村で策定した計画でございますが、今までの計画におきましては、全てそういう計画に係る審議の経過、そして審議会のメンバー等の記載、そういったものは今までございませんでした。ほかの自治体の状況も確認しましたが、そういった計画に携わる経過等が載っているということをちょっと確認することができませんでした。

今までと同じように、今回、こちらの名簿等、あと計画の経過等については、計画書に明記しているものではないということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今まで計画にないというのは分かっているんですけども、これを一般の方々、これ、誰でも見られるというふうな形ですから、そういう中でどうやって、どうい

う経過でつくって、どういうふうな形になったかというのを説明するのは、どうするのかというふうに聞いているんで、その辺をお答えいただきたいと。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

計画書にはそちらの記載はございませんが、今後、広報等や、あと村のホームページ、そういうもので計画の中身については過去の計画のほうも公開しておりますので、そちらのほうで計画の内容等を住民のほうに周知しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。そのような形で、周知のほうはよくやったほうがいいなと思います。

策定スケジュールの中に、アンケートが一回も取られていないんですが、住民の方の声をどのような形で拾って、村長言っていますように、対話の村政というふうなことから、その辺はどのような形で住民の声を拾い上げてこの計画に反映しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

住民アンケートの実施につきましては、本計画も含めて、今まで過疎計画の策定に当たり住民のアンケートを取ったというのはちょっと確認できませんでした。

今回の計画の策定に当たりまして、村のそれぞれの関係機関の代表者となる審議会のメンバーから意見を賜りまして、今回の計画の策定をしたところでございますので、そういったところから村民の意見を聞いて、この計画を策定したということで、村民の声を全く聞いていないということではないと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そのような形で代表者の方からご意見を伺ったということですが、その代表者の方の検討委員会、計画審議会の名前もここに出ていないのです。どういう団体からどういう方が出てきたのかというのも出ていないので、誰がどういうふうな形で村民の声を代表したのかというのが全く分からないということで、ご質問しているわけです。よろしくをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

今回の計画審議会のメンバーにつきましては、それぞれの役職について、ここでお伝えしたいと思います。

まず、議会の代表の方……

〔「言われても分からないから、ペーパーで」の声あり〕

○企画政策課長（森 和昭） ペーパーですか。

〔発言する声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前10時20分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時28分）

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お時間をいただきありがとうございます。

今ほどお配りしました審議会の委員のメンバーの内容でございます。それぞれの役職について、こちらで読み上げさせていただきます。

議会を代表して村議会議長、駐在員を代表して駐在員会から駐在員会長、農業委員会から農業委員長、消防団を代表して消防団長、商工会を代表して商工会長、商工会青年部を代表して青年部長、商工会女性部を代表して女性部長、観光協会を代表して観光協会会長、また、公立学校PTA連合会を代表して副会長の方、民生児童委員を代表して民生児童委員長、ふるさと夢学校、天栄村社会福祉協議会事務局長というメンバーでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございました。

メンバーはこのような形ということですが、この中でやっぱり様々な意見が出たというふうなことではあるんでしょうけれども、十分網羅するまではいかないんじゃないのかなというのが思っていますが、今回はこのような形でやったということなので、それは了解いたしました。

あと、過疎地域持続的発展計画については、過疎の指定ですが、現在の過疎の指定は基準年度が何年で、対象年度が何年で、その人口の減少率は何%だったのかお知らせください。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

今回、現在の計画の基となった過疎地域に指定された要件でございますが、天栄村におきましては、令和2年の国勢調査の結果に基づきまして、過疎地域の指定を受けることになりました。

その要件でございますが、過疎地域の要件として様々あるのは議員ご承知かと思いますが、人口の要件で中期という部分になります。こちらの人口の減少率、対象年度が平成7年と令和2年の比較になります。この場合に23%以上減少している場合には指定になるというような状況の中で、天栄村におきましては、平成7年が7,153人、令和2年が5,194人と、減少率でいいますと27%の減ということで、この減少率を上回ったということで、新たに過疎地域に指定されたということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 平成7年という、天栄村が過疎対策を一生懸命やって、様々な施策を打った中で人口がピークに達した年ということでございますよね。そのピークに達した年から、やっぱりずっと平成7年から落ち続けているということなんですね。

これはしょうがないのかなとは思いますが、過疎になったからいいじゃなくて、やっぱり過疎から本当は外れるため、過疎から脱却するための計画でございますので、その辺がやっぱりしっかり書かれているのかなと思って中身を見ているんですけども、4年間やって、どのぐらいの事業をやって、幾らぐらいの過疎債の利用があったのかお知らせください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

令和4年度の指定でございますが、実際、実質は令和5、6、7と過疎債の事業を行ったところでございます。

まず、過疎債には、今現在、ハードとソフトがございまして、ハードの事業でございますと4件、ソフトが1件、合わせて5件でございます。

続きまして、令和6年度でございますが、ソフトが2件、事業別にいきますと2件、そしてハードのほうが2件というところでございます。

続きまして、令和7年度でございますが、ハードが2件、それとソフトが1件、合わせて3件というところでございます。

〔「ハードとかソフトでなくやったもの言ったらいいでしょ。何も隠す必要ないんだもの。質問があるんだから」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 分かりました。

それでは、まず令和5年度でございますが、まず国民健康保険の診療所の修繕事業が1件、また、診療所の隣の医師住宅の修繕事業が1件、あと今現在の保育所の設計業務の委託で1

件、また、保育所の造成地の測量設計で1件と、合わせてハード面が4件でございます。ソフトでございますが、羽鳥小学校の施設の除却事業としまして1件ございました。

令和6年度でございますが、まずハード面というところで、てんえいふるさと公園の広場施設等の整備事業、また、保育所の移転整備事業でございます。これが合わせて2件、ソフト面といたしましては、旧白子テニスコートの施設の除却事業で1件、あと農業促進ハウス施設除却事業で1件、合わせて2件、令和6年度は4件でございます。

続きまして、令和7年度でございますが、てんえいふるさと公園の整備事業で1件、保育所の移転整備事業で1件、また、旧湯本中学校の教員住宅と、あと、寄宿舎もございますが、それを併せた部分の除却事業で1件、合わせて3件でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

それでは、過疎地域の持続的発展、そして過疎地域からの脱却に向けての事業を行うというふうなことですが、この3年間これだけの事業をやって、トータルどのぐらいの金額をかけて、それで人口増加につながるような形というのは、保育所とか、そういったものがそうなんだろうなと思いますけれども、何か除却事業ってなかなか、発展というか、人口増というか、過疎脱却につながるような事業ではないんじゃないのかなというような気もしてはいるんですが、トータルで、全部でいいですよ、3年間のトータルで金額幾らだったかを教えてほしい。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前10時39分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時40分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えをいたします。

お時間をいただきましてありがとうございました。

この3年間の事業費と過疎債の充当の部分の額を申し上げたいと思います。先ほど申しました事業のトータルでございますが、15億4,410万1,000円に対しまして、過疎債としまして9億1,470万円を充当しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 総額15億で過疎債が9億1,000万ということなんですが、この過疎債に

つきましては充当率100なわけですよ。これ充当率100じゃなかったのはなぜなのか教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

11時まで休みます。

（午前10時42分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時57分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えをいたします。

お時間をいただきましてありがとうございました。

先ほどお話しさせていただきました総事業費に対する過疎債の、全額ではないのかと、ない理由というところがございますが、まず初めに、今回の過疎対策事業債に関しまして、全額でない部分でございますが、保育所の移転事業に関しましてが主立ったところがございます。

まず、この保育所の移転整備事業に関しましては、建築物等の2分の1を、施設整備事業債というものがございますが、そちらのほうで半分を借りるような形になっております。こちらの施設整備事業債に関しましても、過疎債と同じく100の70でございますので、同じ率でございます。その残り、残分を過疎対策事業債で借りたというところで、過疎債のほうが先ほど申しました満額ではないというのが主立った要因でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 整備事業債は2分の1の充当ということでよろしいですね。なるほど。いずれもやっぱり……

〔「充当率は100です」の声あり〕

○3番（吉成邦市） 充当率100。そうかそうか、そういうことね。別のやつで借りたということ。同じ事業でやっているけれども、別のやつで借りたと。了解。了解です。

充当率も同じだというふうなことで、あと過疎債の交付税措置も70ということですので、それはいいと思いますけれども、やっぱり以前過疎対策をやっているそれこそ平成2年頃ですか、多分調べていただければ分かりますけれども、公債費比率が5.何%という県内でも一番低い公債費比率になったことがあるんですね。それはやっぱりこの過疎債と補助事業を上手に組み合わせでやっていたからというふうなことがあって、間違いじゃないのかな

と言われたことがあるんですけども、普通のこういう電源立地でもない市町村で5%台というのはなかなかないので、そういうふうになるまで財政規律をしっかりとやってきたものがありますので、その辺もいろいろ見ていただければなというふうに思います。

それと、人口比率というか、先ほどの27%というのは、多分一番、過疎債の認定というか、過疎地域の指定の大きな部分がやっぱり人口比率だと思うんですが、現在、9ページにありますように、4,769人というのが戦略人口、趨勢人口両方とも同じというようなことで来ているんですが、これから、やっぱりその後、5年後、4,442人にするというふうなことですけれども、この辺は今の状況というか、これを目指していくというふうなことで、過疎を脱却するにはどのぐらいのスパンで、23%以下になるのは大体何年ぐらいかかるのかというのはお調べいただいているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

議員が当時担当として計画に携わられていた、過疎の法律、過疎を脱却するというようなことでの取組での法律だったかと思うんですが、今のこの全国的に人口減少が進んでいく中で、さすがに過疎を脱却するというのはなかなか困難な状況になっております。

今回の令和3年に策定された法律におきましては、やっぱり過疎が進む中においても持続的に、こちらの名称にも書いてありますが、持続的に発展していくための法律ということでございます。

今、議員がおっしゃられたように、過疎計画だけではなくて、総合戦略もございます。そういう中で、人口減少をなるべく食い止めていくというような取組をしているところではありますが、議員おっしゃられるように、何年後までにこのぐらいの数字に持っていくというようなところまで、今のところ、こちらの過疎計画に基づいて取り組む目標的なものは今のところ分析していない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 何か過疎からはもうずっと脱却しないでそのままいくんだというふうにも取れるんですが、人口減少の歯止めをかけるということですから、その歯止めがかかった中で、今落ちている、さっきの話で言うと、平成7年と令和2年で比較というふうなことですから、これがまたずれるわけじゃないですか。平成7年が12年になって、令和2年が7年になって、こうずれていくわけですよ。

そうすると、ずれていくと、結局、令和7年から落ちているところとの比較になってくるわけですよ。今度。そうですね。今も落ちてはいますが、令和7年でピークなので、ピーク、12年、あの辺がピークなので、今度下がってくるわけですよ。下がっていくのと、

こっち側が下がらなくなるようにしているんで、この対比でだんだん、過疎の指定というか、それは難しくなっていくんですよ。それは前回の過疎計のときも同じなんですよ。

昭和30年は1万人いた。その1万人の人口が下がっているから過疎になった。そういう対比の部分での人口減少率になるので、基準年度はずっと動かないわけではないわけですよ。基準年度は動いているから、その辺も含めて見通しを立てているのかというようなことを聞いているので、立てていないとすれば、今、そういうのはなかったということなので、それも含めてやっぱりきちっとシミュレーションというか、していただいたほうがいいのかなと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

あと、やっぱり議決を必要とする計画って、今、もう総合計画が議決が必要じゃなくなりましたので、唯一、多分、議会で議決を必要とする計画なのでないのかなと思います、その重要性についてはどのような認識なのかお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

過疎地域持続的発展計画につきましては議会の議決が必要だというようなところで、その認識はどうだということかと思いますが、ほかにも辺地計画も、議員ご存じのとおり、議会の議決が必要だということでございます。

やはり計画の中で地域を発展させて、地域振興を進めていく上で、こういった辺地も過疎もそうですが、財源的なところの措置の部分大きいところかと思えます。そういったところで、やはり議会の議決を得て、今後、村がそういった過疎地域だったり辺地の部分についてどういう発展をさせていくかというようなところで、予算も含めてですが、そういったところを見ていただいて、議決をいただいていくと捉えておりますので、そういう中では、今、総合計画が議決が必要なくなった中では、そういう予算も含めて重要な計画の位置づけだろうというふうに感じております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 大変重要だということで、認識させていただいているということです。

それと、もう一つ、来年に向けて総合計画が変更になるわけでございます。その総合計画が変更になったときに、これからアンケート等、住民のご意見を聞くと思うんですが、そういうものも今度はこの過疎計画に反映させていかなければならないと思っておりますが、その辺はどのように反映させていくのかをお伺いしたいと思います。

すみません、1年ずれますよね。本来だったら、総合計画が策定されて、その後、1年後に過疎計というのが理想的ではあるんですけども、これ逆転しているんで、逆転しています。逆転して1年早く過疎計が入って、総合計画が後から後追いで来るので、その後追いで

来たものに対してどういうふうな形でいくのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

来年度、総合計画の策定作業が始まりまして、来年度末ぐらいに総合計画が完成すると、そういうスケジュールで進めていくところではありますが、現行の、現在のこの今回策定します過疎計画については、内容について、第五次総合計画の柱だったりとか、そういったところが基本となっております。新しい第六次総合計画を策定した場合におきましては、やはりそういった文言、そういった住民アンケートも含めて住民の意見を第六次総合計画ではお聞きしますので、そういった中を踏まえて、第六次総合計画を策定した後に、そうした中身について、この今回策定します過疎計画に反映させて、その場合に変更をかけ、議会にまた上程するような形で考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 本当にありがとうございます。

そのような形でやっぱりちょっとずれて、私ら見ている、1年ずっとけているというか、逆だったらすごく楽なのになと、そうするとアンケートも1回で済みますし、そういうふうな二度手間にならないなど。そういうのも含めて今回はアンケートを取らなかったのかなというふうには思っていますが、来年、8年度しっかり住民の声を聞いていただいて、またつくっていただければと思っています。

17ページなんですけど、地域間交流の促進というような形で、積極的に地域間交流を進めますということなんですけど、これをどのような形で、現在、今やっているのかを聞かせていただきたいと思っています。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの地域間交流の促進でございますが、こちらにこおりやま広域連携中枢都市圏というふうに記載してございます。こちらにつきましては、郡山市を中心とした17市町村で、それぞれ地域間交流ということで、公共施設の利用だったりとか、そういったのを連携して進めていたり、どうしても小規模市町村では実施できないような事業を広域的に連携することで、それぞれの人、そういったものを広域的に連携し発展していければということで、地域間交流の促進ということで記載してございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 中身はこういうふうには書いてあるんですが、予算もそれほど取っていま

せんし、どのような形でやるのかなというふうな思いがあってお聞きしたんです。

これから単独市町村でできないものを広域でやるというふうなことです。その辺もやっぱり村の財政負担にならないような形で、そういう事業の取組、まあ17市町村あるのは分かっていますが、磐梯町とかあっちのほうまで入っていますから、これは、本当に広域だということふうには思っていますが、なかなか昔の郡山市町村圏とは違う状態になっていますので、郡山市町村圏は市町村が負担金を出しての組合だったものですから、それがなくなってこんな形にはなっていますが、そこも含めてやっぱりしっかり、なくなった分をどうやって補完するかというのを考えていただければと思います。

あともう一つ、27ページ、情報通信というふうなことで、今、大分、情報通信の時代になって、皆さん、それこそお年寄りもスマホを使うような状態でございますので、平成21年から23年にかけて、光ファイバー網を整備したことというふうなことで書いてありますが、この「インターネットを活用したさまざまなサービスを利用することが可能となっています」というのは、この「可能」というのは何が可能なのか教えていただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

平成21年から23年にかけて、村が整備しました光ファイバー網でございますが、こちらに、「さまざまなサービス」というようなところでございますが、こちらにつきましては、実際インターネットを活用して、民間ベースと言うのも変ですけども、実際にインターネットで買物をしたりとか、そういった生活に直結するような、そういったところの展開もありますし、あと行政サービスといたしまして、そういう税の申告等のそういった行政サービスの基盤として、そういうインターネットを活用するものがベースとなっているのがそういった高速通信網というところでございますので、そういったベースとして、今、インターネットはなくてはならないインフラでございますので、そういった中でいろんなサービスが実際生活で享受できているというふうなところのサービスでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言っていることは十分理解していますが、やっぱりこれは村で整備して、総務省の補助事業を活用してということですから、各家庭が勝手に使っている部分が利用可能になっているというんじゃなくて、例えば今の高齢者の見守り等も、そういった光を利用した双方向の声かけができるとか、そういったものがこれからは必要になってくるんじゃないのかなと思うんです。そういうものも含めて、そういうのは中の計画にも載っていないので、そういうものも含めて可能になっているというところで、可能になって勝手にやっているんだということですから、これ、線は引いたけれども、みんなやってねというふうな形じ

ゃなくて、やっぱり村がどれだけそれを活用して、やっぱり住民の生活が、暮らしやすい、住んでよかったと思えるような地域づくりというのを掲げているわけですから、そこはしっかり一つ一つ吟味してやっていただければなというふうに思います。

ほかにもいろいろありますけれども、今回、来年の総合計画もありますし、その後また議会にかかって、変更計画というのも議会にかかるような話でございますので、そのときにはもうちょっと十分な説明をしていただいて、議会のほうにもその前に、どんな内容でどうやっていきたいかというふうなこと、あと住民にも、住民の声をやっぱりもっともっと反映させるような中身にしていいただければなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、過疎地域持続的発展計画審議会委員となっているんですけども、こういう大事なことを、議会から総務、産建の委員長ぐらい入れないと、話って、これ何回会議やったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

審議会につきましては3回でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） その審議の問題、これ、何か意見があつて取り入れたということはあるんですか。どういう意見があつたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

審議会の中でも、やはりそれぞれの委員の皆様が感じていらっしゃる、思っていること、そういうことを述べていただいて、例えば、現状でいえば、やはり人口減少というのを皆さん、委員の皆さんのお子さんだったり、やはりそういうお子さんがなかなか地元に戻ってこない、やはり戻ってくるような取組というか、そういうのを村に求めるとか、そういったところのご意見はいただいております。そのほかにも様々なご意見はいただきました。その内容については、今回この過疎計画の取組のほうに活かしていきたいということで、この計画を策定したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 結局、息子さん、娘さんをこっちに呼びたいということも出たという話でしょう。そうしたら、雇用の場をどうするの。雇用の場もないのに、工業団地の造成工事も何の計画も入っていないくて、呼ぶべと言ったって無理だと思うんですよ、これ。そうすると、また住宅も欲しくなるのに、住宅団地の造成の計画も入っていないというのは、どうということなんですか、これ。どうやって雇用の場を見つけるんですか、会社も何にもないのに、今。それだけ取りあえず言ってください。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

議員のほうでお尋ねの工業団地の造成につきましては、実際のところ、こちら明記はなっていないところでございます。そちらについては、今年度、大山工業団地のほうが全て区画のほうが完売になったというようなところは承知しております。ただ、そのほかに、先に取り組む内容として、別なものが、まだちょっと具体的なところまで至っていないところなので、今計画のほうには記載はしていないような状況でございます。

もう一点の住宅団地につきましては、52ページのほうに、こちらに集落再編整備事業というところで、計画の一番上になりますが、小規模住宅団地の造成ということで、住宅団地の造成につきましては明記をさせていただいているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だって、これ、小規模住宅団地って、何人、人が増えるんですか。これ、目標が令和12年に4,546人と書かれているんですが、これ、保てるんですか。これ以上減ったらどうするんですか。だから、そういう住宅団地の造成をやる、やらないはまた財源の問題があるから、それは上げておくべきでないかなというのを思っているんですよ。

だから、工業団地もそうだし、工業団地が全部埋まったんだから、新しい工業団地を、雇用の場を設けるというのも、それがUターンにするあれなんじゃないですか。何にも用意しないでやっているといったって、人口減少になるのは当たり前じゃないですか、これ。自然減少になるでしょう、これ。出生率が低くて、亡くなる人が多いんだから、当然人口が減っていくでしょう、これ。こういうのを何で出さないのかと思ったんですけども、どういう理由で、私、質問したでしょう、一般質問で。これ、私らのあれをもう全然受け付けないとか、全然考えも何もなかったんですか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりのことでもございまして、人口減少対策、ここをやっぱりしっかりや

っていかなくちやならない、過疎のこの計画を立てる上では大変重要なものではございますが、先ほども担当課長からお話をしているように、令和8年度、第六次総合計画、これをアンケートを取りながらそこに反映させてくるというようなこともありますので、変更を持ちながら、工業団地もようやくおかげさまで全部完売というような形を取りましたが、これまで進めてきまして、すごく地盤のいいところだというようなことで誘致してきましたが、実際調査したならば、なかなかそこまでなっていないというところがありましたので、いろいろな部分で調査をしながらその方向性も見いだしていきたいというようなことで、第六次総合計画の中で、そういったものも、議会議員の皆様方にご指摘いただいたものなんかもうまく組み入れながら、そしてこの過疎のほうの計画にも入れられるように、それも変更はまだできますので、あくまでも予算が伴う部分は出てきますので、ある程度の場所なんかも視野に入れながら、そしてこの人口減少、小規模住宅団地、ようやく役場の東側に造って、今ほど3区画は何とか売れたような状況でございますので、こういったところも財政状況なんかも見ながら、そこをどういうふうな形で持っていくかというような計画は進めてまいりたいと考えております。

これまでも、歴代グランドデザインというようなことで、村をどんな形でやっぱりやっていきたいかというようなことで、実際は実現はしませんでしたよ、実現はしませんでしたけれども、すごい夢もあるような、そんな計画も立ててきたということもありますので、ある程度人が住みやすい、そして来たいと思われるような、もう点々とやるんじゃなくて集積していくという方向性も見いだしながら進めていくのがこの移住定住につながってくるようなのは、よその市町村でもあるものですから、そういったものも視野に入れながら、次の段階で織り込んでまいりたいと。そのご指摘をいただいたものは重々分かっていますので、この第六次総合計画の中でご意見を聞きながら、そしてこの過疎計画にも、ここに計画として入れられるように、これは変更して進められるものですから、そういう形でご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だから、私も言いたいのは、いきなりこういう、議決しろなんてこういう、何の説明も、全協でいろんな説明もしないし、議会で説明した中でいろんな、その前に計画段階、県に出す前に1回はこれみんなに、全員協議会で説明して、これで何か意見ありますとか何かとやらないで、いきなりこの前の1週間前の全協で説明ちょこっとしたぐらいで議決してもらえますかと言ったって、そんな簡単なわけにはいかないでしょう。

これ大事なことだと思うんですよ、私は。目標設定で夢と希望を持てるような村づくりをしなくちゃいけないんだから、みんな、人だって当然、人口が減少していくのはもっともだと思うんですよ。だから、そういうのは大切だから、何でこれ議員全員に説明して、このよ

うにして県に出すんですかということと言わないと意味ないと思うんですけども、いきなり議決、これ出して議決してもらえますかと1週間前に資料もらって、出しますかというの
はおかしいんじゃないですか。

それ、どういうふうに考えているんですか。副村長、ちょっと答えてくださいよ。村長でも構わないし。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。こういったものは、じっくり議会議員の方々と協議をしっかりしながら、今後はこういうことがないように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと。私も重々そこは感じておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だから、さっきも言ったように、これ、委員ばかりで決めて、全然、議員の人らが一番村民の意見を聞いていると思うんですよね。だから、議員の人らを入れて話をすれば、いろんなこういうふうにしたほうがいいんでないか、ああいうふうにしたほうがいいんでないかという計画ができると思うんですよ。これ、自分らの、2回、3回やって、例えば商工会長とかみんな、いろんな婦人部の人らもいるけれども、それで簡単に意見でやって、こういう意見ありますとかと簡単に事業計画に、持続化計画にここまで納得して意見出すのかどうかの私は問題だと思うんですよ。

だから、それもやっぱり本当に県に出す前に、全員協議会で議員にこういうふう調べて、こういうのも、こういうのはどうなんだ、ああいうのはどうなんだという意見を、今、村長そういうふう言ったから、別にあれするわけじゃないんですけども、この次やるときは、まだこれ変更もできるから、出すだけ出しておいて、やらないのはやらないで構わないんだし、やっぱり夢と希望を持てるような村にしないと意味がないと思うんですよ。議員がしないで、いきなり1週間前に渡して、これ議決しろと言われてたって、見ようも何しようもないでしょう、これ、どういう、内容が全然分からないんだから。

だから、これから、もう今やっちゃったことはしようがないんだけど、今さら否決するわけにもいかないし、どうにもならないんだから、これはこれで構わないんだけど、この次やるときは丁寧な、議員にも説明して、あと産建と総務の委員長ぐらい、議長と3人ぐらいはメンバーに入れて、それで議論を深めないで、いろんな計画はできないと思うんですよ。そういうことで、そういうふうにはいろいろな計画を立てながらやっていってもらいたいと思っております。

まず、それで、人口減少においては本当にこれが一番大事だと思うんですよ。だから、い

ろんな部分で、どうやったら人口が増えるか、どうするかというのを計画に入れないとダメだと思うんですけども、もうやっちゃったことはしようがないですけども、これからはそういうふうに、5年後ですか、これやるのには、そういうふうに説明して議員の人も入れながら、そしてみんなで、こういう計画できましたけれども、これでどうですか、県のほうに上げるんですけども、そういうふうにやっていかないと、段階的に、これ大事なことだと思うんですよ。

だから、議員の意見もいろいろあるでしょうから、やっぱりそういう、だてに一般質問をしているわけじゃないんですよ、天栄村がよくなるためにはどうするかとみんな質問しているんですから。だから、そういうことを考えながらやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） この中身の30ページですね、公共交通とありますけれども、基本方針の中に「特に福島交通（株）が運行するバス路線を支援するとともに、デマンドバスの運行など地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討していきます」とありますけれども、路線バス、この30ページの表の中にある村または国が補助している路線、かなりありますけれども、こういったバスの状況とか見ると、やっぱり周りからは空バスが走っているというふうな状況もあって、こういった路線バスの代わりに、今、湯本地区でやっているオンデマンドバス、そういったような事業をもっと展開したほうがいいのかなどと思、スクールバスの運行なんかも必要なんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどう検討していくか、お考えがあったらお聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

公共交通の部分につきましては、今年度、湯本地区でのオンデマンド交通を昨年10月から実証ということで進めてきたところでございます。また、既存の福島交通の路線バスのほうも、こちらの本庁管内のほうも運行しております。そういった今後の公共交通につきましては、今回、湯本地区でオンデマンドを初めて実証という形で運行しているところで、今後の展開については、実証の結果も踏まえて、今後どうしていくかは別途、協議会のほうで検討しながら、拡大というか、どういう方向で進んでいくかは検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ぜひ、これから小学校の統合問題とか、そういったこともありますので、

生徒をスクールバスで運行しなきゃならないという状況になるかと思いますが、その辺をぜひ今後考えていただければと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この計画を見てもみますと、例えば、保育所、幼稚園、それから小学校、今、村の中で話題になっている小学校の統合、それから幼稚園でいえばこども園等々があるかと思うんですけども、これ両方書いてあるんですよ。統合小学校も考えています、あと、各小学校の整備計画もそれぞれにやっていますみたいなことを書いてあるんですけども、こういうどっちになってもいいような計画って、県に出したときに、これどうなんですかとか、そういうふうなことは確認は受けないんですか。私はその辺よく分からないんですけども、どっちにいてもいいことが書いてあるんですよ、これ。

だから、今のところ村としては決まっていないということなんでしょう、結局。統合学校にするんだか、どこかにまとめるんだかというのも決まっていないから、これ出しているんでしょうけれども、そういうのを県にこうやって出すというのは認められたんですか。その辺どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、特に学校という部分では、統合小学校と既存の小学校の改修と同時に記載があって、載っているというところですが、やはり今後どちらでもというのも変ですが、統合小学校というのは今後検討していくところではあるかと思いますが、やはり改修というのが、突発的にといいますか、やはり必要になってくることも考えられますので、どちらにも対応できるような形での記載となってございます。

県のほうでの協議の中におきまして、じゃ、そちらのご指摘を受けたのかということですが、特段、この内容で県のほうから指摘を受けたということはございません。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それは分かりました。

今年度、これ、過疎地、特別、この計画出して、来年、村の六次総合計画が出るんですけども、これ、立てつけというか、どっちが上だか、どっちが下だか、どっちが並行だかというのは、その辺、私はよく分からないんですけども、これ、どうなんですか、やっぱりこの過疎地の計画に出したものを、来年度、六次総合計画に出すときには、これを含めて包括的にやるのか、それとも全く違ったものがもしかしたら出るかも分からないのかという、

そういう意味で、どっちが上に来るのか、今後の計画として。いや、こっちは下だよとか、これは両方同じなんだよとかという、それをちょっと説明してもらえますか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

村の総合計画が最上位の計画となります。この過疎計画につきましては、その村の総合計画と整合性というか調和を持ちながら、過疎に資する事業として、過疎の対策となる事業としてまとめるものが過疎計画になりますので、一番上位の計画は総合計画、その下に過疎計画は来ると。ただ、お互いに連携したり、中身については同じ方向性で進めるというような形になります。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

ということは、来年度、六次総合計画策定する上で、この中に入り切らない新たな部分と出ても分からないですけども、それはそれで認められると。その新しい部分が出た場合には、それはそれで、この計画にはないけれども、過疎地のこの事業の中に示されている事業以外のことも認められるという考え方でいいんですか。いや、それは過疎地のこの計画には入っていないから、例えばいろんな起債をするときに、これは駄目だよとかということになったら、それはそれでちょっとおかしな話なので、その辺、先にこの過疎の計画を出しているんだけど、これから外れる部分がかたしたら六次総合計画に出るかも分からない。そのときに、例えば財政の部分でどうなのかという心配があるんですけども、それはどうですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

議員ご心配の内容でございますが、まず来年度、村の総合計画を策定いたします。その際に、新たな事業を実施する場合、新たな項目が出てきた、そういった場合には、特に過疎対策事業債を活用すると見込まれる事業については、改めてこの過疎計画に反映する必要があります。ですから、総合計画を策定する、そこで新たな事業が生じた、その場合には過疎計画に反映する必要が出てくると。

中身についても、総合計画で目指しているものが、こちらの過疎計画にも書いてございますので、そちらの内容もやはり併せて変えていかないといけない。やはり整合性を持ちながら、総合計画で目指す方向を決めた中で、その目指す方向を反映してこちらの計画をつくっていく。新たな事業も総合計画で記載した場合にはこちらに反映していくということで、過

疎計画のほうは総合計画の内容を踏まえてまた直していくという流れになります。それに基づいて、そういった過疎対策事業債のほうの活用、国のほうの支援もできるというようになります。

そういった流れになりますので、こういった過疎計画が、来年、総合計画を策定し、その後、過疎計画に反映する際には、議員の皆様にご覧いただき、ご審議していただき、議決をいただき、過疎計画が完成するというような流れにはなるので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということは、この過疎計画、取りあえず今年これを県に出して認められたんだけど、もしかすると総合計画ができた中で、この過疎計画、多少の解釈の拡大とか、そういうのはあり得るということで理解していいんですね。これは絶対だということではないんですね。立てつけでこれは総合計画の下だということも含めて、そういう理解でいいんですね。了解です。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。

議員の皆様におかれましては、この後、午後1時30分より全員協議会、その後、各常任委員会を開きますので、議員控室にお集まりください。

本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前11時46分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和 8 年 3 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 5 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | 天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | 天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 6 号 | てんえいふるさと公園設置条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 | 天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 9 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 1 0 号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 1 2 号 | 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 3 号 | 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 4 号 | 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 5 号 | 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 6 号 | 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 7 号 | 令和 7 年度天栄村一般会計補正予算について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 8 号 | 令和 7 年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 9 号 | 令和 7 年度牧本財産区特別会計補正予算について |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 0 号 | 令和 7 年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 1 号 | 令和 7 年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 2 号 | 令和 7 年度天栄村介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について |

- 日程第21 議案第24号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第22 議案第25号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について
日程第23 議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克彦	10番	大須賀 溪 仁

欠席議員（1名）

9番	円谷 要
----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚妻 浩 之
教 育 長	長場 壮 夫	参事 兼 総務課長	小山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳賀 信 弘
産 業 課 長	大木 伸 一	建 設 課 長	関根 文 則
参事 兼 会計管理者	熊田 典 子	湯本支所長	星 淳
教 育 課 長	小山 泰 明	生涯学習課長	櫻井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤 伸 一	書 記	鈴木 政 則
書 記	小山 ちえみ		

◎開議の宣告

- 議長（大須賀溪仁） おはようございます。
- ただいまより本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は8名であります。
- よって、定足数に達しております。
- 9番、円谷議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。
-

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第4号 天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてを議題といたします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

- 参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。
- 議案書5ページをお願いいたします。
- 議案第4号 天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について。
- 過疎地域持続的発展特別事業基金条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。
- 次のページをお願いいたします。
- 天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例。

(設置)

第1条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その一部または全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

過疎地域持続的発展特別事業につきましては、住民が将来にわたり、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として、過疎地域持続的発展計画に定められたものを対象としており、現在は主に公共施設除却事業に活用しているものでございます。

村といたしましては、今後生じるであろう、財政負担に備えた資金を確保する仕組みが不可欠であるとの認識の下、また、この過疎債のソフト分につきましては、事業に充当のほか、基金として積立てし、その後取崩して事業を執行することも可能であるとのご指導を考慮の上、今回、地方債を財源として基金の積立てを行い、過疎地域持続的発展特別事業に要する経費の財源の財源に充てるため、基金条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、今の1の趣旨でございますが、今ほど提案理由と重複をいたしますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、2の内容でございますが、まず、第1条に、基金を設置する目的を定めてお

ります。

次に、第2条では、基金への積立額を定めております。

次に、第3条では、基金に属する現金の保管及び運用。

第4条では、基金から生じる運用益金の処理を定めております。

次に、第5条では、基金の繰替運用。

第6条では、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができる内容を定めたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の中で、この基金の設置を求められているものなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

議員おただしの求められているものかということですが、積極的にというところではございませんが、基金の部分も可能であり、先ほど申しましたような取扱いに関しまして、積立てして、取り崩して、将来にわたり執行することも可能であるというご指導をいただいております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） この過疎債は100%充当、70%バックということで、事業に関して昨日も質問しましたが、100%充当ですよね。100%充当なのに、そのほかに基金をもって不足分に充てるというのはあまりイメージが湧かないんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

過疎債につきましては、平成22年から通常の過疎のハード分、こちらは普通建設事業とかに充当しているものでございますが、平成22年からソフト事業分ということで、その普通建設事業費のほかに、医療の確保や別なソフト分に関しましても、この過疎債が充当できるというふうに、過疎の目的というか、変更になったというところでございます。

通常の過疎債に関しましては、その事業に関しての部分で、通常ですと100%の充当、70%というところでございますが、過疎債のソフト分に関しましても、今、私ども、この過疎債

のソフト分ということで3年間ほど、昨日ご説明申し上げましたように、除却事業ということで充てて、過疎を借りてやっているとありますが、毎年この過疎のソフト分に関しましては発行限度額というものがございまして、ここまで借りられるというところが決まっているところでございます。その部分をお借りして、積立てをして、将来にわたっての過疎の、先ほど申しました特別事業に充ててもいいということでございますので、お借りして、ソフト分に関しましては100の70、これは先ほどのハードと同じでございますので、お借りして、積立てをして、将来ソフトの事業を執行する際には、それを財源とし、充当して、事業を行うというふうにするために今回の基金を設立するというところで、上程をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ソフト分の財源を限度額まで借りて、使わなかった分を積み立てるということではよろしいのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

使わなかった分という表現がちょっとあれですが、先ほど申しましたように、将来にわたって使う分ということで事前にお借りをして、それを積立てていくと。その年に使わなかったからためるという部分でお借りするというのではない、というふうに承知しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 一応100%充当の70バックではありますが、結局利子等をつくわけですよ。事業がないのに借りて基金に積んで、基金の利子が発生する部分と、利息を払う部分ってどっちが多いんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

過疎のソフトに関しましても、過疎のハードと同じく100の70でございますが、元金70%、利息の分の70%分のうちから交付税に参入されるということでございます。

したがって、使わない分をということでございますが、昨日ご審議をいただきました、過疎の特別対策事業の計画の中の後ろのほうでございますが、特別事業という部分での項目がございまして、その中においての事業をそれでやると。簡単にいいますと、1億大体3,000万くらいでございますが、例えば、1億をためた場合に1億分の事業ができますが、その部分を交付税のうちから7,000万、あと利子も含めてですが、交付税で参入されるということでございますので、その特別事業分のうちから全体的にいけますと、約3割で事業が

できるというふうになっているところでございます。

〔「利子がかかる」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 利子もかかりますが、7割を……

〔「基金に積んだ利子と、借りた分の利子の差額がどっちが得なの」の
声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午前10時13分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時18分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。

まだ概数でございますが、例えば3,000万をソフトでお借りしまして、そうした場合にそちらを基金に積んで、通常の普通預金で積みますと、今現在ですと0.0425%の利息がついております。それでいきますと、3,000万を積みますと、年間約12万7,500円ほどの利息がつくという計算でございます。

一方、償還のほうでございますが、3,000万のうち、2,100万に関しましては7割でございますので交付税で戻ると。残りの700万が自己負担ということで、支払いをしていくというような形になると思います。こちらの償還の利息でございますが、今約4%以内ということで、実質今2%ほどということでございますと、2%ですと……すみません、あちこち計算してまして……3,000万ですと約年間60万ほどの利息になります。そのうちの7割でございますが、42万が交付税で戻ってくる、元金と一緒に利息は措置されるということでございまして、残りの18万が利息としてお支払いするというところでございますと、このケースでいきますと、返済する利息のほうが高いというところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、これから大きな事業、今回ご説明しました3年の間には、除却事業ということで、今までの公共施設で整理をしなければならなかった施設を、このソフト事業で整備をしているところでございます。今後いろいろ公共施設の今後につきましては、大きな施設もございます。そのためにはやはり何千万というよりも、もう少し大きな金額がかかってくるかと思っております。その部分を今後除却していくためにも、やはりこの財源を一時積立てをして、そういったもので除却のほうに充てていきたいと。

そうしましたら約3割で、先ほど申しましたように、1億でしたらば大ざっぱですけども、3,000万でできるということで考えておりました、そのためにこの基金を設置して、将来にわたりそういった事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分これだけ見せられるとよく分からないよね。基金何で積むの、何で基金にするのというのは。だから、やっぱり1年間にソフトで借り入れる部分というのは、限度額は幾らなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今現在ですと約3,000万ほどというふうに認識しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 3,000万を借りて、満額ね。ここに積むというので、10年で3億というふうなことで、それを使った場合に……でも、使った場合というか、借りたらすぐあれか、返済のあれはしなくちゃならないのかな。1年据置あるけれども。

〔発言する声あり〕

○3番（吉成邦市） 10年間だねこれ。10年返済だよな、過疎債だから。10年返済だから、10年ためたときにはもう1年目に借りたやつはなくなっているということだ。10年間ためて、一応3億にしたとしたら、1回目に借りた3,000万の支払いはもう終わっているということだよな。

〔発言する声あり〕

○3番（吉成邦市） そういうふうな形になるもんね。とすると、3億ためてそれで今度やるということになると、残り3,000万ずつやったやつがどんどん償還して行って、3,000万ではできないけれども、3億ためるからでっかい事業でいきますよということやるんだね。

〔発言する声あり〕

○3番（吉成邦市） 了解です。

そうすると、この積立ての中の第2条ですが、基金として積み立てる額はというところに、何も書いていないんだよこれ。一般会計歳入歳出予算で定める額とするという形だけで、何を原資にするというのが書いていないわけよ。だから、ここに例えば過疎地域事業債で借入れる金額を限度額として、一般会計歳入歳出予算で定める額となるんだったら、それは何か意味が分かるんだよ。その辺はいかがですか。これ目的基金だもんね、一応ね。特定目的基金だばい。だったらば、財源までちゃんと書かないと分からないですよ。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

(午前10時24分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時27分)

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

議員が今おただしの件でございますが、この条例に関しましては、タイトルにもございますように、過疎地域の持続的発展特別事業基金でございます。今おっしゃるような目的を持った基金ではございますが、この事業、今お話しさせていただきました特別事業の部分を充てるということは、基金の条例の本文からもいったところもございますし、また、ソフト部分に関しましては、その年度年度、例えばですが、その年に特別事業の項目の中で、別な事業があった場合にはそちらにも使える、ソフト事業は使えるということで、その残分をこちらに積めるということもございますので、そういった弾力的なものも含め、また、この特別事業の基金に関しましては、他町村におかれましても、こういった基金を過疎の指定を受けているところは、この基金条例も持っているというところがございまして、そういったものも参考にしながら今回条例を定めたものですから、その部分でご理解をいただければというふうに思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ご理解をいただければと言われてもなかなか難しいかな。

ほかの市町村を見ると言うけれども、いつも思うんだけど、ほかの市町村が皆優秀なわけじゃないから、ちゃんと理解して、自分たちが何をして何を積立てていくかというのをきちっと理解しないと、間違っただけになっちゃうばいこれ。

目的基金で積み立てる財源が決まっているわけだから、積み立てる財源が決まっているにもかかわらず、一般会計歳入歳出予算で定める額とするというのは、だからこれ最初から疑問に思ったんだよね。「どうやってやるの」って。これが例えば過疎債の限度額で積み立てるといふのであれば、「あ、そうなのか」というふうに分かるんだけど、一般会計歳入歳出予算の額で定めるとなると、過疎債のやつってどこにもここに出ないんだよね。過疎債で借入れする額というのが。その限度額というのは全く出てこないし……言っていること間違っていますかね、副村長。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

議員のお考えが間違っているとか、間違っていないとかということではないと思います。例えば、今、設置している基金で、天栄村森林環境譲与税基金があります。ここの積み立てる額の話でございまして、財源ではなくて、積み立てる額は予算で定める額とするというふうにしております。ですので、この環境譲与税基金につきましても、財源は交付される環境譲与税、その金額を積み立てることにしてそれが財源となっておりますが、積み立てる額については予算で定める額としますよという、そういう条例のつくりになっています。

ですので、今回ももちろん交付される額を原資に積むということになりますが、その財源の明示は必ず必要ではないのではないかと。ここで、積立てる額というふうなものは、歳入歳出予算で定める額とするという、こういう立てつけで条例をつくっていると。今までその条例でやっているものもあるということでございますので、どうしても書かなくてはならないというものではないのではないかとというふうには考えております。ですから、議員のおっしゃることももちろんなるほどなというふうには思いますが、じゃ、それ、どうしても必要なのかというと、そこはちょっとどうなのかなというふうに感じております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 優秀な財政担当、総務課長やった副村長の答えるあれではないと思うんだな。譲与税ってさ、一般財源じゃん。何使ってもいい。目的では、だから基金はそうだけれども、入ってくるときにはこれに積みなさいよという、何というの、譲与税だからね。税金だから。交付金だからね。それと、今回みたいに目的を持って、「これ以外に使えない」という金額は違うんじゃないのって言っているの。その辺はどうですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

森林環境譲与税につきましても、第1条に規定している森林整備その他、その促進に要する資金として使うということになっておりますので、一般財源だから何でも充てられるという譲与税ではございません。森林の整備の促進に要する事業というものにしか充てられないことになっておりますので、その目的を持った基金に積むと。今回の過疎の特別事業についても、そういう目的を持った事業に借入れた額を積むということで整理をしております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かるよ、それは。でも、森林環境譲与税のやつも一般財源として財源として入ってきて、目的として入ってくるけれども、その中で、それに対して村が積み増したり、積み増しだよ。積み増ししたりそういうのもできるんだよ。そのやつというのはね。ただ、今回のやつについては、今の話だと過疎債の100%充当、70%バックというのにこだ

わってやっているんで、そういうのをちゃんと理解した上で、ここに書かなきゃならないんじゃないかというふうに思っているの。それが、じゃなぜ書かなかったといたら今の話なんだよね。結局、予算で決めるから、その範囲内でしか書かなかったということなんだろうけれども、でも実際、話としてそういうものを書かないと、何のために基金をつくるのか。だってこれ、この前の話、これが今説明を聞かなかったら、財調と変わらないじゃんと思ったの。ただ一般財源でやって、過疎のソフト事業に充てるって言ったら、その過疎の事業に充てる部分だけどんどん積立ててやるのかなと思ったの。裏負担というか、足りない分としてだよ。

だから、そういうふうに思ったんでこれ聞いているんだけれども、ただそうじゃなく、やっぱり起債で借りたものを積むというふうなことになるんだばい、これは。一方的に来ていけるわけじゃないから、自分たちが起債として借りるという。その意思の下に借りるんだから、それをやっぱりちゃんと明記しないとおかしいんじゃないかなと思って質問したんです。それがおかしくないというふうなことであればそれは構わないんだけど、そういうものも考えていかなきゃならないと思うんですけども、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

重々制度そのものについては、担当も熟知をしております。上程した議案の説明の中で、丁寧に説明をしていくということで担当も考えておりましたので、明文化は確かにしていなかったとは思いますが、それは議案の説明の中でご理解をいただけるように丁寧にご説明をしていくということで、ご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） こうやって本会議の中でこうやってお話しをして、これ多分皆さんも理解できたんじゃないかなと思いますけれども、この基金をぱっと見せられて、分からないんだろうなと思いますよ。あれはやっぱり、この中で丁寧な説明をしていくということですけども、先ほどの中でもここまである程度踏み込んだ中でやって、どういうふうな形でやるのかというのは、さっきの説明の中でもある程度は分かりましたよ。でも、細かいところは分からないので、やっぱり本当にもうちょっと丁寧というか、説明していただいてやっていただきたいと思います。またこういうものが今後出てくると思えばその辺も加味して、やっていただければというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。50分まで休みます。

（午前10時38分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時50分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第5号 天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第5号 天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条

の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第2項 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

第2項 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第3項 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第4項 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5項 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6項 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第3項 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

第1号 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針。

第2号 その提供する乳児等通園支援の内容。

第3号 職員の職種、員数及び職務の内容。

第4号 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日。

第5号 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額。

第6号 利用定員。

第7号 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項。

第8号 緊急時等における対応方法。

第9号 非常災害対策。

第10号 虐待の防止のための措置に関する事項。

第11号 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項。

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第2項 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

第2項 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるもの

に該当しないものをいう。

第3項 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

第1号 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

第2号 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第3号 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第4号 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

第5号 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

第6号 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

第7号 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

第8号 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階、区分、施設又は整備。

2階。

常用 1 屋内階段。

2 屋外階段。

避難用 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項に規定する構造の屋内階段。

2 待避上有効なバルコニー。

3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備。

4 屋外階段。

3階。

常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。

2 屋外階段。

避難用 1 建築基準法施行令第123条1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備。

3 屋外階段。

4階以上の階。

常用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。

2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。

避難用 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路。

3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型

乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

第2項 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

第3項 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

第1号 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

第2号 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場

合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

第1号 保育所 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福島県条例第87号)

第2号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年天栄村条例第3号)

第3号 幼保連携型認定こども園 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年福島県条例第100号)

第4号 家庭的保育事業を行う事業所 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年天栄村条例第4号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その

他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間まで利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、時間単位で柔軟に対応できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日から全国一律で実施となるために、条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、議案説明資料9ページをお願いいたします。

初めに、1の趣旨でございますが、今ほどの提案理由と重複いたしますので省略をさせていただきます。

2の内容でございますが、第1条に趣旨を定めております。

次に、第2条から第4条では、事業の基準と目的及び運営の向上についてを定めております。

第5条から第8条には、乳児等通園支援事業者、事業所が努める事項として、保護者や利用乳幼児への配慮、災害の対応などについて定めております。

9条から15条におきましては、事業所の職員が努める事項として、職員の要件、知識や技能の向上、衛生管理などについての定めでございます。

次に、16条には、事業運営の重要事項に関する規定の整備についての定めでございます。

17条から19条には、事業所の職員や事業者が努める事項として、帳簿の整備や秘密保持などについての定めでございます。

第20条には事業の区分として、一般型及び余裕活用型の2種類の運営方法を定めております。

21条には設備の基準として、一般型で事業を行うために必要な設備、面積、基準などにつ

いての定めでございます。

22条、22条の2には、職員の配置基準及び特例についての定めでございます。

23条は事業の内容でございます。

第24条には、保護者と密接な連携に努めることを定めております。

25条には、事業所の設備、職員の基準として、余裕活用型で事業を行うために必要な基準の準用を定めております。

次、26条から28条におきましては、準用の事項、電磁的記録、委任事項について定めております。

事業の概要でございますが、現在行っております一時保育と類似をしてございますが、相違点といたしまして、要件を問わず利用できること。それから、1人当たり月10時間以内での利用が可能になるということ。それから、この利用に当たっては、国のシステムに登録されまして、住所地以外の施設も利用が可能という制度になってございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今現在、村内にこの事業に該当する乳幼児は、大体何名ぐらいいるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

該当するかどうかというのは、ちょっと状況により変わるとは思いますが、現在、村では、すくすく家庭保育応援金というものを支給してございまして、こちらが保育所等に通っていないお子さんに支給するものでございますが、今年度の見込みですと四十数名がいらっしゃいます。

なお、預かり保育に関しましては、現在13名の登録がございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ちょっとこれ、来年度、4月1日からこれ施行されるということなんですけれども、要は天栄保育所に余裕がある場合は通わせることができるということ、何というか、この場合の送迎とかというのはこれどこがするんですか。各家庭の保護者がするんですか、それ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

天栄村の施行に関しましては、今ほど議員がおっしゃられたように、余裕活用型ということで、空きがある分で受入れを行うということで考えてございます。

送迎に関しましては一時預かりと同様、保護者の方に行っていただくことで考えてございます。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第6号 てんえいふるさと公園設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第6号 てんえいふるさと公園設置条例の制定について。

てんえいふるさと公園設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

てんえいふるさと公園設置条例。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、賑わいの創出と住民福祉の向上を図るため、てんえいふるさと公園（以下「ふるさと公園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ふるさと公園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 てんえいふるさと公園。

位置 天栄村大字大里字天房35番地1外。

（利用）

第3条 ふるさと公園の施設及び設備（以下「施設等」という。）は、一般に開放する。ただし、村長が管理上必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の制限）

第4条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の利用を禁止し、その者に退園を命ずることができる。

第1号 ふるさと公園が目的以外に利用されるおそれがあるとき。

第2号 公益を害し、善良の風俗を害するおそれがあるとき。

第3号 ふるさと公園の安全及び清潔の保持ができないおそれがあるとき。

第4号 施設等の損傷又は形態変更のおそれがあるとき。

第5号 ふるさと公園内の樹木、土石等を無断で採取し、又は損傷するおそれがあるとき。

第6号 営利又はこれに類する行為をするおそれがあるとき。ただし、村長が運営上特に必要と認めるときはこの限りでない。

第7号 その他ふるさと公園の管理上適当でないとき。

（損害賠償）

第5条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、損害の一部又は全部を免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号説明資料をお願いいたします。

提案理由をご説明申し上げます。

現在建設を進めているてんえいふるさと公園が、本年3月末に竣工の見込みとなっている

ことから、当該施設の設置条例を制定するものであります。

第1条で施設の設置、第2条で名称及び位置、第3条で利用、第4条で利用の制限、第5条で損害賠償、第6条で委任について定めております。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 4月1日からふるさと公園として開放するという事なんですけれども、今現在鍵かかっていますよね。どうなんですか、今現在。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 大木伸一 登壇]

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

今現在、鍵をかけている状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） とすると、4月1日からは鍵を開放して、いつでも入れる状態にするのかどうか。夜とか、そういうときはどうするのか。それはどういう予定なんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 大木伸一 登壇]

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

ふるさと公園の開放の予定ですが、現在工事を3月27日に完了する予定の見込みとなっております。この条例上、4月1日から開放するような定めにはしておりますが、今度、芝生を植えて、大体4月の中旬ぐらいまではちょっと管理上、様子を見たいような状況でございますので、4月の下旬に改めて公園のセレモニーというか、ミニセレモニーみたいな形で、そこでそういうものを作ってから開放していきたいと思っております。

なお、開放時間につきましては別途規則で定めまして、こちらにつきましては、午前8時から午後6時までの利用で考えております。

[発言する声あり]

○産業課長（大木伸一） なお、また、開園に係る規則なんですけど、こちら、天栄村農林水産物直売施設設置条例、その第4条の中で規定しておりますので、基本は8時から午後6時までという部分ですが、道の駅の管理の状況によって、夏場と冬場の開放時間を調整するような形で考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これ、第6条の委任ということで、必要な事項は規則で定めるという
今、規則って決めたんですか。あったら見せてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） すみません。お時間いただきまして、誠にありがとうございます。
この規則につきましては、今回の条例の議案について、議決をいただいた後に定めるよう
な形となります。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということは、これ、議決してから規則を定めるということなんですけ
れども、規則見ないと議決していかどうかちょっと……例えば、これさつき開放という話
で、一応8時半から何時までとかって言っていましたけれども、その前に、これ管理どこで
するんですか。管理。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えをいたします。

管理につきましては、当面、村が管理主体となっていくこととしております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 管理についてはあれですか、規則で定めるんですか、今後。

というのは、4月中旬に芝生等々ができて、セレモニーやってオープンということなんで
すけれども、産業課長あれですか、毎朝毎夕鍵かけに行って、鍵施錠して開放して、土日も
施錠して開放して行って、これ産業課長やるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前11時33分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時33分）

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

まず、鍵の開け閉めにつきましては、私ではちょっと……産業課で行うわけではなく、今
の予定としましては、広場の環境整備関係については、シルバー人材に委託する予定で考
えております。

また、入り口のゲートの鍵の管理、そちらに関する業務の一部につきましては、天栄村振興公社に委託したいと、依頼していきたいと考えている予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 鍵の施錠、開放に関しては、振興公社に委託したいと考えておりますというんだけど、それはまだ決まっていない。振興公社がそんな鍵を預けられちゃって、困ると言うんじゃないですか。それはあれですか、話し合ったりするんですか。だって、振興公社が鍵を預けられちゃっても管理の権限はないんでしょう、村が管理する権利があるんだから。例えば、そういう中で事故起こったり何かあったら、振興公社は責任負えないでしょう。それでも振興公社に鍵預けるんですか。

なので、これ別に規則で定めるってあるんだったら、定めてから議会にかけたらいんじゃないんですか。何か議会でこれ「いいですよ、設置条例オーケーですよ」と議決した後に、何かその規則を我々が分からないところで規則を定めるというのは、ちょっと私はここで「議決できますよ、はい、いいですよ」とは言えないですよ、今現在。そこはどう考えていますか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

(午前 11時37分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前 11時37分)

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 大木伸一 登壇]

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

規則につきましては案が現在ございます。あと、振興公社とシルバーさんにお問い合わせする部分につきましては、事前に協議は重ねて了解をいただいているような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） じゃ、文書で見せてください。

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案審議の途中であります、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時38分)

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 大変お時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

ふるさと公園の設置に関する規則につきましては、お手元にお配りしました資料のとおりでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これ、規則の第2条について、もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） それでは、お答えいたします。

この規則の第2条についてですが、まず、てんえいふるさと公園自体は、道の駅が建っている駐車場とか含めた施設、あと後ろの施設の広場、遊具を設置した公園、あと山、伝承館の下の山も含めて、その範囲をふるさと公園として定めております。通常については、常時開園するようなことを前提にして記載しております。ただし、遊具を設置した公園内の遊具の広場に関しての開園とか開園時間については、既に条例で設置されております天栄村農林水産物直売施設設置条例、この第4条に規定によるものとするということで、こちらが本条例上、午前8時から午後6時というような定めとなっております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それで、私が前に質問した鍵の開閉というのは、さっきちょっと振興公社と話がついているとか何とかと書いていましたけれども、もう1回正式に。頼んであるのかどうなのか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

鍵の管理につきましては、振興公社のほうで現在その営業時間に合わせて、朝と晩、施設内の見回りを行っております。それに併せて、ゲートの鍵の管理についてもお願いしたいということで協議した結果、承諾をいただいている状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。鍵は振興公社に預けて開閉はお願いしていると。設置者というか、鍵の管理だけですか。私が前に質問したちゃんとした管理、けがとかそれから芝の管理とか、そういうのはどうするんですか。例えば、振興公社だって鍵の管理だけで、例えばあそこが閉まっているにもかかわらず、中に入ってけがしたり何かしたりとかとい

う、例えばそういうけがとかもできかねないですよ。そういう場合、村は管理者で振興公社に鍵の管理だけお願いしていると言うけれども、そういう場合の責任の所在ってどこになるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） ふるさと公園施設内の事故等の責任についてのご回答ですが、まず、施設の設置とか管理について、もちろん瑕疵があった場合は、村が責任を負うこととしております。ただ、利用者の過失、事故によるものにつきましては、利用者の責任というのが原則となるものと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） それで、村は直売所というか、道の駅に関して、振興公社と……何だっけ、あれ、締結しておりますよね。

〔「指定管理」の声あり〕

○7番（小山克彦） 指定管理。その遊具広場だけ指定管理に入っていないというふうなことになりますよね。だったら……どうですか、遊具広場も指定管理と一緒に含めて、全て振興公社に管理運営を任せるといようなことにしたほうが管理もしやすいし、責任の所在とかそういうのもできるんじゃないですか。そういうことは考えていないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

現在、指定管理者として、季の里天栄のほうに施設の管理のほうをお願いしているところでございます。その指定管理の中には、当然先ほどおっしゃったとおり、公園の管理は含まれておりませんが、現状その施設の敷地内の見回りというか、安全確認について先ほどご説明させていただきましたとおり、朝晩見回りのほうを行っております。なので、その見回りに併せてやっていただくような形をお願いしているようなところでございます。

なお、今、ご提案いただきました、将来的に指定管理に含めていくのはいかがかということにつきましては、今後公園の利用状況等を鑑みながら検討していくような形で考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今後の利用状況と言いますけれども、例えば今、指定管理じゃなくて、この条例を見ますと、例えば遊具広場でイベントをやる等々のときに、これ村の許可をもらわないとそういうことはできない。例えば振興公社で、道の駅季の里天栄で何かイベントやって、遊具広場を使ってやるにしても、例えばの話、村に使用許可をいちいち得なくちゃい

けないというような、そういう何ですか、事務的な煩わしさも出てくるんじゃないですか。だから、利用人数に応じて決めると言うけれども、多くなったら指定管理にするんですか。少なかったら指定管理者にするんですか。それもよく分からないですけども、どっちで決めるんですか。何かそういうのもよく分からないんで、それだったら今年の4月から指定管理が新しくなりますよね、今回。一緒に指定管理にやって、振興公社に全て運営を任せるといようなほうが村としても非常にいいんじゃないですか。もちろん、芝刈りとかそういう経費はかかりますけれども、それはもちろん村である程度持つというのはしょうがないでしょうけれども、そういう考えはないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今ほどご質問いただいたものについて、振興公社というよりも遊具というようなことでございますので、村内にも遊具あちこちついていて、点検をしたり管理もしていかなくちゃならない。これはやっぱり村での管理をするということが、根本的にはそれが必要ではないかと、私なりに今思っているところでございます。

遊具って、毎年毎年点検もしていかなくちゃならない、村内についている遊具も全部同じなんですけれども、それと同じ対応をしていくことが今後においてもやっぱり必要かなと。あとは開閉とか何かはそれは振興公社が行うというようなことで、それ以外についても、それによその遊具がついているものと準じて、同じような対応をしてみたいと考えておりますので、この遊具については村が管理をすると。開閉とか何かについては、鍵開けは振興公社でやるというようなことで、よそのほかについている遊具と同じような対応をしてみたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今、村長は遊具ということで言いましたけれども、広場ですよ。遊具広場。遊具だけじゃなくて広場の管理もでしょう、セットで。そうすると、あそこで季の里が、いろいろな何か例えば今後イベントやったり何なりするとか、あとほかの団体とかがイベントやったり何なりするということに、使用許可とかというふうなことを考えた場合、季の里天栄で管理したほうがすごい楽じゃないですか。

それは遊具の点検は毎年やって、壊れたりして危険なときは、それは村で直すとか修理するとかというのはそれはあると思いますけれども、通常の管理は振興公社に任せたほうが、指定管理者でやってもらったほうがいいんじゃないですか。どっちみち鍵を預けて、開閉もやってもらうのであれば。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

遊具も含めて広場については、役場の脇もやっぱりそうなんです、これ一般的に見て、村が管理するというような流れのほうがいいと思いますし、そんなに手続、何かイベントをやるといっても、あれだけ離れていてそれだけの頻度があるのかどうかというのも、ちょっとそこまでは……あんまり今の時点では考えつかないような状況もありますが、道の駅、今、季の里天栄で管理している農林水産物直売所の駐車場とか、あのエリアの中での判断というのはそこでやりますが、小さなお子さんからそういう方々が来て、ゆっくりのんびり遊べる部分でありますので、なるべくであれば、当然ここは村が管理をすべきだなという思いでございます。

今後は使い方も、先ほど産業課長も言いましたように、使う頻度、そしてどれだけのそういうイベントとか何かがあるようなことがあれば、またご相談させていただいて、審議させていただいて、その方向性は決めてまいりたいと。今の時点ではほかの公園というか、それと同じような扱いをしながら、村で管理していくというようなことでの判断をさせていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） そう言うのであれば、今後そのところは今後見てみるということで、それは分かりました。

1点言いたいんですけども、私たちは季の里天栄に仕入れとかそういう関係で行って、バックヤード、荷物の業者の積卸しの場所に結構行くんですけども、後ろの公園が高くて、公園からだると丸見えなんですね。丸見え、後ろからは。そうすると、結構整理整頓されていないですね、外側も。バックヤードの中もそうですけれども、外も結構資材とかいっぱいあって、はっきり言って汚いです。ですんで、外でたまに休憩してたばこ吸っているところも見かけます。

やっぱり後ろが子どもたちが遊ぶ公園で丸見えだというのは、ちょっとみっともないなというふうに思いますんで、これから春夏にかけてあそこをオープンするのであれば、その辺も季の里天栄の職員にきちんと行って、常に整理整頓して、後ろから見ても小ざれいに見えるようなことを保つように、村長は社長ですから、ぜひその辺は注意していただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第7号 天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 25ページをお願いいたします。

議案第7号 天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例。

天栄村駐在員設置条例（昭和34年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「25万4,000円」を「26万8,000円」に改め、同条第2号中「410円」を「440円」に改める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、天栄村非常勤特別職報酬等検討委員会におきまして、非常勤特別職の報酬につきましてご検討いただきまして、令和7年12月12日の答申を受け、報酬額を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

上が改正案、下が現行でございます。

現行で、第6条第1号の平均割を1人「25万4,000円」から上段の1人「26万8,000円」に、第2号の世帯数割を1世帯「410円」から、上の1世帯「440円」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 27ページをお願いいたします。

議案第8号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項議員報酬月額欄中「29万円」を「31万9,000円」に改め、同表副議長の項議員報酬月額欄中「24万5,000円」を「27万円」に改め、同表議員の項議員報酬月額欄中「23万5,000円」を「25万9,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、天栄村特別職報酬等審議会におきまして、議員報酬及び村長等の給料につきまして、いずれも10%増することが適当との答申をいただき、村といたしましても、村の財政状況や近年の社会経済情勢を総合的に勘案し、審議会の答申どおり改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

上段が改正案、下段が現行でございます。

下段の区分の議長報酬月額「29万円」を上段の「31万9,000円」に、副議長の議員報酬月額を「24万5,000円」から「27万円」に、議員の議員報酬月額を「23万5,000円」から「25万9,000円」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 29ページをお願いいたします。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表につきましては、30ページから34ページのとおりでございます。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、天栄村非常勤特別職報酬等検討委員会におきまして、非常勤特別職の報酬についてご検討いただきまして、令和7年12月12日の答申を受け、報酬額を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

別表の区分ごとの報酬でございますが、下が現行、上が改正案でございます。それぞれの下の現行額から、まず、教育委員会委員の年額を「20万8,000円」に。

選挙管理委員会委員長の年額を「11万8,000円」に、委員の年額を「10万1,000円」に。

監査委員識見を有する者の年額を「19万9,000円」に、議会選出の年額を「14万4,000円」に。

国民健康保険運営協議会会長の日額を「7,200円」に、委員の日額を「6,600円」に。

固定資産評価審査委員会委員の日額を「6,600円」に。

特別職報酬等審議会委員の日額を「6,600円」に。

国民保護協議会委員の日額を「6,600円」に。

防災会議委員の日額を「6,600円」に。

水道運営協議会委員の日額を「6,600円」に。

子ども・子育て会議委員の日額を「6,600円」に。

行政不服審査会委員の日額を「6,600円」に。

校医及び歯科医等で、学校医の年額を1校当たり「10万円以内」で村長が定める額に。

学校歯科医の年額を1校当たり「14万円以内」で村長が定める額に。

学校眼科医及び耳鼻科医の年額を1校当たり「8万円以内」で村長が定める額に。

薬剤師の年額を1校当たり「3万円以内」で村長が定める額に。

学校給食センター運営協議会委員の日額を「6,600円」に。

民生委員推薦委員の日額を「6,600円」に。

社会教育委員を日額「6,600円」に。

公民館運営審議会委員を日額「6,600円」に。

次のページでございますが、スポーツ推進委員の日額を「6,600円」に。

振興計画審議会委員の日額を「6,600円」に。

青少年問題協議会委員の日額を「6,600円」にそれぞれ改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 別に日額がどうのというわけじゃないんですけども、学校給食センター運営協議会委員って、これ何人いて、何を協議して、何回やるんですかこれ。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お時間いただきまして、ありがとうございます。

お答えいたします。

学校給食センター運営協議会の委員につきましては、天栄村学校給食センター運営協議会規則の中で、「19名以内の委員で組織する」とされておりまして、今現在は16名いらっしゃ

います。

協議会の委員でございますが、PTAの会長や園長、小中学校の校長先生方、議会からは総務常任委員長、このほか教育長、副村長の方々と委員のほうは構成されておまして、協議会では、協議会規則の第7条に、「給食物資の購入に関すること」、「給食費に関すること」、「その他運営上必要な事項に関すること」についての協議を行っております。令和7年度におきましては、5月に総会を開催しまして、2月に書面で臨時会を開催しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、書面って言いましたけれども、どういうふうに書面で決議したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

今回、書面でお諮りいたしましたのは、近年の物価高騰に伴いまして、給食にかかる食材費などが今高騰していることに伴いまして、令和8年度からの給食費の値上げについてお諮りをしたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今は今度、4月からはあれですよ、暫定予算だから分からないですけども、小学校無償化ですよ。中学校は普通ですよ。でも、村で無償化にしているんですよ。これ、小学生と中学生って、給食費って月幾ら取っているんですか。幼稚園もお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時04分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時05分）

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

給食費につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんでしたので、後日ご提出させていただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今の点はよろしく申し上げます。

あと、文化財保護審議会委員は2万9,000円だっていうんですけれども、これ何でこれだけ変わらないんですかこれ。同じですよ。値上げしていませんよ。15ページ、説明資料の15ページ。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時06分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時12分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。お時間をいただきまして、ありがとうございました。

文化財保護審議会委員、この全体の部分でございますが、これも含めて審議会からの答申を受けて、今回上程をさせていただいたというところでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そしてこちらの社会教育委員と公民館運営審議会委員、これ年額1万3,000円になっているのを日額6,600円にしたということですよ。どういう理由なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今おただしの、社会教育委員と公民館運営審議会委員の年額を日額にしたということですが、この両方の委員に関しましても非常に重要な役職ではございますが、年間を通して、運営委員会の開催時期や開催回数、そういったものを加味しまして、今回年額1万3,000円というところから、1回当たりご出席いただきましたときに、お支払いする日額というほうに変更させるような答申をいただいたということで、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） すると、年に2回だから100円上げたということですよ。了解しました。終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 35ページをお願いいたします。

議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表村長の項給料月額欄中「65万4,500円」を「72万円」に改め、同表副村長の項給料月額欄中「52万3,600円」を「57万6,000円」に改め、同表教育長の項給料月額欄中「48万4,800円」を「53万4,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、天栄村特別職報酬等審議会におきまして、村長等の給料月額について、いずれも10%増とすることが適当との答申をいただき、村といたしましても、村の財政状況や社会経済情勢を総合的に勘案し、審議会の答申どおり改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。

下段が現行、上段が改正案でございます。

こちらの区分のとおりでございますが、村長の給料月額を下段の「65万4,500円」から上段の「72万円」に。副村長の給料月額を下段の「52万3,600円」から「57万6,000円」に。教育長の給料月額を下段の「48万4,800円」から、上段の「53万4,000円」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 37ページをお願いいたします。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「7万600円」を「7万7,000円」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の下に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として村長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「並びに前項第2号」を「、第2項第2号に定める額並びに前項第1号」に、「、前項」を「、前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が村長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（村長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として村長が規則で定める額。

第2号 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、職員の通勤手当について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表において説明をさせていただきます。

下段が現行、上段が改正案でございます。

まず、第11条第2項第2号で、自動車等で通勤する職員の通勤手当の限度額を現行7万

600円から、改正案7万7,000円に上げるものでございます。

次に、第2項の次に第3項を追加し、現行の第3項以降の現行を1項ずつ繰下げました。

次に、新たな第3項では、自動車等を使用する職員が、勤務地において駐車場の利用が必要となる場合は、月5,000円を上限として支給できる旨の文言を追加いたしました。これは、本村におきましては、職員の通勤用の自家用車は、役場敷地内の駐車場では無料で駐車をさせておりますが、職員が出向等の場合に、民間駐車場の利用が必要となる場合があるために、今回改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、新しい第4項以降でございますが、先ほど申しました新しい第3項の追加に伴いまして、関係条文を整理したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。2時45分まで休みます。

（午後 2時24分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時45分）

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第12号 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 39ページをお願いいたします。

議案第12号 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

天栄村行政財産使用料条例（平成4年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表土地の項を次のように改める。

別表につきましては、40ページから42ページのとおりでございます。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項 この条例施行の際現に許可を受けて行政財産を使用している者に係る使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

提案理由を申し上げます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、道路法施行令の一部改正に伴いまして、天栄村行政財産使用料の額を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。

上段が改正案となっておりますが、まず、水道管、ガス管、地下ケーブル等の管理を布設するために使用する場合がございますが、こちらもそれぞれ外径によりましてそれぞれ増額をしておるところでございます。

続きまして、次のページでございますが、掲示板、広告塔等を設置するために使用する場合におきましても、表示面積1平方メートルにつき一年の部分を上段のように改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第13号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 43ページをお願いいたします。

議案第13号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例（平成5年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額2万円」を「月額3万円」に改める。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料22ページをお願いいたします。

今回の改正は、在宅でのねたきり老人等の介護は、物価及び燃料費等の高騰に伴い負担も増加していることから、手当額を引き上げる改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

表の上段が改正案、下段が現行でございます。

第4条の改正でございますが、現行の月額2万円を上段の月額3万円に増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ今説明もらったんですけども、在宅での寝たきり老人の介護というのは、天栄村で寝たきり老人の介護をしている人は今、自宅で介護している人は何人いるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

令和8年2月現在におきまして、現在7名となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、特養に申し込んだけれども入れないという人ではないでしょう。

これ、自分のところで面倒を見るといって、結局そういう人らが7名いるということですか。特養を申し込んだけれども、入れないという人ではないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、施設を申し込んでもまだ入れないという方もいらっしゃると思いますし、施設申し込まず自宅で何とか見ているという方も、両方いらっしゃると思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) それ、今、申し込んだけれども入れないというのは何人いるんですか。

○議長(大須賀溪仁) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 芳賀信弘 登壇]

○健康福祉課長(芳賀信弘) 答えいたします。

1月の状況でございますが、これは天栄ホームに限りますが、天栄村の方での待機者が現在16名となっております。その中で、今回の寝たきりにもし該当するというような、介護度4以上とかという形になりますので、その中でいいますと4名の方が介護4以上にはなっております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) これ、寝たきり老人というのは4名の方ですよ。待機者が16人いるんですよ。今、待機者が16人いるんでしょう。まだ要介護4とか、何ぼになってる人。ただ、優先順位からすると、そうするとまだ入れない人が4人いるということ。こっちが一番先、これ、寝たきり老人の人が優先的に入れるようになっているんでしょう。違うんですか。どういう段階で優先順位が決まっているんですか。

○議長(大須賀溪仁) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 芳賀信弘 登壇]

○健康福祉課長(芳賀信弘) 答えします。

施設の入所に関しましては、施設ごとに審査会が行われておりまして、もちろん介護度もありますけれども、その中で点数をつけて、優先順位を決めていると伺っております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) この寝たきり老人で4名の人というのは、家族が大変だと思うんですよ。だから、そういう人を優先的に入れてやって、要介護5になっている人らはどうしようもないんですけれども、4ならば何とか歩ける状態で、ちょっと認知がかかっている程度だと思うんですよ。ただ、これ、寝たきり老人の家族の介護というのは大変だと思うから、私はそういう意味で今聞いたんですけれども、それでなるだけ、それ、誰に優先順位をどうやって決めているんだと聞けば、大体それ、全然寝たきり老人というのは何年もかかっているんでしょう、これ。すぐ寝たきり老人になったわけじゃないでしょう、これ。

だから、申し込んだけれども入れないという状態が何年続いているんだかの問題だと思うんです。わかりますか。分からないなら分からないで構わないんですけれども。

○議長(大須賀溪仁) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 芳賀信弘 登壇]

○健康福祉課長(芳賀信弘) 答え申し上げます。

何年ちょっとそういった状態が続いているか、把握してございません。

失礼いたしました。

今、要介護4の方がいつから4で、何年続いているかというところまでは現在把握してございません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だからこれ、私が言いたいのは、寝たきり老人で自宅で介護している人を優先的に岩瀬福祉会に言って、入れてもらえるようにしないと、こっちのほうは大変だと思いますよ。全然歩ける状態で要介護4の人もまた大変なんでしょうけれども、寝たきり老人の在宅介護は大変だと思うんですよ。だから、優先的に。家族が大変な思いしていると思うんですよ。これ、1万円上がったからといって、本当に足りないと思いますよ。自分らだったらもう仕事はできないし、いろんな洗濯でも時間がかかるかもしれない。何かあると困るからと思って目を離さない状態でしょうから。

だから、そういう人らを優先的にやってやるのがあれだと思うんですけども、村長からそういうのは言えないんですか。岩瀬福祉会のこれ、寝たきり老人がこう、あれだということは、全然できないですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村民優先でお願いしますと、そこは何度も言っていますし、あと、寝たきりの方、議員おっしゃるように、家族が介護するのがやっぱり大変だという思いがあって、上程させていただきましたが、あとは、見られるうちは、入所の申込みはしているんですけども、まだ自分たちで見るといって、そういうご家族もいるものですから、全部が全部待機という、待機で、じゃ次、順番来ましたよというお話をしても、もう少し家族で見ますという方々もいるので、今回、手当を1万円上げる提案をさせていただいたんですけども、そういったところでご理解を。

極力、私も村民優先でお願いしますと、それは何度も岩瀬福祉会のほうには話をしていますので、今後もそういうことで、またそこは要望していきますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 本当に家族で面倒見るのは、ただ、7名のうち4名の方は寝たきり老人で、残り3名の方はまだ申し込んでいるんだか、申し込んでいないのか分からないですけども、4名の方は自分のところで見ているみたいなんですけれども、これ、大変だと思うんですよ。

だから、なるだけ、どこで話していいかは、優先順位はこっちから口出すことはできない

と思うんですけれども、大変だということを健康福祉課長も言って、なるべく早く入れてもらえるようにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） すみません、今、服部議員の質問した内容とちょっとかぶって、何名いるかとかということは把握、何名いて、居宅でいるのか、入所でいるのかということも聞き取った点があったので、それは理解しました。

この寝たきり状態になったりする方とかは、要介護2から要介護5とかという方になるかと思うんですけれども、そういった方ですと、多分いろんな介護サービスが受けられるかと思うんですよ。具体的にどんなサービスができるかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 答えいたします。

寝たきりのサービスということであれば、生活の介助ですとか訪問の看護ですとか、あと福祉用具でベッドを借りたりということが主にはあるかと思えます。

○議長（大須賀溪仁） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

多分介護度が上がれば、それだけサービス料金も増えるかと思うので、そういったこと、いろんな事業者さんとかで説明、ケアマネさんも説明してくれると思っていますので、そういったところを家族の方にも十分理解していただければ、待っている状態としても、家族が介護するのが負担が大分減るかと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第14号 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 45ページをお願いいたします。

議案第14号 天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例。

天栄村火入れに関する条例（昭和59年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき」を「場合」に、「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、須賀川地方広域消防組合火災予防条例の改正が行われ、新たに林野火災に関する注意報及び警報を発令することができることとなったため、文言の追加を行い、その他所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第14条第1項では、火入れを行ってはならない場合を記載しておりますが、現行、下段から上段へ文言の改正をするものでございます。

続きまして、同条第2項では、火入れ実施中での中止の場合に関しましての記載をしておりますが、下段の現行のような文言から、上段の改正案の文言に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ちょっと聞きたいんですけども、あの火入れで何か罰金がどうのこうのなんて、何か放送で聞いたような気がするんですけども、あれは新しくあの条例でそういうふうになるようになったんですか。これ、1回しか聞いたことがなかったけれども、まさか罰金刑がとかという話聞いたんです。放送したような気がするんですけども、間違っていますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、ここから改正等におきまして、林野火災警報発令時には30万円以下の罰金または拘留の罰則が科される場合がございます。ただ、林野火災注意報時に関しましては、火を使わないようにという努力義務ということで、そのときには罰則は科せられないということでございます。

今回、消防署のほうで朝7時半頃鳴らしたりするんですが、林野火災注意報というものと林野火災警報というものが出てきます。林野火災注意報に関しましては、そういった注意報が出た場合には火入れとかを、火を使わないように努力してくださいという部分で、努力義務でございますので、そのときには罰則等の部分はございません。

ただ、林野火災警報が発令した場合には、そのときに火災になるような火をつけたり、これは警察署がやる場合になります。そのときには30万円以下の罰金とか拘留という場合があるということで、今私どものほうでは周知をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） よろしいですか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ、罰金とか拘留というのは最近できた法律なんですか、これ。これは前からあったことなんですか。注意報と警報でしょう、これ。注意報のときはいい、警報のときは駄目だということですよ。それ、いつからそういうふうになったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回、1月1日からこのような形になりました。

この理由といたしましては、去年の2月26日に大船渡のほうで大規模な林野火災が起きまして、そういったところを見まして新設されたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、注意報のときは、大丈夫だということじゃないですけども、注意報のときは罰金刑はないということだね。警報のときですよ。了解しました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、議案第15号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 47ページをお願いいたします。

議案第15号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表については49ページから54ページに記載されております。後ほどご覧いただければと思います。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2項 この条例による改正後の天栄村道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料24ページをお願いいたします。

道路法施行令の一部改正により道路占用料の改定がなされたことに伴い、天栄村道路占用料徴収条例について所要の改正を行うものでございます。

福島県の道路占用料徴収条例においても改正されることから、県の条例に準じて道路占用料の額の改正を行う内容となっております。

新旧対照表をご覧いただければと思います。

上段が改正案となっております。それぞれの物件による占用料が一部を除いてほとんどが値上がりとなっております。改正額において、増額される額が最大で160円、減額される額は最大で10円となっております。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第13、議案第16号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 55ページをお願いいたします。

議案第16号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村消防団設置等に関する条例（昭和44年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表につきましては56ページから57ページのとおりでございます。

附則。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、天栄村非常勤特別職報酬等検討委員会におきまして、非常勤特別職の報酬についてご検討いただきまして、令和7年12月12日の答申を受け、報酬額を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

下段が現行でございますが、現行の部分、団長から班長までの年額を上段の改正案に改めるものでございます。

なお、副班長及び団員に関しましては令和5年3月に改正をしております、そのため今回はこちらのほうに変更はございません。団長から班長に関しましては、平成17年3月から

改正の後、約20年間変わらずということでしたので、今回このままこの部分を上程させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、議案第17号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 58ページをお願いいたします。

議案第17号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,317万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,016万6,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り

越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

65ページをお願いいたします。

まず、第2表の繰越明許費でございます。これらの事業を翌年度に繰り越すものでございます。

款項、事業名、金額の順にご説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業369万円。

3款民生費、2項児童福祉費、天栄保育所屋外整備事業8,514万9,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、関場地区水路改修事業4,840万円、四十檀地区ため池改修事業3,371万1,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、児渡安養寺線落石対策事業1,385万5,000円、仲林後藤線道路改良事業5,000万円。

10款教育費、2項小学校費、小学校体育館施設整備事業3,651万2,000円。

繰越明許費につきましては以上でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

今回の補正につきましては、事業の追加及び同意額の確定に伴います限度額を変更するものでございます。

まず、追加でございます。

起債の目的、限度額の順に申し上げます。

1、仲林後藤線道路改良事業2,800万円、2、小学校体育館施設整備事業1,820万円、計4,620万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率年3.0%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

続きまして、次のページをお願いいたします。

次に、変更でございます。

起債の目的、限度額の補正前、補正後の順に申し上げます。

- 1、耐震性防火水槽整備事業、3,200万円から2,990万円。
 - 2、防災行政無線設備整備事業、6,700万円から6,330万円。
 - 3、消防自動車購入事業、1,200万円から1,140万円。
 - 4、後藤大暗見線外道路改良事業、2,420万円から2,620万円。
 - 5、児渡安養寺線落石対策事業、2,720万円から2,240万円。
 - 6、天房四十檀線整備事業、3,500万円から3,410万円。
 - 7、下松本地区管渠改修事業、2,850万円から2,570万円。
 - 8、西河原橋橋りょう補強事業、1億2,320万円から1億1,520万円。
 - 9、飯豊地区水路改修事業、400万円380万円。
 - 10、飯豊地区排水路改修事業、3,800万円から3,580万円。
 - 11、四十檀地区ため池改修事業、5,550万円から5,520万円。
 - 12、関場地区水路改修事業、4,820万円から4,500万円。
 - 13、てんえいふるさと公園広場施設等整備事業、2,670万円から2,570万円。
 - 14、羽鳥湖高原生産物直売所修繕事業、1,380万円から1,290万円。
 - 15、保育所移転整備事業、1億2,690万円から9,870万円。
 - 16、教員住宅等施設除却事業、3,700万円から2,670万円。
- 合計、6億9,940万円から6億3,200万円。

変更の理由につきましては、各事業とも同意額の確定に伴う借入限度額の変更でございます。

なお、記載の方法、利率及び償還の方法については変更はございません。

地方債の補正につきましては、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、補正額2,360万円の増。

2 目法人分、補正額503万円の増。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額993万2,000円の増。

3 項軽自動車税、2 目種別割、補正額119万円の減。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、補正額390万5,000円の減。

1 款の村税につきましては、課税の確定見込みによる増減でございます。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、補正額245万4,000円の減。こちらにつきましては、地方揮発油税に係る暫定税率が令和7年12月31日をもって廃止されたことに伴う減でございます。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額150万7,000円の増。

続きまして、3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額70万9,000円の増。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額59万1,000円の増。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額84万円の減。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額487万5,000円の増。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額57万4,000円の増。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額114万2,000円の減。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額78万3,000円の増。

続きまして、12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額93万2,000円の減。こちらにつきましては、震災復興特別交付税の減によるものでございます。

14款分担金及び負担金、1項分担金及び消防費分担金、補正額93万1,000円の増。

2項負担金、3目教育費負担金、補正額29万2,000円の増。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、補正額11万5,000円の増。

2目民生使用料、補正額4万1,000円の減。

3目農林水産使用料、補正額24万5,000円の増。

4目土木使用料、補正額3,000円の増。

5目教育使用料、補正額20万4,000円の減。

続きまして、6目衛生使用料、補正額132万6,000円の増。こちらにつきましては、隣接市町村からの墓所使用者の増加に伴う墓地公園永代使用料の増によるものでございます。

2項手数料、1目総務手数料、補正額39万円の減。

3目衛生手数料、補正額5万円の減。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額994万2,000円の減。こちらにつきましては、主に2節障害者福祉費負担金、3節児童手当国庫負担金の見込額の減によるものでございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額254万6,000円の増。こちらにつきましては、繰越明許費の中でご説明いたしました社会保障・税番号制度の増額を計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額156万1,000円の増。

3目衛生費国庫補助金、補正額421万6,000円の減。こちらにつきましては、主に次のページの2節運動・スポーツ習慣化促進事業補助金の減によるものでございます。

続きまして、5目土木費国庫補助金、補正額1,599万円の増。こちらにつきましては、繰越明許費及び地方債補正の中でご説明いたしました仲林後藤線の道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金を増額計上するものでございます。

6目教育費国庫補助金、補正額1,703万4,000円の増。こちらにつきましても、繰越明許費、地方債補正の中でご説明いたしました小学校体育館施設整備事業に係る学校施設環境改善交付金を増額計上するものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額2万7,000円の増。

2目民生費委託費、補正額43万1,000円の減。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額551万1,000円の減。こちらにつきましては、主に2節障害者福祉費負担金の見込額の減によるものでございます。

続きまして、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額318万4,000円の減。こちらにつきましては、主に5節福島県ICT推進市町村支援事業費補助金の見込額の減によるものでございます。

2目民生費県補助金、補正額325万9,000円の減。こちらにつきましては、主に5節乳児医療費補助金の見込額の減によるものでございます。

続きまして、3目衛生費県補助金、補正額21万5,000円の増。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,681万9,000円の減。こちらにつきましては、主に2節の農業費補助金における各種交付金の見込額の減によるものでございます。

7目教育費県補助金、補正額253万4,000円の減。こちらにつきましては、地域学校協働活動補助事業補助金の見込額の減によるものでございます。

10目土木費県補助金、補正額45万1,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額310万7,000円の減。こちらにつきましては、参議院議員通常選挙委託金の減によるものでございます。

続きまして、2目農林水産業費委託金、補正額6万3,000円の減。

3目土木費委託金、補正額19万3,000円の増。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額6,000円の増。

2目利子及び配当金、補正額8万3,000円の減。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額455万円の増。

2目物品売払収入、補正額213万円の増。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額1,500万円の増。こちらにつきましては

は、ふるさと納税の寄附金額の増に伴うがんばれ天栄応援寄附金の増によるものでございます。

続きまして、20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額1,128万8,000円の増。こちらにつきましては、工業用地取得造成事業特別会計からの繰入金の増によるものでございます。

2目国保（事業勘定）特別会計繰入金、補正額192万円の増。こちらにつきましても、国保（事業勘定）特別会計からの特別調整交付金の見込額の増に伴う繰入金の増によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額8,200万円の減。

5目ががんばれ天栄応援基金繰入金、補正額1,550万円の減。

6目こども未来基金繰入金、補正額290万円の減。

7目公共施設整備基金繰入金、補正額2,240万円の減。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額29万5,000円の減。

2項村預金利子、1目村預金利子、補正額100万4,000円の増。こちらにつきましては、利率の上昇に伴う村預金利子の増によるものでございます。

4項雑入、1目弁償金、補正額199万5,000円の増。

2目雑入、補正額36万4,000円の増。

続きまして、3目過年度収入、補正額553万3,000円の増。こちらにつきましては、主に療養給付費負担金の令和6年度分負担金の確定に伴う増によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額640万円の減。

2目土木債、補正額1,330万円の増。

3目農林水産業債、補正額780万円の減。

続きまして、4目民生債、補正額2,820万円の減。

5目教育債、補正額790万円の増。

23款の村債につきましては、各目とも地方債補正でご説明しましたとおりの増減でございます。

歳入につきましては以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

3時50分まで休みます。

（午後 3時33分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時50分）

○参事兼総務課長（小山富美夫） 80ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額875万5,000円の減。

続きまして、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額677万6,000円の減。
こちらにつきましては、各事業の見込額の精査に伴う不用額の減によるものでございます。

なお、11節役務費におきまして、郵便料の見込額の増に伴いまして150万円を増額計上するものでございます。

続きまして、2 目文書広報費、補正額27万8,000円の減。

3 目財政管理費、補正額91万2,000円の減。

4 目会計管理費、補正額3万円の減。

5 目財産管理費、補正額3万1,000円の増。

続きまして、6 目企画費、補正額559万8,000円の減。こちらにつきましては、各事業の見込額の精査に伴う不用額の減によるものでございますが、なお、次ページ、18節負担金補助及び交付金におきまして、地方バス路線対策事業補助金といたしまして347万円を増額計上するものでございます。

続きまして、7 目支所及び出張所費、補正額41万8,000円の減。

8 目交通安全対策費、補正額78万8,000円の減。

続きまして、9 目地方創生費、補正額658万9,000円の減。

10目ふるさと納税費、補正額2,250万円の増。こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附金額の増に伴いまして返礼品や手数料、積立金を増額するため、各節にそれぞれ増額計上するものでございます。

11目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額30万8,000円の減。

続きまして、2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額149万8,000円の減。

2 目賦課徴収費、補正額106万7,000円の減。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額304万3,000円の増。こちらにつきましては、次のページの12節委託料におきまして、さきにご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備委託料を増額計上するものでございます。

なお、本事業につきましては、繰越明許とするものでございます。

続きまして、4 項選挙費、2 目参議院議員通常選挙費、補正額297万8,000円の減。

続きまして、5 項統計調査費、2 目総務統計費、補正額3,000円の減。

6 項監査委員費、1 目監査委員費、補正額1万1,000円の減。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額556万9,000円の減。

続きまして、2目老人福祉費、補正額481万7,000円の減。

続きまして、4目福祉医療費、補正額41万1,000円の減。

5目障害対策費、補正額2,474万3,000円の増。こちらにつきましては、19節障害者自立支援給付費の見込額の増に伴いまして2,950万円を増額計上するものでございます。

6目放射能対策費、補正額62万5,000円の減。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額5,355万2,000円の減。こちらにつきましては、主に次のページの14節工事請負費及び17節備品購入費におきまして、保育所移転整備事業に係る各工事請負費や備品購入費の額の確定に伴う減によるものでございます。

92ページをお願いいたします。

2目児童措置費、補正額305万8,000円の減。

3目保育所施設費、補正額305万1,000円の減。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額3万8,000円の減。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額236万5,000円の減。

2目予防費、補正額366万6,000円の減。

3目環境衛生費、補正額543万7,000円の増。こちらにつきましては、主に次のページの27節繰出金におきまして、国保特別会計に対する繰出金の額の増によるものでございます。

続きまして、4目健康増進事業費、補正額29万1,000円の増。こちらにつきましては、27節繰出金におきまして、国保特別会計に対する特別調整交付金分の精査に伴う繰出金の増によるものでございます。

5目保健センター施設費、補正額172万1,000円の増。こちらにつきましては、主に健康保健センターの光熱水費及び施設内のベンチ等の修繕費の追加に伴う増によるものでございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額233万円の減。

続きまして、3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額39万7,000円の減。

4目大山排水処理施設事業費、補正額79万円の減。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額723万8,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額360万8,000円の減。

2目農業総務費、補正額65万8,000円の減。

続きまして、3目農業振興費、補正額797万5,000円の減。

5目農業施設費、補正額753万9,000円の減。

6目水利施設管理費、補正額24万円の減。

7目国土調査費、補正額239万5,000円の減。

続きまして、8目水田農業構造改革対策費、補正額70万円の減。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、補正額384万9,000円の減。

10目開発センター費、補正額18万5,000円の減。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額38万5,000円の増。こちらにつきましては、羽鳥湖高原交流促進センター内の消防設備の修繕費の追加に伴う増でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額216万3,000円の減。

続きまして、2目林業振興費、補正額7万9,000円の減。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額92万円の減。

3目観光費、補正額35万9,000円の減。

4目地域開発費、補正額519万5,000円の減。

続きまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額64万円の減。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額356万4,000円の減。

続きまして、2目道路新設改良費、補正額4,115万4,000円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費におきまして、仲林後藤線道路改良工事請負費を新規計上するものでございます。

なお、本事業につきましては、さきにご説明しましたとおり明許繰越しとするものでございます。

続きまして、3項河川費、1目河川費、補正額21万6,000円の減。

続きまして、4項住宅費、1目住宅費、補正額509万3,000円の減。

続きまして、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額544万7,000円の減。

3目消防施設費、補正額345万円の減。こちらにつきましては、主に14節工事請負費におきまして、耐震性防火水槽整備工事の事業費確定に伴う不用額の減によるものでございます。

4目水防費、補正額5,000円の減。

5目防災行政無線管理費、補正額424万2,000円の減。こちらにつきましても、主に14節工事請負費におきまして、防災行政無線設備整備工事の事業費確定に伴う不用額の減によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額4万6,000円の減。

続きまして、2目事務局費、補正額1,925万6,000円の減。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、補正額3,695万6,000円の増。こちらにつきましては、次のページの14節工事請負費におきまして、小学校体育館施設整備工事請負費を新規計上しまして、牧本小学校体育館に新たに空調設備を整備するものでございます。

なお、本事業につきましては明許繰越しとするものでございます。

また、広戸小学校及び大里小学校校舎におきまして、トイレ改修工事を実施するため、校

舎等修繕工事請負費をそれぞれ増額計上するものでございます。

続きまして、2目教育振興費、補正額66万2,000円の減。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額165万3,000円の減。

2目教育振興費、補正額129万5,000円の減。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額247万6,000円の減。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額206万7,000円の減。

続きまして、2目生涯学習費、補正額84万2,000円の減。

続きまして、3目湯本公民館費、補正額23万円の減。

4目文化財保護費、補正額8万9,000円の減。

5目伝統文化施設費、補正額56万3,000円の減。

6目生涯学習センター費、補正額35万3,000円の減。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額11万6,000円の増。こちらにつきましては、主に次のページの17節備品購入費におきまして、市町村対抗軟式野球大会用のユニフォームの購入費といたしまして増額計上するものでございます。

続きまして、3目学校給食センター費、補正額37万6,000円の減。

4目天栄体育施設費、補正額98万6,000円の減。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額20万円の減。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額32万円の減。

2目利子、補正額441万4,000円の増。

続きまして、14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額11万3,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 100ページなんですけれども、1の報酬で、地域おこし協力隊の報酬、228万円が減となっているんですけれども、現在、今地域おこし協力隊というのはどんな状況になっていますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 大木伸一 登壇]

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

地域おこし協力隊の現状ですが、現在はゼロという形で、全くおりません。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 地域おこし協力隊の募集というのはかけているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

地域おこし協力隊員の募集についてですが、天栄村のホームページ、あと村の移住定住促進サイトのてんえい暮らしというホームページ、あと、ふるさと回帰・移住交流推進機構というものがあるんですが、そちらのホームページ、そちらのほうで募集をかけております。そのような形で募集のほうを周知している状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 募集をかけている上で、どのくらいの間合せとかがあるんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集の間合せは、正直ゼロです。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今後、ゼロということなんで、もう募集しても返ってこない。欲しいという気持ちはあるんですか、村として。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

もう村はやっぱりいろんな分野で欲しいので、募集をかけているんですが、なかなか応募者がいないという現状が、これまではうまくマッチングして来ていただいていたんですけども、よその市町村を見ると、地域おこし協力隊だけの募集ではなかなか来てくれないので、各皆さん独自にそこに上乘せをして何か呼んでいるような形もあるものですから、その辺もちょっと踏まえて、他の市町村も参考にしながら、何とか迎え入れられるような体制づくりはしていきたいなと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 恐らく魅力とかがないんじゃないかと思imasので、できるだけ協力隊の人員も確保できるように頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 65ページなんですけど、それぞれ繰越明許、先ほどざっと説明はいただいたんですけど、繰越明許の理由というか、工事が遅れているからというのが理由だとは思うん

ですけれども、2番の民生費の保育所の屋外整備事業、これはいつ頃までかかるのか、それぞれのぐらにかかるといふのをちょっとお知らせいただければありがたい。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

民生費の天栄保育所屋外整備事業でございますが、こちらの工期につきましては5月まで工期を延長する予定としてございます。内容としましては、芝ですとか植栽のほうをもう少し遅らせて適期にやっただろうというところと、建築工事の工期延長に伴った両方が原因となっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 農業費と、あと土木費、橋りょう費、小学校費まで、それぞれ担当課のほうからちょっとご説明いただければありがたいなと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 住民課のほう、事業名が社会保障・税番号制度システム整備事業補助金ということで計上させていただいております。こちらのほうは昨年来からやっております戸籍に振り仮名をつけるシステムの改修でして、国のほうで今回予算を取っていただいて、次年度でシステムのほうの改修を実施してくださいということで今回計上させていただきました。こちらは、予定は4システムありまして、一番遅くて12月、来年の12月の終わり予定です。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

農業費の関場地区水路改修事業についてでございますが、こちら、まず繰越しになった理由でございますが、ここの山ののり面を削って安定した勾配にするという箇所がございますので、その土地を購入するのに県外に住んでいる地権者から補償費とかの交渉もしまして、それで発注したのが少し、ちょっと秋近くになってしまったということもありまして、関場地区は湯本地区なものですから、今現在は雪の状況であまり工事が進められない状況だということで繰越しさせていただいて、こちらはちょっと時間がかかりまして、7月から8月までの延長をさせていただければと。

というのは、水路改修ということで、湯本地区内でやはり田んぼの水なんかでも使っていますので、工事できない期間もありますので、ちょっと長めに取らせていただければと考えております。

続いて、四十檀地区ため池改修事業につきましては、この間、臨時議会の中で、工事の内容変更ということで、工作物を造るのに支持力が足りない部分があって、その地盤改良とかをしているものですから繰越しとさせていただきます、こちらについては4月の下旬ぐらいで終わるかなというふうに考えております。

続いて、土木費のほうでございます。児渡安養寺線落石対策事業でございます。こちらもいろいろのり面の状況とか削っている状況、あと通行止めにしなければならない状況もありまして、間もなく終了ではあるんですけども、一応通行規制をかけながらになる作業も出てくるものですから、安全を取って4月の中旬ぐらいまでということ繰越しさせていただきますと考えております。

続きまして、仲林後藤線の道路改良事業でございます。こちらは国の補正予算で年末に事業が内示されたものですから、今回補正で計上させていただいて、これは丸々繰越しさせていただければと思っております。年内は12月程度まではかかるかなというふうに見込んでおります。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

10款の小学校体育館施設整備事業でございますが、こちらは本年度、広戸小学校、大里小学校、天栄中学校の体育館に空調と遮熱シートを整備しましたが、それと同様の工事を牧本小学校の体育館に行うものでございます。当初、令和8年度の事業として国に要望のほうをしておりましたが、国の補正予算、こちらのほうで前倒しが可能である場合には有利な補助率、あとは有利な起債ということで事業が実施できるものですから、前倒しということで要望したところ、2月の下旬に内定をいただきまして、そのまま丸々令和8年度に繰越しをするものでございます。

なお、時期につきましては、また体育館を足場を組んで使えなくなるものですから、学校のほうと協議をしながら、なるべく早く設置できるような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。

大分補正予算とかそういったものと、あと安全を取ってというふうなことだと思いますんで了解しているわけですが、その中で、保育所、前回も今のものが工期延長になっているんですが、私の記憶によるとというか、議決を受けた契約の延長について前回議会へかかっていないと思うんですけども、金額の変更はかけていただいています、期間の延長についてはかかっていないように思うんですが、これはかけなくてもよろしいのかというふうに思

っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの変更についての期間、工期のことでございますが、それは議決事項には入っていないと承知しておりますので、議会には議決をいただければ、今まではおりません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） これ、議決事項に入っていないというか、契約に関する、それは金額が幾ら幾らまでというふうなことなだけけれども、その中の契約には期間も全部入っているわけですね。5,000万以上とかというふうな形になるんですけれども。それは地方自治法の96条第1項に書いてあるんですが、96条の第1項から第10項だか、十何項まであるんですけれども、その逐条解説を一回読んでみてはいかがでしょうか。

これは、多分期間の変更、結局、地方自治法には市町村が定めるというふうな形には書いてあるんですけれども、金額はそれぞれ違うので、市町村が定める、そして期間というか変更契約についても、何をどこまでやるかというのは、国の定めに基づかないものについては、本来であれば条例で定めるというふうに書いてあるはずなんですよ。その辺はどういうふうな形で解釈されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど議員おただしの件でございますが、地方自治法の部分、改めてもう一度確認をさせていただきます。

ただ、今までのこの工事契約の変更に関しましては、先ほど申しましたような部分だけの請負契約の変更を議会に上程をさせていただきますして、議会の皆様方にご議決をいただきまして進めていたものですから、その部分で今、私どもは昔からの部分で進めていたというところでございます。

何回も繰り返すようでございますが、先ほど吉成議員がおっしゃったところはもう一度勉強し、確認をさせていただきますと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 確かにずっとそんな形でやっていたなというふうには思ったんですが、いろんな市町村の条例を調べると変更契約についても条例で定めているところがあったりして、これは何なんだろうなと思って調べたら、そんな形のも、ちゃんとは載っていないんですよ。逐条解説のそこに載っていたので、逐条解説がどこまで市町村の条例に影響を与えて

いるのかというのはいちよつとよく分からないんですけれども、その辺は一回勉強していただいて、よりよい契約の方法でやっていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、68ページ、村税ですが、個人分が大分増加、大変喜ばしいことだと思うんですが、どのような理由でこの増加があつたのかというふうにお聞きしたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） お答えいたします。

村税の、村民税の分でございますが、まず所得割で、普通徴収分につきましては主に農業所得の増といったものでございます。特別徴収の増につきましては、給与額の改定等があつて増額になつたものと推測してございます。

法人につきましては、まず均等割額の減額につきましては解散、休業、それと資本金額の減による減となつてございます。法人割額の増額につきましては、1社の納税額がぐつと増えたということで、1社分でこれだけの増額ということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ご説明ありがとうございました。

やっぱり農業所得、去年の3万5,000円というお米の価格がこういうところにも反映するんだなと思つて、あと、法人税割もすごいなと思つて見ていましたので、了解です。

次、76ページの18款財産売払収入ですが、今年、売払いの収入というふうなことでここに出ておりますので、この多分旧農村交流施設ということで条例を廃止したあの施設だなと思つているんですが、いつ頃やつて、これの金額を、390万というのはいかなる形で計算したのかというのを教えていただければと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4時24分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時27分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきましてありがとうございました。

この旧農村交流施設の売却に關しましての経過でございますが、まず不動産鑑定によりま

して売却金額を定めまして、その後、令和7年6月に公募をさせていただきました。1か月の公募の期間を取りまして、7月に一般競争入札を行いまして、その中で1者から申込みをいただきまして、その1者との契約をいたしまして、7月30日に売買の契約をして、9月11日にこの契約金額を納めていただいたという経緯でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 不動産鑑定士さんがはじいた金額というふうなことなんですけれども、大分評価が低いなという気はしているんですが、多分私が担当課長の頃に補修、修繕をかけたときに3,000万以上かかったような気がするんですよ。家1軒建てる分と同じだなというぐらいかかったんです。その390万というのは10分の1になっちゃうので、大体、大分安いなと思ったんですけれども、でも、不動産鑑定士さんがそういうふうに言うのであればしょうがないでしょうね。了解しました。

次に、77ページの原子力災害損害賠償金、これはいつ頃のものに入ったのか教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4時29分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時31分）

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきましてありがとうございます。

今回のこの金額でございますが、令和7年度に合意をした部分ということで、まず平成25年から令和3年までの水道モニタリングに要した、押し出し時間外人件費といたしまして約137万円ほど、平成26年から29年までの食品の自主検査に要した押し出しの時間外人件費といたしまして約60万円、あと、26年、28年の米全袋検査に要した超過勤務手当で3万円ほどということで、トータルしますと199万6,000円ほどの補償ということでいただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

今頃やっぱりどんどんどんどん入ってくるんだね。

次に、107ページの、先ほどちょっとご説明いただいたんですが、牧本小学校の空調設備

のこれ、補助率50%ということで、大分補助率がいいというふうなことを言われたんですが、50%というのは、補助率これでいいのかどうか。有利な補助率と、あと何か起債と言われたんですけれども、その辺ご説明をいただければありがたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

当初、令和8年度の学校施設環境改善交付金、こちらですと補助率が3分の1で、残りの事業費分につきましては、充当率が75%で交付税措置が30%というところだったんですが、今回補正予算のほうになりますと補助金が2分の1に、残りの事業費分につきましては、充当率100%で交付税措置が50%ということで、全体的に有利な条件となっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。なるほどというような感じの数字でございますね。

私のほうは以上でございます。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日の本会議は午前10時から開催いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時34分）

3 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

令和8年3月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

令和8年3月6日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第17号 令和7年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第18号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 3 議案第19号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算について
- 日程第 4 議案第20号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第21号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第22号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第23号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第24号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第 9 議案第25号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について
- 日程第10 議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算について
- 日程第11 議案第27号 令和8年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第28号 令和8年度牧本財産区特別会計予算について
- 日程第13 議案第29号 令和8年度大里財産区特別会計予算について
- 日程第14 議案第30号 令和8年度湯本財産区特別会計予算について
- 日程第15 議案第31号 令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第32号 令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
- 日程第17 議案第33号 令和8年度天栄村介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第34号 令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第35号 令和8年度天栄村水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第36号 令和8年度天栄村下水道事業会計予算について
- 日程第21 陳情審査報告
- 日程第22 各委員会閉会中の継続審査申出
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	齋藤 寿昭	2番	石塚 喜吉
3番	吉成 邦市	4番	馬場 吉信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克彦	10番	大須賀 溪仁

欠席議員（1名）

9番	円谷 要
----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田 勝幸	副村長	揚妻 浩之
教育長	長場 壮夫	参事兼 総務課長	小山 富美夫
企画政策課長	森 和昭	税務課長	塚目 弘昭
住民課長	星 裕治	健康福祉課長	芳賀 信弘
産業課長	大木 伸一	建設課長	関根 文則
参事兼 会計管理者	熊田 典子	湯本支所長	星 淳
教育課長	小山 泰明	生涯学習課長	櫻井 幸治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤 伸一	書記	石井 貴也
書記	小山 ちえみ		

◎開議の宣告

- 議長（大須賀溪仁） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は8名であります。
よって、定足数に達しております。
9番、円谷議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

- 議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
-

◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第17号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてを、昨日に引き続き議題といたします。

質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

- 1番（齋藤寿昭） おはようございます。

84ページのオンデマンド交通運行事業委託料が減額になった理由と、地方バス路線対策事業補助金が増額になった理由を教えてくださいと思います。

- 議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

[企画政策課長 森 和昭 登壇]

- 企画政策課長（森 和昭） おはようございます。

お答えいたします。

まず、オンデマンド交通の運行事業委託料の減につきましては、これ、受け差による減でございます。

また、18節の地方バス路線対策事業の補助金につきましては、路線バスを運行します福島交通より、今年度の運行に係る費用のほうの確定が来ましたので、それに不足する分として今回計上したものです。

- 議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

- 1番（齋藤寿昭） 了解いたしました。

- 議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 104ページ、18節の消防団員準中型自動車運転免許等取得事業補助金、これ、178万で減額補正が出ているんですけども、これ、何人が免許を取ったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

議員おただしの18節消防団員の準中型自動車運転免許等取得事業でございますが、今年度予算で、消防団員の方々が普通免許で、免許改正に伴いまして普通免許の方が乗れないというところで、こういった補助事業を用意したわけでございますが、残念ながら、今年度ゼロ人ということございました。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、取らなかった理由は分かっているんですか。時間がないとか何かあるんでしょう。緊急時のとき運転できなかつたら出動もできないですよ。そういう意味で、中型免許を取らなくちゃいけないからって、該当者7人いるって、現在7人いると言っただけですけども、これ、10万ぐらいかかると言っただけですけども、多く取ってあるんじゃないですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

免許の金額、取得の金額でございますが、まず、マニュアルを持っていらっしゃる方が準中型を取る場合には約16万ほど、オートマの免許を持っていらっしゃる方が準中型を取るといった場合には約19万ほどの金額が、19万です。ほどの金額がかかるということでございます。

対象者のほうには、議員ご心配のような形もありますが、今現在、この方々、若い方でございますので、その班自体が車が、この方々は運転はできませんが、班の方では運転できる方がいらっしゃいますので、取りあえずポンプ車及び小型積載車のほうが動くということもございますが、この方々が取りあえず運転はできないというところがございます。

理由のほうでございますが、詳細につきまして、ご本人さんのほうから何だということは聞いてはおりませんが、私どものほうでも、班長さんを通じてとかご本人に通知、また声をかせていただいて、こういった制度があるからということでご案内等は差し上げたところでございますが、そのときには検討するとか予定だというお話はいただいておりましたが、結局のところ、何と言いますか、免許を取らなかったというところがございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、実技講習とかは教習所に行って何時間とかありますよね。その時間が取れなかったというのがあれなんですかね。あと、交通ルールの学力、あれもあるんですかね。技能ばかりじゃなくて試験もあるんですかね。そうすると、時間がかかり過ぎるからできないという理由なんですかね。これ、取らないということはどういうことなんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほどの、免許のマニュアル車の場合で取った金額のほうはお知らせしましたが、例えばマニュアルの方が準中型を取る場合には、技能の訓練というんですか、そちらが約13回、学科が1回、13回、13時間というんですかね、すみません、13時間の学科が1時間。オートマの方が取る場合には実地が17時間の学科が1時間ほどということで、14時間、18時間、両方でかかるという形になります。

皆様方、お勤めしていらっしゃるし、そういった時間の都合がなかなかつかないというのは予想されるというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ただ、今、忙しくて時間が取れなかったと思うんですよ。だから、消防団の勤める事業所にお願いに、中型免許を取るのに時間を取ってもらえますかということをお願いするのも必要じゃないですか。緊急時に困ると思うんですよ。いつまでも時間がないから時間がないからって運転できなくて話にならないでしょう。せっかく役場で、行政でこういう費用を取ってくれたんだから、無料で取れるんだから、事業所の了解を得るのも大変なんだと思うんですよ。これ、やっぱり、なら、ちょっと事業所に、社長でも何でもいいからお願いして、そういう行動を起こすのも総務課長の仕事じゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、ご本人様にとっていろいろ、なかなかその都合がつかない、時間が取れないということもございますし、また、今おっしゃるように、会社のほうの関係もございます。その辺、ご本人さん、団員の方々ともう一度ちょっとお話をさせていただきまして、どういったところが原因なのか、そういった原因が明らかになれば、今、議員おっしゃったように、事業所のほうでのご協力をいただかなければならないということであれば、その旨で対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、そのようにやってもらって、あと、今言ったんですけれども、マニュアル車とオートマチック車って両方、消防自動車、みんなオートマチックではないんですか、今。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

消防、小型ポンプ車及び積載車に関しましては、オートマのほうが若干少ないかなというふうに思います。もともとやはりマニュアル車が主でございますので、マニュアル車が多かったと思います。自動車ポンプ、すみません、ちょっと台数、今4台ございますが、マニュアル車が多かったというふうに記憶しています。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、オートマチック車でないのは真空をかけるのにあれなんですかね。だからマニュアル車なんですかね。これ、真空も今自動で、ボタンを押せば真空がかかるようになっているんじゃないですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

車のほうでございますので、車がマニュアル車かオートマ車かでするので、ポンプの真空とはまた別になります。

車、前からですので、大体、昔はマニュアル車が多かったというところがございますので、今までは免許を取られる方はほとんど、昔の方々、昔の方々と言ったらおかしいですが、30以上くらいの方々は大体マニュアルを持っていらっしゃるんですけども、今の、最近の方々は大体オートマ限定で免許を取られるという方が多くて、そういった場合に、自分の車はオートマなので運転できますが、そのときには、マニュアル車というときには乗れないということで、先ほど言ったように、オートマ車だけの人はちょっと金額が高いということになっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、後で、マニュアル車とオートマチック車の何台あって、ポンプ車を、みんなマニュアル車なんだかなんだか、後で調べてもらえますか。

それで、じゃ、それで、次に入ります。

90ページ、19節扶助費ですか、これ、障害者自立支援給付費2,950万という、でかいんですけれども、これ、何人を対象にして幾らずつ給付したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

90ページの19節扶助費、障害者自立支援給付費でございますが、こちら、増額となった要因としますと、新規にサービスをご利用される方が増えたり、病院にいらっしゃいましたけれども施設に入られた方ということでサービスが増えている状況でございます。

すみません。人数に関しましてはちょっと把握してございませんでしたので、後ほど調べさせていただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） すると、普通のあれから介護施設に入ったから給付費が増えたということか。了解しました。

それとですね、この85ページ、18節の補助金で新生活・住まいづくり応援助成金、奨学金返還……一つ一ついきます。すみません。これ、何でこんなに減額が出たんですか。対象者がいなかったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

新生活・住まいづくり応援助成金でございますが、こちらの減額の理由といたしましては、当初見込んでいた申請件数よりも申請件数が少なかったため、今回減額の補正をしたところでございます。申請件数につきましては、令和7年度で1件というところでございます。

この補助金につきましては、家族の子どもの数などの加算分もありますので、それによって補助金の額も変化するものですから、今回この助成金の金額が当初見込んでいたよりも、申請も含めて少なかったので減額したものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

それでは、その下の奨学金返還支援補助金、これは何人の申請があつて、これ、こんなに申請の数が少なかったということですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

奨学金返還支援事業でございますが、こちら、見込みとして、今年度7名の方の申請がございました。昨年の令和6年に比べ、2件増加しておりますが、当初見込んでいた奨学金の金額よりも、それぞれの個人の返還の金額が見込みよりも少ないということで、今回減額の

補正をするものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、この補助金を出すという情報発信は、どうやって情報発信しているんですか。それ、権利はあるんだけども申請できなかつたり、分からなくて申請できなかったということもあり得るんじゃないですか。これ、どういうふうに情報発信しているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

[企画政策課長 森 和昭 登壇]

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの周知方法でございますが、広報紙及びホームページで住民の方にお知らせしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ネットというけれども、これ、みんな、こういうのがあるというのを、誰も天栄のホームページを開かないと思うんですよね。ただ、これ、家族でこういうのがあるんだと言えば、うちの子どもがこういうのにちょうどマッチするなと思って初めてやると思うんですけれども、これ、一回だけですか、広報紙に出したのは。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

[企画政策課長 森 和昭 登壇]

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

広報紙につきましては、毎年1回は広報紙のほうに掲載してございます。

また、先ほど申したとおり、ホームページのほうは通年で周知のほうは図っております。

また、先ほどの説明に抜けておりましたが、チラシの配布を行いまして周知を図っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これだけ、これ、1人だけ、金額に、奨学金の金額に応じて、これ、出すんですか。何%出すとかって決まって、対象人数って大体決めて予算計上するんですよね。これがこれだけ余るといふことは、みんな情報を知らないんじゃないですか。だって、学生なり社会人なりしていれば結構大変だと思うので、これ、申請は、情報さえ分かれば申請は出すと思うんですけれども、申請の数が少ないんじゃないかなと私は思うんですけれども、対象者。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

[企画政策課長 森 和昭 登壇]

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

この補助金につきましては、1人当たり年額で18万円を上限に奨学金の返還の支援をしております。ただし、申請があった方、補助金の返還をする方で年間で18万円以下の方については、やはり予算では最大限取っておりますが、そこまで至らない方のその分も予算上残ってしまう。

また、件数のほうも、当初見込んでいたよりも少なかったということで、これについても予算が残ったので今回減額するというものでございます。

また、こちらの補助金の要件もございますので、その要件を考えた上で合致しない方もいらっしゃるかとは思いますが。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だから、情報を知らない人もいるかもしれないですから、やっぱりこれもったいないと思うんですよね。その権利があるのに、情報を知らなくてあれだということがあると思いますから、なるべく細かく情報発信して、これ、権利のある人はもらえるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第18号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

[住民課長 星 裕治 登壇]

○住民課長（星 裕治） 113ページをお願いします。

議案第18号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億331万4,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ349万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,697万9,000円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

119ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額100万6,000円の増。

続きまして、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1,295万円の増。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額106万1,000円の減。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額19万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額318万6,000円の増。

8款諸収入、2項村預金利子、1目村預金利子、補正額4,000円の増。

3項雑入、3目一般被保険者返納金、補正額5万円の増。

4目雑入、補正額1,000円の増。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額30万4,000円の減。

2目連合会負担金、補正額6万4,000円の増。

2項徴税费、1目賦課徴収費、補正額1万2,000円の減。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額8万9,000円の減。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、補正額5万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額640万円の増。

2目一般被保険者療養費、補正額40万円の減。

3目審査支払手数料、補正額14万円の減。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額650万円の増。

2目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額19万1,000円の減。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額150万円の減。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額531万円の減。

続きまして、次のページ、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額25万円の減。

2目疾病予防費、補正額156万3,000円の減。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、補正額619万7,000円の増。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金償還金、補正額281万6,000円の増。

次のページをお願いします。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額192万円の増。

2目診療施設勘定繰出金、補正額125万6,000円の増。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額99万3,000円の増。

続きまして、診療施設勘定でございます。

次のページをご覧ください。

歳入。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額218万円の減。

2目社会保険診療報酬収入、補正額150万円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、補正額200万円の減。

4目一部負担金収入、補正額130万円の減。

続きまして、2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額15万2,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額6万4,000円の減。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額258万3,000円の増。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額125万6,000円の増。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額13万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額47万7,000円の減。
次のページをお願いします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、補正額18万7,000円の減。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、補正額35万円の減。

2 目医療用消耗器材費、補正額5万円の減。

3 目医薬品衛生材料費、補正額200万円の減。

4 目委託料、補正額8万円の減。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額35万円の減。

説明は以上です。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第19号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 128ページをお願いいたします。

議案第19号 令和7年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570万4,000円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

130ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額14万7,000円の増。こちらにつきましては、東京電力からの土地貸付料でございます。

2目利子及び配当金、補正額5,000円の増。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額35万2,000円の増。こちらは、24節積立金におきまして牧本財産区財政調整基金へ積み立てるものでございます。

2目財産管理費、補正額20万円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第20号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 131ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,259万円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

133ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額78万5,000円の減。これは、事業者1社が昨年10月をもちまして土地貸付料を完納いたしました。当初予算におきまして貸付収入を過大に見込んでいたため減額するものでございます。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額78万5,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第21号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 134ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343万9,000円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

136ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額13万1,000円の増。

歳出。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額31万円の減。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額44万1,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第22号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 137ページをお願いいたします。

議案第22号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,854万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億607万3,000円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、補正額987万7,000円の増。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、補正額8,000円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額1,285万1,000円の減。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額1,279万円の減。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、補正額102万1,000円の増。
5目保険者努力支援交付金、補正額11万1,000円の減。
4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額269万1,000円の減。

2目地域支援事業支援交付金、補正額138万2,000円の減。
5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,355万9,000円の減。
7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額47万3,000円の増。
2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額47万6,000円の減。
3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額4万5,000円の減。
4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額9万5,000円の減。
5目その他一般会計繰入金、9万3,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額1,400万円の増。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額9万3,000円の増。
2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,615万3,000円の減。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額1,044万5,000円の減。

5目施設介護サービス給付費、補正額2,482万円の増。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額223万6,000円の減。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額53万円の増。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額132万円の増。

次のページをお願いいたします。

7目介護予防サービス計画給付費、補正額23万5,000円の増。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額83万円の減。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額5万円の減。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額50万円の増。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額697万3,000円の減。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、補正額300万円の減。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、補正額60万円の減。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額20万円の減。

3項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費、補正額5万9,000円の減。

7目認知症総合支援事業費、補正額16万6,000円の減。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額533万円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第23号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 146ページをお願いいたします。

議案第23号 令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,870万2,000円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

149ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、補正額56万9,000円の減。

2 目普通徴収保険料、補正額305万8,000円の増。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、補正額3万1,000円の減。

2 目保険基盤安定繰入金、補正額51万円の減。

3 目広域連合分賦金、補正額4万1,000円の増。

4 目保健事業費繰入金、補正額8万9,000円の増。

5 款諸収入、2 項受託事業収入、1 目健診受託事業収入、補正額1万5,000円の増。

3 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、補正額3万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、補正額3万1,000円の減。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額197万9,000円の増。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、補正額8万8,000円の増。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、補正額3万7,000円の増。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額5万7,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。11時10分まで休みます。

（午前10時51分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第24号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 151ページをお願いいたします。

議案第24号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度天栄村水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天栄村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款上水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額320万4,000円の減。

第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額49万円の減。

支出。

第1款上水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額269万3,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額51万1,000円の減。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額40万円の減。

第2項営業外費用、補正予算額9万円の減。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,380万2,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,280万8,000円」に、「過年度損益勘定留保資金8,277万7,000円」を「過年度損益勘定留保資金8,077万2,000円」に、「消費税資本的収支調整額1,102万5,000円」を「消費税資本的収支調整額1,203万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款上水道事業資本的収入、第1項企業債、補正予算額1,000万円の増。

第3項補償費、補正予算額245万3,000円の減。

第4項国庫補助金、補正予算額300万円の増。

支出。

第1款上水道事業資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額955万3,000円の増。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債に次のとおり追加する。

起債の目的、導水管耐震化事業、限度額1,000万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、政府資金については、償還期間30年以内のうち据置き期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

156ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入。

1款上水道事業収益、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、補正予算額10万2,000円の増。

2目他会計補助金、補正予算額723万8,000円の減。

3目雑収益、補正予算額5万円の増。

4目消費税還付金、補正予算額345万円の増。

5目長期前受金戻入、補正予算額43万2,000円の増。

2款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額53万円の減。

4目消費税還付金、補正予算額4万円の増。

支出。

1 款上水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、補正予算額272万5,000円の減。

2 目配水及び給水費、補正予算額16万2,000円の増。

4 目総係費、補正予算額104万円の減。

5 目減価償却費、補正予算額101万円の増。

6 目資産減耗費、補正予算額10万円の減。

2 項営業外費用、3 目消費税、補正予算額51万1,000円の減。

2 款簡易水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、補正予算額10万円の減。

2 目配水及び給水費、補正予算額13万円の減。

4 目総係費、補正予算額17万円の減。

2 項営業外費用、3 目消費税、補正予算額9万円の減。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入。

1 款上水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、補正予算額1,000万円の増。このたび国の補正予算において導水管耐震化事業が事業採択となったことによる国庫補助事業に伴う企業債でございます。

3 項補償費、1 目補償費、補正予算額245万3,000円の減。

4 項国庫補助金、1 目国庫補助金、補正予算額300万円の増。

支出。

1 款上水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備工事費、補正予算額1,112万7,000円の増。1 節工事請負費におきましては額の確定による減、3 節委託料におきましては、導水管耐震化事業の測量設計費1,463万円を計上するため、現予算不足分の1,358万円を増額するものでございます。竜生ダム上流域から順次、水道本管の耐震化を進めてまいりたいと考えております。

2 目固定資産購入費、補正予算額157万4,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第25号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 159ページをお願いいたします。

議案第25号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度天栄村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天栄村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益、補正予算額302万6,000円の減。

第2款大山地区排水処理事業収益、第2項営業外収益、補正予算額79万円の減。

第3款簡易排水処理事業収益、第2項営業外収益、補正予算額5万円の減。

支出。

第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、補正予算額302万6,000円の減。

第2款大山地区排水処理事業費用、第1項営業費用、補正予算額120万円の減。

第2項営業外費用、補正予算額41万円の増。

第3款簡易排水処理事業費用、第2項営業外費用、補正予算額5万円の減。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

163ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款農業集落排水事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金、補正予算額320万6,000円の減。

3 目長期前受金戻入、補正予算額18万円の増。

2 款大山地区排水処理事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金、補正予算額79万円の減。

3 款簡易排水処理事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金、補正予算額5万円の減。支出。

1 款農業集落排水事業費用、1 項営業費用、2 目処理場費、補正予算額319万9,000円の減。

3 目総係費、補正予算額7,000円の減。

4 目減価償却費、補正予算額18万円の増。

2 款大山地区排水処理事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費、補正予算額50万円の減。

2 目処理場費、補正予算額65万円の減。

3 目総係費、補正予算額5万円の減。

2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税、補正予算額41万円の増。

3 款簡易排水処理事業費用、2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税、補正予算額5万円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 令和8年度天栄村一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度天栄村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億8,500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、限度額の順に申し上げます。

1、過疎地域持続的発展特別事業3,910万円。2、芝草鎌房線整備事業1,000万円。3、後藤大暗見線道路改良事業4,200万円。4、児渡滝田線外整備事業3,000万円。5、湯本地区水路改修事業500万円。6、小井田輪地区ため池浚渫事業600万円。7、安養寺地区水路改修事業1,200万円。8、羽鳥湖高原生産物直売所改修事業1,450万円。9、牧本小学校校舎等照明改修事業2,120万円。10、公立学校情報機器等購入事業1,570万円。11、健康保健センター改修事業1,620万円。12、耐震性防火水槽整備事業3,150万円。13、消防自動車購入事業3,210万円。計2億7,530万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

地方債につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書のほうの4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、本年度2億2,711万3,000円。比較3,629万8,000円の増。こちらにつきましては、主に個人所得等の増額を見込んだことによるものでございます。

2 目法人税、本年度3,724万6,000円。比較296万1,000円の増。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、本年度4億2,883万7,000円、比較125万4,000円の減。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,681万5,000円、比較3万8,000円の増。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、本年度27万1,000円、比較118万6,000円の減。

2 目種別割、本年度2,404万8,000円、比較36万8,000円の増。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、本年度5,170万円、比較668万4,000円の増。

5 項入湯税、1 目入湯税、本年度1,554万7,000円、比較32万8,000円の増。

続きまして、2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、本年度1,724万4,000円、比較193万5,000円の減。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、本年度6,356万3,000円、比較231万3,000円の増。

3 項森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税、本年度975万7,000円、比較145万2,000円の増。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度95万円、比較72万円の増。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度328万9,000円、比較138万4,000円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度401万3,000円、比較218万7,000円の増。

続きまして、6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、本年度1,087万円、比較20万1,000円の増。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度1億4,165万3,000円、比較1,243万2,000円の増。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,460万7,000円、比較153万1,000円の増。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度6万5,000円、比較763万1,000円の減。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度761万1,000円、比較1,000円の減。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度1,531万7,000円、比較1,250万3,000円の増。

続きまして、12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度20億3,978万3,000円、比較1億1,634万2,000円の増。こちらにつきましては、普通交付税が1億2,663万5,000円の増、震災復興特別交付税が1,029万3,000円の減額見込みによるものでございます。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度58万円、比較3万9,000円の増。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度394万1,000円、比較180万5,000円の増。

2目農業費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目総務費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目教育費分担金、本年度6万1,000円、比較6万円の増。

5目消防費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目民生費負担金、本年度37万円、比較1万7,000円の減。

3目教育費負担金、本年度27万7,000円、比較6,000円の減。

4目農業費負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、比較ゼロ。

続きまして、15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度248万9,000円、比較25万2,000円の増。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、比較ゼロ。

3目農林水産使用料、本年度121万5,000円、比較17万7,000円の増。

4目土木使用料、本年度1,063万2,000円、比較3,000円の増。

5目教育使用料、本年度109万6,000円、比較12万8,000円の減。

6目衛生使用料、本年度33万円、比較6万6,000円の増。

続きまして、2項手数料、1目総務手数料、本年度268万5,000円、比較30万3,000円の減。

2目民生手数料、本年度8万5,000円、比較8,000円の増。

3目衛生手数料、本年度54万5,000円、比較62万6,000円の減。

4目農林水産手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目商工手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

6目土木手数料、本年度3万1,000円、比較1万3,000円の増。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億6,066万3,000円、比較267万3,000円の増。こちらにつきましては、主に1節更生医療給付費国庫負担金及び障害者自立支援給付費国庫負担金の増額を見込んだことによるものがございます。

続きまして、2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、比較ゼロ。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,470万8,000円、比較851万6,000円の減。こちらにつきましては、前年度の社会保障・税番号制度システム整備補助金、地域情報発信交付金の減によるものでございます。

2目民生費国庫補助金、本年度2,394万4,000円、比較98万円の増。こちらにつきましては、主に1節後期高齢者医療保険者インセンティブ交付金、2節子ども・子育て支援交付金の増額を見込んだことによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度95万8,000円、比較402万2,000円の減。こちらにつきましては、前年度の運動・スポーツ習慣化促進事業補助金の減によるものでございます。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目土木費国庫補助金、本年度4,751万3,000円、比較1,526万円の増。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金及び住宅・建築安全ストック形成事業交付金の増額を見込んだことによるものでございます。

6目教育費国庫補助金、本年度1,983万5,000円、比較1,265万8,000円の増。こちらにつきましては、主に公立学校情報機器整備費補助金の増額を見込んだことによるものでございま

す。

続きまして、7目消防費国庫補助金、本年度66万円、比較65万9,000円の増。

8目労働費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度22万6,000円、比較ゼロ。

2目民生費委託金、本年度115万9,000円、比較43万6,000円の減。

17款県支出金……

○議長（大須賀溪仁） 課長、ただいま議案審議の途中ではありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時37分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 11ページをお願いいたします。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、今年度8,227万3,000円、比較319万3,000円の増。

2目衛生費県負担金、今年度4万8,000円、比較ゼロ。

続きまして、3目土木費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度378万9,000円、比較8万5,000円の減。

2目民生費県補助金、本年度2,889万1,000円、比較200万円の減。こちらにつきましては、子どもの医療費助成事業補助金の減額を見込んだことによるものでございます。

3目衛生費県補助金、本年度235万2,000円、比較16万7,000円の増。

続きまして、4目農林水産業費県補助金、本年度1億850万円、比較2,903万8,000円の減。こちらにつきましては、主に前年度のふくしま森林再生事業補助金の減によるものでございます。

5目商工費県補助金、本年度412万5,000円、比較228万6,000円の減。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目教育費県補助金、本年度1,878万2,000円、比較1,038万2,000円の増。こちらにつきましては、2節教育費補助金におきまして、給食費負担軽減交付金を見込んだことによるものでございます。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

9目労働費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

10目土木費県補助金、本年度541万2,000円、比較12万4,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,401万4,000円、比較326万9,000円の減。

続きまして、2目農林水産業費委託金、本年度603万7,000円、比較6万3,000円の減。

3目土木費委託金、本年度735万9,000円、比較24万7,000円の増。

4目教育費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目衛生費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

6目消防費委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目民生費委託金、本年度1万1,000円、比較1万円の増。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度76万2,000円、比較6,000円の増。

2目利子及び配当金、本年度646万7,000円、比較337万5,000円の増。

続きまして、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1億4,000万円、比較4,000万円の増。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、比較ゼロ。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度2,386万円、比較1,030万8,000円の増。

2目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度30万円、比較ゼロ。

3目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度1,000円、比較2,000円の減。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較1億9,999万9,000円の減。

続きまして、2目人材育成基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目減債基金繰入金、本年度1,533万1,000円、比較13万5,000円の増。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度5,270万円、比較1,890万円の減。

6目こども未来基金繰入金、本年度1,300万円、比較950万円の減。

7目公共施設整備基金繰入金、本年度1,000円、比較5,629万9,000円の減。

8目森林環境譲与税基金繰入金、本年度950万1,000円、比較950万円の増。

9目除雪車整備基金繰入金、本年度475万9,000円、比較475万9,000円の増。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度8,000万円、比較ゼロ。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、比較ゼロ。

2目加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度44万2,000円、比較39万9,000円の増。

続きまして、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1,000円、比較1万2,000円の減。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目雑入、本年度2,600万6,000円、比較3,093万8,000円の減。こちらにつきましては、主に前年度の地方公共団体情報システム標準化事業の実施に伴う地方公共団体情報システム機構からのデジタル基盤改革支援補助金の減を見込んだことによるものでございます。

3目過年度収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、23款村債、1項村債、1目総務債、本年度3,910万円、比較940万円の減。

2目土木債、本年度8,700万円、比較6,570万円の減。

3目農林水産業債、本年度3,250万円、比較6,400万円の減。

4目教育債、本年度3,690万円、比較10万円の減。

5目衛生債、本年度1,620万円、比較1,620万円の増。

6目消防債、本年度6,360万円、比較6,360万円の増。

民生債、本年度ゼロ、比較1億2,690万円の減。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

歳出予算につきましては、本年度の新規事業並びに前年度との比較で増減の大きいものなどを中心に、順次、所管課長より説明をさせていただきます。

それでは、説明に移らせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,806万円、比較329万5,000円の増。こちらにつきましては、議員報酬及び職員の人件費の増によるものでございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3億3,075万7,000円、比較3,255万円の増。こちらにつきましても、主に職員の人件費の増額によるものでございます。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 2目文書広報費、本年度638万円、比較51万4,000円の増。こちらは毎月1回発行しております村広報紙の経費となります。増額の主な要因といたしましては、10節需用費の広報印刷費の増によるものです。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 24ページの下段になります。

3目財政管理費、本年度1,264万7,000円、比較335万円の増。こちらにつきましては、令和8年度より本格始動いたします電子入札システムに係る経費といたしまして、12節に電子入札システム保守委託料及び13節に電子入札システム賃借料を計上しております。

4目会計管理費、本年度296万6,000円、比較30万円の増。

続きまして、5目財産管理費、本年度1億7,055万4,000円、比較4,210万3,000円の増。こちらにつきましては、27ページお願いいたします。

27ページ、24節の積立金におきまして、新規に過疎地域持続的発展特別事業基金積立金としまして、3,910万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 6目企画費、本年度1億9,597万7,000円、比較628万2,000円の減。こちら、主に情報化、社会保障・税番号制度、公共交通、関東天栄ふるさと会などの経費となります。減額の主な要因といたしましては、令和7年度において実施しました国の標準化システムへの移行に伴う作業が完了したため、減額となったものです。

また、新規事業といたしまして、7節報償費の村アンバサダー報償に50万円を計上しております。こちらは村のアンバサダー2名がSNSなどを通して、動画等で村の魅力を発信、PRしていただく事業となります。

また、ドローンの活用を推進するため、操作研修に係る費用といたしまして、7節報償費の講師謝礼に10万円を、老朽化したドローン機体の更新のために、29ページ、17節備品購入費の事務用備品に50万円を計上しております。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 7目支所及び出張所費、本年度2,782万5,000円、比較60万6,000円の増。こちらは湯本支所運営に係る経費を計上しております。増額の主な要因としましては、次のページをお願いいたします。

12節委託料の電気工作物保守委託料で、非常用電源設備の2年ごとの保守点検で48万2,000円の増額であります。その他につきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 続きまして、8目交通安全対策費、本年度224万3,000円、比較12万5,000円の減。こちらにつきましては、交通安全対策に要する経費でございますが、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 9目地方創生費、本年度1,587万6,000円、比較474万7,000円の

減。こちらは移住定住に要する経費となります。減額の主な要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金において、各助成金のこれまでの実績から見込みを精査したことによる減によるものです。その他につきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

10目ふるさと納税費、本年度1億4,350万4,000円、比較802万3,000円の減。こちらはふるさと納税に要する経費です。令和8年度におきましては、寄附金を1億4,000万円と見込んで経費等を計上しております。

なお、減額の主な要因といたしましては、24節の積立金におきまして、ふるさと納税の寄附金のうち、経費に係る分を差し引いた額を基金積立金としたことから減額となったものです。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 2項徴税費、1目税務総務費、本年度8,572万3,000円、比較679万2,000円の増。各税目の課税業務に要する経費でございます。増額の主な要因としましては、人件費の給料改定等に伴い151万3,000円の増。それと、12節委託料につきまして、人件費や物価高騰によるコスト上昇によりまして増額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

2目賦課徴収費、本年度889万5,000円、比較43万6,000円の減。税金の徴収業務に要する経費でございます。減額の主な理由としましては、13節使用料及び賃借料につきまして、納付書読み取り機器の更新完了によりまして98万7,000円の減でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額3,876万7,000円、比較1,290万3,000円の減。

次のページをご覧ください。

減額の理由につきましては、前年度に13節使用料及び賃借料におきまして、戸籍システムの機器賃借料の1,241万1,000円分の減が要因となっております。

また、新たに12節委託料におきまして、社会保障・税番号システム整備委託料のほうで、戸籍の共同親権法改正に伴うシステム改修210万1,000円を計上しております。

以上であります。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 37ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度47万1,000円、比較2万円の増。こちらは選挙管理委員会に要する経費でございますが、昨年とほぼ同様の額でございます。

2目福島県知事選挙費、本年度1,266万2,000円、比較1,266万2,000円の増。こちらにつき

ましては、任期満了を迎える福島県知事選挙に係る費用でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

次のページの中盤以下でございます。参議院議員通常選挙費、本年度ゼロ、比較1,236万8,000円の減。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度4,000円、比較ゼロ。

2目総務統計費、本年度47万6,000円、比較331万5,000円の減。こちら6月1日基準日で調査となる経済センサスの経費となります。減額の主な要因といたしましては、令和7年度に実施しました国勢調査の経費の減によるものです。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 続きまして、6項監査委員費、1目監査委員費、本年度67万9,000円、比較3万2,000円の増。こちらは監査委員に要する経費でございます。昨年とほぼ同様の金額でございます。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度7,038万1,000円、比較75万6,000円の増。福祉業務全般に要する経費でございます。増額の要因といたしましては、人件費の増によるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

40ページをお願いいたします。

2目老人福祉費、本年度1億4,684万7,000円、比較218万9,000円の増。高齢者福祉に要する経費でございます。増額の要因といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、岩瀬福社会特老建設費償還負担金が令和7年度で終了したため、皆減となりましたが、7節報償費におきまして、対象者の増加見込みによる敬老祝金503万円、10節需用費におきましては、デイサービスセンターの修繕に伴う経費といたしまして190万9,000円、委託料におきましては、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定業務委託料412万5,000円、湯本デイサービスセンターの指定管理委託料700万円を増額計上したことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、高齢者エアコン購入事業補助金を計上しておりますが、8年度におきましては価格高騰に鑑み、補助上限を4万円から8万円に増額することとしております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いします。

3目老人福祉施設費、本年度528万7,000円、比較80万4,000円の増。老人福祉センター及び高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。増額の主な要因とい

たしましては、10節需用費におきまして、コミュニティセンターの修繕に伴う施設修繕費85万円の計上によるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

- 住民課長（星 裕治） 4目福祉医療費、本年度予算額8,644万1,000円、比較560万円の増。こちらは後期高齢者医療に要する経費でございます。増額の要因につきましては、18節の負担金、補助及び交付金において、後期高齢者医療広域連合負担金の増が主な要因であります。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

- 健康福祉課長（芳賀信弘） 5目障害対策費、本年度1億7,705万4,000円、比較1,675万8,000円の増。障害をお持ちの方への支援に要する経費でございます。主な増額の要因といたしましては、44ページの19節扶助費におきまして、障害者の治療に伴う医療費支給の増による更生医療給付事業480万3,000円、障害者の移動支援給付の増に伴う地域生活支援事業給付費954万4,000円、障害者の就労継続支援給付費等による増といたしまして障害者自立支援給付費1億2,905万8,000円の計上によるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

- 住民課長（星 裕治） 6目放射能対策費、本年度予算額319万4,000円、比較5万8,000円の減。ほぼ例年どおりであります。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

- 健康福祉課長（芳賀信弘） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度6,863万9,000円、比較1億8,944万1,000円の減。子育て支援に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、天栄保育所移転整備に伴う14節工事請負費及び17節備品購入費の減によるものでございます。

46ページの12節委託料におきましては、新規事業といたしまして、春日山行政区からの要望に基づき、公園の整備を検討するため、用地の不動産鑑定評価業務委託料59万8,000円を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

2目児童措置費、本年度8,986万8,000円、比較103万4,000円の減。児童手当の支給に要する経費でございます。減額の要因といたしましては、前年度行いました番号制度に伴うシステム改修費用の減に伴うものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

47ページをお願いいたします。

3目保育所施設費、本年度1億739万9,000円、比較866万1,000円の増。天栄保育所の運営に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、新保育所の開設、運営に伴

う10節需用費で光熱水費の見込み、48ページの12節委託料におきましては、除草等に係る環境整備委託料及び給食業務委託料の増、13節使用料及び賃借料におきましては、児童入退所管理システム13万2,000円及びうつぶせ寝感知システム使用料107万円の新規計上に伴うものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3項国民年金費、1目国民年金費、本年度予算額823万5,000円、比較138万8,000円の増。増額の要因につきましては、主に12節委託料で国民年金システム改修費の増によるものであります。

続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度6,683万6,000円、比較113万9,000円の増。保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、2節の人件費の増等によるものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

51ページをお願いいたします。

2目予防費、本年度2,967万8,000円、比較120万9,000円の減。母子の健診や各種予防接種に要する経費でございます。減額の主な要因につきましては、12節委託料におきまして、昨年度実施しました5種混合ワクチン定期接種化のマイナンバー連携に伴うシステム改修委託料の減及び予防接種の見込額の積み上げ等によるものでございます。

新規事業といたしまして、18節の負担金、補助及び交付金、52ページにございます生殖補助医療交通費支援事業交付金4万8,000円を計上しております。こちらは生殖医療を遠方で受ける方への交通費を県の規定に基づき補助するものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3目環境衛生費、本年度予算額5,411万3,000円、比較1,812万2,000円の減。こちらは主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。減額の主な要因につきましては、27節繰出金におきまして、国保事業繰出金、また特別会計繰出金の減によるものであります。

また、前年度こちらのほうに簡易水道事業負担金2,115万円がありましたが、4款3項1目上水道施設費へ移りました。そのほかに関しましては、ほぼ昨年と同様の計上でございます。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 4目健康増進事業費、本年度1,486万2,000円、比較410万円の

減。住民の健康を守るための各種健診等に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、12節委託料におきまして、健康づくり事業委託料の減によるものでございます。こちら、県において県民健康アプリの改修が進められまして、これを利用することでこれまでとほぼ同様の事業が行えることとなるため、委託料が減となったものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

54ページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、本年度3,984万1,000円、比較1,812万5,000円の増。健康保健センターの維持管理経費でございます。増額の主な要因といたしましては、14節工事請負費におきまして、健康保健センター改修工事請負費の計上によるものでございます。内容といたしましては、建築から30年を経過しておりまして、集団健診室及びロビーの空調設備が老朽化しておるため、改修を行うとともに、トイレが老朽化し、故障が発生しておりますので、併せて洋式化を行いまして、施設の長寿命化を図るものでございます。財源につきましては、交付税措置率50%の公共施設等適正管理推進事業債を活用する予定でございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 6目墓地公園施設費、本年度予算額130万7,000円、比較9万円の増。増額の要因につきましては、12節委託料で墓地公園の環境整備委託料のほうで人件費増額計上するものであります。そのほかに関しましては、ほぼ例年と同様の計上でございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度予算額7,373万8,000円、比較455万2,000円の増。こちらは村内の一般廃棄物に要する経費です。増額につきましては、18節負担金、補助及び交付金で須賀川地方保健環境組合負担金で491万7,000円増となっております。そのほかにつきましては、ほぼ例年と同様の計上でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 2目し尿処理費、本年度1,955万5,000円、比較96万円の増。次のページの次の項目に記載の合併処理浄化槽設置整備事業費63万円を減をしまして廃目、そして大山排水処理施設事業費の279万円の費目を廃目として、併せまして2目のし尿処理費に統合いたしました。このことにより、2目が増額となっております。

続きまして、3項上水道費、1目上水道施設費、本年度2,027万1,000円、比較436万円の増。増額となっている理由でございますが、簡易水道事業繰出金におきましては、昨年度まで1項保健衛生費、3目の環境衛生費で計上しておりましたが、こちらの費目に移動したことで増額となっております。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度7,000円、比較

6,000円の減。おおむね前年度同程度の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度1,385万3,000円、比較115万6,000円の増。農業委員会運営に係る予算でございます。増額の主な要因としましては、7月の農業委員の改選に伴う1節報酬、17節備品購入費の被服の増によるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度同程度の計上でございます。

続きまして、2目農業総務費、本年度5,317万4,000円、比較642万2,000円の減。職員の人件費、生産組合長の報酬に係る予算でございます。減額の主な要因は、職員の人件費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費、本年度1億6,681万7,000円、比較5,003万1,000円の減。減額の主な要因としまして、本年度実施しておりますてんえいふるさと公園広場施設等整備工事請負費、羽鳥湖高原生産物直売所屋根等の修繕工事請負費、カーポート設置工事請負費、食味分析計購入費等の皆減によるものでございます。主な事業といたしまして、14節工事請負費に道の駅羽鳥湖高原の防災強化を図るための羽鳥湖高原生産物直売所非常用発電機等設置工事1,950万円、観光誘客を目的にポケモンマンホール蓋の設置に係る道の駅季の里天栄マンホール蓋設置工事請負費19万8,000円を計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金におきまして、鏡石が事業実施体となっていく久来石堰改修工事負担金36万円、令和8年12月に須賀川市文化センターで開催する米・食味分析鑑定コンクール国際大会に係る負担金340万円、地域計画に基づき農地の集積、集約化を図るために農業機械の整備を支援する担い手づくり総合支援事業補助金782万5,000円、天栄ブランド化推進事業補助金389万5,000円、内訳は天栄米食味コンクールに要する補助140万円、地域農産物のブランド化構築に要する補助224万5,000円、米・食味分析鑑定コンクール国際大会に要する補助25万円となっております。

続きまして、4目畜産業費、本年度42万9,000円、比較ゼロ、前年度と同額計上でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 5目農業施設費、本年度1億3,813万1,000円、比較1億970万円の減。主な事業といたしまして、12節委託料において、小井田輪地区ため池浚渫実施設計業務委託料600万円及び14節工事請負費において、安養寺地区水路改修工事請負費1,200万円を計上いたしました。

27節繰出金におきましては、農業集落排水事業繰出金を昨年比で6,115万9,000円の減としております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 6目水利施設管理費、本年度1,889万4,000円、比較48万1,000円の増。龍生ダムの管理に要する経費でございます。おおむね前年度同程度の計上でございます。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） 7目国土調査費、本年度2,996万円、比較266万7,000円の増。地籍調査に要する経費でございます。増加の主な理由としましては、人件費、それと係員の異動に伴いまして174万6,000円の増、12節委託料につきまして、湯本第32地区、宮下集落の一筆地測量や地籍図作成等の後期工程分、新規地区の湯本第33地区、滝上、滝下集落の一筆地調査や長狭物調査等の前期工程分を予定しており、442万9,000円の増となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 8目水田農業構造改革対策費、本年度320万円、比較50万円の減。減額の主な要因としまして、飼料用米作付の取組がない見込みであるため、水田利活用推進助成金の皆減によるものでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度792万9,000円、比較259万9,000円の減。減額の主な要因としまして、18節負担金、補助及び交付金において、新規就農者の支援に係る農業次世代人材投資事業補助金及び新規就農者育成総合対策事業補助金の皆減によるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度同程度の計上でございます。

10目開発センター費、本年度63万4,000円、比較3万6,000円の減。おおむね前年度同程度の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度775万円、比較35万2,000円の増。羽鳥湖高原交流促進センターの管理費でございます。おおむね前年度同程度の計上でございます。

放射能対策費、本年度ゼロ、比較36万9,000円の減。廃目によるものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、本年度4,787万円、比較290万2,000円の減。減額の主な要因としまして、ふくしま森林再生事業に係る委託料の皆減によるものでございます。主な事業といたしまして、7節報償費にクマ対策に係る柿の木等伐採奨励金300万円、12節委託料に湯本スキー場廃止に伴う国有林野の返還に係る原状回復計画策定業務委託料1,067万円、森林所有者意向調査準備及び調査に係る森林経営管理制度業務委託料640万2,000円、17節備品購入費に熊等の活動を監視するためのセンサーカメラ237万円を計上しております。その他につきましては、前年度同程度の計上でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 2目林業振興費、本年度680万4,000円、比較180万9,000円の減。減額の要因といたしましては、14節工事請負費において、維持工事請負費を200万円減額した

ことによるものでございます。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度5,000円、比較7,000円の減。おおむね前年度と同程度の計上でございます。

2目商工業振興費、本年度1,342万8,000円、比較91万円の減。主な事業といたしまして、18節負担金、補助及び交付金において、てんえい商工祭補助金を拡充し、350万円を計上しております。その他につきましては、おおむね前年度同程度の計上でございます。

3目観光費、本年度2,206万円、比較1,425万5,000円の減。減額の主な要因としまして、本年度実施しております12節委託料、観光ポータルサイトの制作に係る魅力発信事業業務委託料の皆減によるものでございます。主な事業といたしまして、観光ポータルサイトに係るシステム保守委託料154万円、白河－奥会津広域連携協議会負担金20万円、インバウンド誘客促進事業補助金100万円を計上しております。その他につきましては、前年度同程度の計上でございます。

4目地域開発費、本年度237万円、比較678万4,000円の減。減額の主な要因としまして、国有林返地現況復旧植栽工事請負費の皆減となっております。主な事業といたしまして、10節需用費、風力発電敷地管理用ゲートの修繕費に係る施設修繕費99万円、12節委託料、地中熱利用井戸ボーリング敷地の植林後の下刈りの管理に係る環境整備委託料27万5,000円を計上しております。その他につきましては、前年度同程度の計上でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,078万1,000円、比較13万5,000円の増。増額の主な要因でございますが、人件費によるものでございます。おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

続いて、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度1億3,616万4,000円、比較279万3,000円の減。減額の主な要因といたしましては、14節工事請負費において、維持工事請負費を1,000万円減額したことによるものでございます。主な事業でございますが、13節使用料及び賃借料におきまして、GPS除雪管理システム使用料として145万円、14節工事請負費におきまして、やすらぎ橋補修工事請負費200万円、17節備品購入費におきまして、除雪車購入費として1,000万円、18節負担金、補助及び交付金におきましては、福島県が実施する牧本小学校西側の急傾斜地施設整備事業に係る村負担金110万円を計上しております。

続きまして、2目道路新設改良費、本年度1億6,198万1,000円、比較4,782万3,000円の減。主な事業といたしまして、12節委託料において、長寿命化計画に基づく橋梁詳細点検委託料

4,300万円、また、湯本地区水路改修実施設計業務委託料500万円を計上しております。

次のページの14節工事請負費におきましては、後藤大暗見線道路改良工事請負費5,000万円などを計上しております。

続いて、3項河川費、1目河川費、本年度430万7,000円、比較1万5,000円の増。おおむね前年度同様の予算計上でございます。

4項住宅費、1目住宅費、本年度844万4,000円、比較92万4,000円の減。減額の主な要因といたしましては、10節需用費の施設修繕費及び18節負担金、補助及び交付金の補助金を前年度の実績に応じて減額したことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。2時半まで休みます。

（午後 2時14分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時28分）

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 73ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億8,192万円、比較404万3,000円の増。こちらは須賀川地方広域消防組合に要する経費で、構成市町村で負担する分担金の増によるものでございます。

2目非常備消防費、本年度3,205万4,000円、比較156万円の減。こちらにつきましては、75ページをお願いいたします。

75ページ、18節の消防団員準中型自動車運転免許等取得事業補助金の額を減額としたことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

3目消防施設費、本年度9,578万1,000円、比較4,991万1,000円の増。こちらにつきましては、村内の消防施設に要する経費でございます。増額の要因でございますが、村消防団3分団第2班の消防ポンプ自動車の購入経費といたしまして3,213万3,000円を計上しております。こちらは老朽化が著しい消防ポンプ自動車の更新を図るもので、財源といたしまして緊急防災・減災事業債を見込んでおります。

また、18節、水道事業会計負担金を増額計上しております。こちらにつきましては、消火栓の更新工事を行うために計上したもので、財源といたしまして特定防衛施設周辺整備調整交付金を見込んでおります。

4 目水防費、本年度3,000円、比較3,000円の減。

5 目防災行政無線管理費、本年度667万4,000円、比較801万5,000円の減。こちらにつきましては、防災行政無線の維持管理に要する経費でございます。減額の要因につきましては、次のページをお願いいたします。

18 節負担金、補助及び交付金におきまして、県総合情報ネットワーク負担金の減によるものでございます。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） 続きまして、10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、本年度126万円、比較2万1,000円の増。こちらは教育委員会運営に要する経費でございます。前年度と同程度の計上でございます。

2 目事務局費、本年度1億9,854万1,000円、比較1,644万円の減。減額の主な要因といたしましては、会計年度任用職員の人件費の減及び12 節委託料におきまして民間学習塾講師を活用しました学習支援業務委託料の精査による減並びに本年度実施いたしました旧湯本中学校寄宿舎等の解体に係る設計業務委託料及び工事請負費の皆減でございます。主な事業内容につきましては、7 節報償費におきまして、本年度に引き続き小・中学校のふるさと夢未来応援事業を実施したく、講師謝礼として465万5,000円のうち200万円を計上しております。

13 節使用料及び賃借料におきまして、現在小・中学校で使用しているタブレットの学習支援ツールやセキュリティシステム、こちらが本年度で使用期限を迎えることから、新たなタブレットに更新するまでの1年間分の使用料として472万5,000円のうち212万7,000円を計上しております。

17 節備品購入費におきまして、国が進めるG I G Aスクール構想によりまして、小・中学校に導入した学習用端末、タブレット端末でございますが、こちらを更新するため、公立学校情報機器等購入費といたしまして2,975万円を計上しております。また、財源といたしましては、国の公立学校情報機器整備事業費補助金、補助率3分の2及びデジタル活用推進事業債、充当率90%、交付税措置率50%としております。

80ページをお願いいたします。

2 項小学校費、1 目学校管理費、本年度8,159万2,000円、比較2,220万8,000円の増。こちらは小学校の維持管理に要する経費でございます。増額の主な要因並びに主な事業内容につきましては、14 節工事請負費におきまして、牧本小学校校舎及び体育館の照明につきまして、LEDに交換するため、学校照明器具改修工事請負費といたしまして2,120万円を計上するものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同程度の計上でございます。

82ページをお願いいたします。

2 目教育振興費、本年度652万6,000円、比較89万6,000円の減。こちらは小学校の教育振

興に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、12節委託料におきまして、児童数の減少に伴う異文化体験授業委託料の減並びに路線バスを使用して通学する児童のバス代への補助金の減によるものでございます。

また、主要事業といたしましては、路線バスを利用して通学する児童のバス代金、こちらにつきまして、本年度までは18節負担金、補助及び交付金から通学費補助金として全額補助しておりましたが、令和8年度からは村で定期券、ノルカパスを購入いたしまして子どもたちに貸与する、そういった形で通学支援を実施したく、13節使用料及び賃借料に児童通学用バス使用料といたしまして132万3,000円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度と同程度の計上でございます。

83ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,717万3,000円、比較483万4,000円の増。こちらは中学校の維持管理に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、学校司書に係る人件費を小学校費から中学校費に移動したことに伴いまして約310万円の増、17節備品購入費におきまして、老朽化いたしました牛乳保冷庫の更新など、備品購入費の約76万円の増によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同程度の計上でございます。

85ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度838万5,000円、比較323万9,000円の減。こちらは中学校の教育振興に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、17節備品購入費におきまして、令和7年度は、教科書改訂に伴いまして中学校教員用教科書、指導書等の購入費として約330万円を計上しておりましたが、購入を完了したことによる減、また、楽器購入費の減によるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、先ほどご説明申し上げました小学校と同様に通学に係るバス代につきまして、補助金からバスの定期券の貸与という形に変更になりまして、13節使用料及び賃借料に生徒通学用バス使用料として96万円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度と同程度の計上でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億1,322万5,000円、比較595万5,000円の減。こちらは幼稚園の管理運営に要する経費でございます。3節職員手当等におきまして、一般職員の異動による減でございます。そのほかにつきましては、前年度と同程度の計上でございます。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） 88ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度2,043万円、比較9万円の減。放課後子ども

も教室及び地域学校協働活動事業、20歳、10歳の集いなどに係るの経費を計上しております。ほぼ前年並みの予算計上でございます。

2目生涯学習費、本年度743万4,000円、比較26万3,000円の増。文化祭の開催経費や各種教室、講座等の講師謝礼などの経費を計上しております。増額の主な要因といたしましては、新規事業といたしまして、小学校、中・高学年の希望者を対象に、子どもたちに自然体験学習やクラフト体験などを通して自己肯定感や想像力を高めてもらう一助として、夏休み期間中に羽鳥湖畔オートキャンプ場を利用した2泊3日のサマーキャンプの開催を予定しており、その経費として講師謝礼やキャンプ用具使用料などを計上したことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

- 湯本支所長（星 淳） 3目湯本公民館費、本年度199万9,000円、比較29万2,000円の減。こちらは湯本地区文化祭、各種講座、公民館運営に係る経費を計上しております。減額の主な要因といたしましては、令和8年度に公用車の車検がないことに伴いまして、17万7,000円の減であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

- 生涯学習課長（櫻井幸治） 91ページをお願いします。

4目文化財保護費、本年度40万円、比較1万8,000円の減。17節備品購入費におきまして、来年度改選となる文化財保護審議会委員の作業服購入費を計上しております。ほぼ前年度と同様の予算計上となっております。

5目伝統文化施設費、本年度275万3,000円、比較504万3,000円の減。ふるさと文化伝承館の維持管理、運営に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、前年度に実施した伝承館周辺の擬木柵修繕の完了とトイレの洋式化における工事完了に伴う皆減によるもの、また過日開催されました公共施設のあり方検討委員会において、ふるさと文化伝承館の運営面においては観覧を予約制とし、その都度職員が対応することの提言が提出されたことを受け、次のページの12節委託料において計上しております管理運営業務委託料のうち、日々の管理業務をお願いしていた部分の213万1,000円を減額し、環境整備、草刈りの部分のみを計上したことや、電気、水道の光熱水費も開館日数の減少に伴い、見込みにより減額していることが要因となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

6目生涯学習センター費、本年度1,057万円、比較21万4,000円の増。生涯学習センターの維持管理、運営に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、12節委託料におきまして、多目的ホールの電動式壁面収納ステージが開閉時にきしみ音が発生していることから、点検整備委託料として25万3,000円を計上しております。そのほかにつきましては

は、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度549万1,000円、比較24万2,000円の増。増額の主な要因といたしましては、1節報酬におきまして、非常勤特別職報酬の改正によるもの、次のページの17節備品購入費におきまして、来年度改選となるスポーツ推進委員のユニホーム購入費を計上したことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

- 湯本支所長（星 淳） 2目湯本保健体育費、本年度139万1,000円、比較3万3,000円の増。こちらは、湯本地区合同大運動会、職域親善バレーボール大会、湯本体育館運営に係る経費を計上しております。ほぼ前年度と同額の計上でございます。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

- 教育課長（小山泰明） 3目学校給食センター費、本年度7,994万7,000円、比較589万9,000円の増。こちらは学校給食センターの運営管理に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、10節需用費におきまして、物価高騰による学校給食食材費241万7,000円を、12節委託料におきまして、物価高騰や賃上げによる人件費の高騰に伴いまして給食業務委託料424万1,000円をそれぞれ増額計上しているものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同程度の計上でございます。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

- 生涯学習課長（櫻井幸治） 96ページをお願いします。

4目天栄体育施設費、本年度878万円、比較89万5,000円の減。村体育施設の維持管理、運営に要する経費でございます。減額の主な要因といたしましては、前年度、17節備品購入費で整備したバレーボール支柱の計上がないことや、電気料の計上を前年度の実績見込みベースにしたことによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

- 建設課長（関根文則） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ。

続いて、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

- 教育課長（小山泰明） 98ページをお願いいたします。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

[生涯学習課長 櫻井幸治 登壇]

○生涯学習課長（櫻井幸治） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億6,934万1,000円、比較2,467万9,000円の増。

続きまして、2目利子、本年度4,484万3,000円、比較2,114万円の増。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目建物取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度500万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 90ページ、5項社会教育費、2目生涯学習費、18節で村青少年育成村民会議補助金12万円、これについて、まずこの村青少年育成村民会議、この会議について、どういう会なのか。いつ設立させて、この会の目的は何なのか。それから会の構成、それから事業内容、これについて説明願います。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 櫻井幸治 登壇]

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

まず、いつから始まったのかということですが、規約のほうを確認いたしますと、昭和57年8月から実施しております。

それから、この事業の目的でございますが、広く村民の総意を結集し、国、県及び村の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ることを目的とした会議でございます。事業におきましては、その目的を達成するために、村民運動推進活動や社会環境の浄化と青少年のための健全な施設の整備、それから青少年の補導及び事故防止、そのような活動を目的としたものとなっております。

それから、構成員につきましては、この会議においては、地区駐在員の職にあるもの、関係機関団体のうち会長の委嘱による者、それから学識経験者等になってございます。

[「全部で何人」の声あり]

○生涯学習課長（櫻井幸治） 人数ですが、事務局も入れて総勢70名となっております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この会は今、伺いますと、非常に歴史も古しいし、青少年の健全育成に非常に大事な会だというのが分かりました。いろいろな団体から70名の方が委嘱を受けてなっているということで、これ会長は村長ですよ。事務局が生涯学習課ということで、これ外郭団体ではあるんですけども、言わば村内の活動をやっている事務局が主体になってやっているということなんですけれども。

私は村議会の選出で監査やらせてもらっていますけれども、昨年10月、援助団体の監査を毎年行っているんですが、その中でこの育成村民会議、通常ですと6月から7月に総会を開いて、その年の事業内容等々を会議の委員の人に信任をもらって、事業を行っているというふうに聞いておりますが、その10月にまだその何と申しますか、決算とか、そういうのもやられていなく、総会も開いていないということでしたので、それではこの会、もう半年しかないんで、早く早急に会議を開いて会員の承諾をもらって、この青少年のための事業を早くやったらいいんじゃないかというふうなお話をしました。そのときに担当者と課長、出席しておりまして、分かりましたということで、そのときにはそういうふうなことをお願いしましたが、その後やったような形跡がないので。

2月15日でしたか、2月に例月出納検査のときに、もう一度担当者、課長、来ていただいて、そのとき、課長は用事があったて出られなかったんですけども、やったのかいと聞きましたらば、やっていないということでありました。2月15日、この総会どうするのと聞いたら、文書での総会、書面決議でやるつもりですというようなことで、それでは駄目だろうと。70名の会議の人がいるのに、まずその人たち、育成会議の会議の議員になっていることさえも自覚がないのに、いきなり書面で総会を開きますからと申して、それはちょっと無理だろうということで、本人に直接言って総会を開いてやったらいいんじゃないかということでも話しました。

その後、2月の多分26日ですか、総会やったそうですけれども、その内容についてどうだったのか、課長からご報告をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

総会が遅れたこと、大変申し訳なく思っているところでございます。

2月26日、総会を開催いたしまして、内容といたしましては、6年度の事業報告、決算報告、それから監査のほうもいただいております、その報告のほか、7年度の事業計画と収支報告などを議題としまして開催いたしました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） そのときの出席の人数、70名中何人出たのか。それと、そのとき決まっ

た令和7年度の事業、何が決まったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

まず、出席人数のほうでございますが、34名でございます。欠席者のうちでも、委任状のほうを26名から頂いております。

それから、7年度事業につきましては、子どもの見守り活動用具としまして、幼稚園、小学校、中学校のほうにそちらのほうを配付するようなことで確認を取っております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この総会の中で、やっぱり誰か何か言うでしょう。何か言われましたか、会員の方から。特になかったですか。まず、それどうぞ。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

会員のほうからは、前段でおわびを申し上げたこともあったのか、遅れたことについての意見等はございませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） その中の事業で子どもの見守り用の用具とありました。これは具体的に何ですか。それと、これも2月26に決まったんですね。あと残りほぼ1か月なんですけれども、もうこれ発注とか、そういうのやったんですか。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

まず、用具のほうですが、現在、活動のほうで学校と地域、PTAが連携を図って、街頭指導などで子どもたちの登下校等を見守る活動を行っておりますので、そちらの何というんですか、反射つきのベストを購入して配付するような予定でおります。そちらのほうと、あと誘導棒ですか、暗いときに使えるような点灯式の誘導棒、そちらのほうを整備していきたいということで計画をしております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今日、何日ですか。3月の何だ、7日。

〔「6日」の声あり〕

○7番（小山克彦） 6日。3月6日でまだ何、発注もしていないんですか。やる予定だと。

もう年度過ぎちゃいますよ。まだ発注していないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 櫻井幸治 登壇]

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

発注のほうですが、業者のほうにはお話をしまして、進めている段階でございます。正式には、まだ契約のほうはしていない状況でございます。すみませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この件について、私ども監査のほうで、10月の財政援助団体の監査のときに、調査の結果、実施報告書、これまとめて総務課のほうに上げてあると思うんですけども、総務課長、これは確認してありますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

財政援助団体に関する監査の結果ということで、11月25日付で監査委員のほうから提出をいただきまして、私どものほうで受理をさせていただきまして、決裁をしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 受領して決裁してあると。その後、この結果、多分、村長宛に送ったと思うんですけども、これ誰と誰と誰に、どの方たちがこれを見たんですか。確認お願いします。見た人、誰ですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

監査のほうから私ども総務課のほうにお預かりさせていただきましたので、私どもの財政係、また総務課、通常の決裁の順序に従いまして、総務課長、副村長、村長と決裁をいただいているところでございます。

[「誰だい、総務課長」の声あり]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 副村長、村長と決裁をいただいております。

[「あと誰」の声あり]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 副村長と村長。

[「副村長」の声あり]

○参事兼総務課長（小山富美夫） はい。にいただいております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 総務課のほうから、課長のほうから、副村長、村長にこれ提出してあるということで、読んでいますよね。これ読んだときに、これあれですよ、もらっていない

人がいるので、議長、これ総務課のほうでこの報告書コピーして、議員さんに渡していただきたいんですけども、お願いできますか。

○議長（大須賀溪仁） はい。

それでは、暫時休議いたします。

（午後 3時03分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時15分）

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これ2枚つづりの紙なんですけれども、1枚目のほうの最後の3行目等に、総会時期や事業の実施について、事業計画に基づき、速やかに実施されることというふうなことで書いてあります。

次の2ページ目の3段目ですね。これには、令和6年度における決算認定や組織による監査がいまだ行われておらず、団体としての活動内容に疑問が生じている。青少年育成という目的を達成するための積極的な活動と補助金の適正な執行を心がけられたいというふうに書いてあります。

これ読んでいますよね。これ総務課長読んだ後、何も感じなかったですか。何かアクション起こしましたか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

私どもも、この報告をいただきまして、この部分は読ませていただきました。アクションというのは、課長とはそのときにちょっとお話をしただけというふうな記憶がございます。

〔「何言ってるのか分かんない」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 失礼しました。

この書類を頂きましたときに、課長と1回くらいお話ししたというふうに記憶はしておりますが、その後、何回かというのはちょっと記憶は定かではないというふうに、1回お話ししたというふうには思っております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） これ副村長も読んでいますよね。読んでいますよね。読んでいなかったら読んでいないと言ってください。読んでいたら、これ読んだ後、どういうふうなアクションをしたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

この報告書が提出される前、その財政援助団体監査を受けた日ですね。担当課長が村長のほうに、監査委員からこういう指摘を受けたということで報告がありまして、そのとき村長は適切に処理を進めなさいという指示があったということで、私もそこを聞いておりましたので、もちろん決裁はしましたが、このことだなということで、そういうことで認識をしておりました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今の発言は、その日のうちに生涯学習課長から報告を村長と受けたということ、村長が。村長はそういうお話を、じゃ、確認なんですけれども、村長。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

監査がありまして、ご指摘を受けたということで、今、副村長が申したとおりなんです、適切に、早めに処理をしてくださいというようなことで指示は出したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） じゃ、その日のうちに指示は出したということですね。指示出して、2月の暮れまで、月末まで何もやらないというの、これ全然把握していなかったんですか。確認したんですか。ちょこちょこ行って、やったのかとか、どうなんだとかと、そういうのはなかったんですか。もう2月25日の例月出納検査のときに我々が言って初めて、ああという感じで始まったんですか。その辺、全然確認しなかったんですか。これもちょっとおかしな話ですよ。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

その後は違うやり取りもあったんですが、2月に入ってからだと思うんです。その担当と課長と、私のところに来まして、まだ、もうこれを、じゃ、どうしたらいいかというようなことで相談に来ました。どんな形でやるのかというようなことで、それは多分ご指摘受けてからだと思うんですけれども、書面決議というようなお話をされたので、私はその会議の会長という立場にいるんですが、勝手にそれは判断できるものじゃないよと。じゃ、その中でどういうふうな形を取るんだと。1回、皆さんにやっぱりここは総会なのでお集まりをいただいて、あとは皆さんにしっかりおわびを申し上げて、私もこの会議、総会の冒頭、まず最

初におわびを申し上げてから総会のほうに臨んだというその経過も申し上げて、それでご理解をいただいて、総会のほうを終了させたということでございます。その中においても、今ほどおたのしいたいたのように、二度とこういうことはないようにしっかりと管理に努めてまいりますという話もさせていただきながら、総会を行ったという経緯でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） はっきり言って、皆さんに釈迦に説法ですけれども、行政は予算取ってそれを執行しなくちゃ始まらないですよ、何にしても。

これ援助団体で、何十年もやっている青少年の育成の会も、毎年やっているやつだということで、ちょっと軽く見ている部分もあったのかな。担当者もちろん悪いし、それを所管している課長もですけども、やっぱり総務課長、副村長、村長、10月のそのときに、何だ、指摘受けたのか、やれよとって、そのままにして、結局のところ2月の暮れまでやっていない。そしてまた、この3月になっても、たすきとか何かって、まだ発注もしていない。これ普通だったら、今8年度の予算ですけども、使わない予算は来年つけられないですよ。要らないんだから。そう思いませんか。

それで、8年度の予算にちょっと移りますけれども、そういう状態の中で、予算の策定は多分12月か1月ぐらいにはできているんでしょう。総務課長、あれですか、生涯学習課から来年度の予算についての原案というか、結果、それを受け取ったというか、もらったのはいつ頃なの。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

8年度の当初予算の査定でございますが、査定が12月中旬、下旬頃実施したというふうに記憶しておりますが、日にちはちょっと詳しくはあれですが、そのときに各課の予算要求書を確認しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということは、12月中に生涯学習課内で来年度の新年度の予算についていろいろ検討して、来年度の予算要求というのを決めたと思いますが、その中でこの青少年育成会議、やっていないということはもちろん出てきたと思うんですけども、それはもう担当者、もちろん課長も分かっているんだと思うんですけども、それは議題に上がらなかったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 櫻井幸治 登壇]

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

当初予算の積算段階で課内では議論しまして、話はしまして、7年度の総会のほうはまだ開いていないんだけど、長年続いているものであることから、来年度の予算も計上するという確認を取って計上したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今、課長が話したのは私がさっき言ったのと同じですよ。長年やっていることだから、確認はしたけれども、予算、これ上げっぺ。軽いですよ、本当に。この会議はもう何十年もやっている。というか、逆に大事な会議でしょう。村で総合計画やって、人づくりとかと言っているけれども、その基本的なものじゃないですか。

それで、生涯学習課で話した後、多分、所管は教育長のほうの所管ですよ、生涯学習課。教育長には報告したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 櫻井幸治 登壇〕

○生涯学習課長（櫻井幸治） お答えいたします。

教育長のほうにも、指摘事項があったということはお話はさせていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） そのとき、教育長は報告受けたということで、どんな話をしたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） お答え申し上げます。

青少年村民会議をやっていないというふうなことで、これからやるので決裁を欲しいというふうなことで、じゃ、速やかにやるようにという話はしましたが、大変申し訳ありませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

それで、総務課のほうに上がって、その後、恐らく副村長の査定とか、課長を交えて、最終的に村長の査定があつて最終決定というふうになるんでしょうけれども、これ皆さんあれですよ。やっていないの分かっていて、8年度の予算組んだんですよ。そうですね。これやっていないのに8年度の予算組むとは、これどういうことなんですか。

役場の一番の仕事は、いつも村長がおっしゃられるのは、予算組んだ、これはしっかりと執行して、村の行政の目的を達成するために、しっかりと執行するというのをいつも言われていますよね。しっかりと執行をしていないと。執行をしていないのにもかかわらず、8年度の予算組んだと。これ、私にそういう予算、審議してくださいと言われても、私ははっきり言って、そういう予算、審議できるかというふうに思いますよ、今。たかだか12万円の

予算ですけれども、そういうことがあった。そうすると、ほかのこの全部の予算みんな、そういうふうな目で私はもう疑って見るような気持ちになります。それで、もう私の意見ですけれども、この8年度の予算、もうこれ以上審議できないですよ。

とはいっても、時間とかのそういういろいろな事情がありますから、議長にお願いしますが、これも、これ議会のほうで、もし議会のほかの議員の皆さんが了承してくれるのならば、今後、執行のほうに、どういうふうなことで我々の理解と信頼を得るか、それをきちっとやっていただきたい。議長のほうから諮っていただいて、ちょっと時間はかかりますが、それをぜひやっていただきたいと思いますが。

○議長（大須賀溪仁） はい。

ここで暫時休議いたしまして、まず議運の会議を開きたいと思いますので、議運の委員の方々は議長室までお願いします。

(午後 3時30分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時28分)

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） この件につきまして、私としては村長のほうから、今回の議案についての総括とそれから今後についての8年度の予算についての執行部の決意みたいなものを表明していただければ、私の質問は以上で終わって、ほかの議員の皆さんの質問を続けていただいて結構です。了解しました。

以上で私の質問は終わります。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。9日月曜日の本会議は午前10時から開催いたします。

本日はお疲れさまでございました。

(午後 4時29分)

3 月 定 例 村 議 会

(第 5 号)

令和8年3月天栄村議会定例会

議事日程（第5号）

令和8年3月9日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算について
日程第 2 議案第27号 令和8年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 議案第28号 令和8年度牧本財産区特別会計予算について
日程第 4 議案第29号 令和8年度大里財産区特別会計予算について
日程第 5 議案第30号 令和8年度湯本財産区特別会計予算について
日程第 6 議案第31号 令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
日程第 7 議案第32号 令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
日程第 8 議案第33号 令和8年度天栄村介護保険特別会計予算について
日程第 9 議案第34号 令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10 議案第35号 令和8年度天栄村水道事業会計予算について
日程第11 議案第36号 令和8年度天栄村下水道事業会計予算について
日程第12 陳情審査報告
日程第13 各委員会閉会中の継続審査申出
日程第14 議案第37号 教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第15 常任委員の選任について
日程第16 議会運営委員の選任について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石 塚 喜 吉
3番	吉 成 邦 市	4番	馬 場 吉 信
6番	服 部 晃	7番	小 山 克 彦
9番	円 谷 要	10番	大須賀 溪 仁

欠席議員（1名）

5番 大浦 トキ子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸	副 村 長	揚 妻 浩 之
教 育 長	長 場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富 美 夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳 賀 信 弘
産 業 課 長	大 木 伸 一	建 設 課 長	関 根 文 則
参 事 兼 会 計 管 理 者	熊 田 典 子	湯 本 支 所 長	星 淳
教 育 課 長	小 山 泰 明	生涯学習課長	櫻 井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒 澤 伸 一	書 記	石 井 貴 也
書 記	小 山 ち え み		

◎開議の宣告

- 議長（大須賀溪仁） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は8名であります。
よって、定足数に達しております。
5番、大浦議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。
-

◎議案第26号の質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第26号 令和8年度天栄村一般会計予算についてを前回に引き続き議題といたします。

質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

- 1番（齋藤寿昭） おはようございます。

5点ほどお聞きしたいことがあります。

29ページ、18節の地方バス路線対策事業補助金、こちら昨年の予算のほうと同額なんですけれども、昨年補正で347万円ほど増額の計上となっておりますが、なぜ今回も令和7年度の最初の予算と同額だったかを教えていただきたいと思います。

- 議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

- 企画政策課長（森 和昭） おはようございます。お答えいたします。

こちらの補助金につきましては実際の運行状況、そういったものからこの金額が、実際運行しています福島交通から請求が来るものでございまして、まだ金額のほうは当初の状況では見込めないところから、今年度におきましても昨年と同じ金額で計上したというところがございます。

- 議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

- 1番（齋藤寿昭） 了解いたしました。

次に44ページ、19節の障害者自立支援給付費といったものの内容を教えていただければと

思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

44ページの障害者自立支援給付費でございますが、内容といたしますと、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにおける給付でございます。身体介助や食事の介助などを行う居宅介護、施設入所者に対する介護サービスなどを行う施設入所支援などのサービスの給付になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そちらの給付を受けている方というのは天栄村で何名ぐらいか、分かれば教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

実人数は、すみません、ちょっと今、手元に資料ございませんので把握してございませんが、前年度ですと延べで1,092名となっております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

その1,092名が多いか少ないかはちょっとどうかと思いますけれども、了解いたしました。続きまして64ページ、こちらの11節、昨年の予算の中に交流促進センターのピアノ調律の手数料があったんですけれども、今回ないんですけれども、こちら毎年実施しているものはなかったでしょうか。お聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

昨年度まで毎年1回、調律のほうを行っておりましたが、実際使用の状況等を確認したところ、あまり活用されていない状況が確認できましたので、本年度は計上しないようなことで削減させていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 分かりました。

続きまして65ページ、こちらの12節、原状回復計画策定業務委託料ということなんですけれども、こちら湯本スキー場のことだと思うんですけれども、こちらはどちらのほうに委託

をする予定でしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらは湯本スキー場の原状回復計画になりまして、委託先はまだ、未定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） そちらの原状回復というものはどういった内容で検討しているのか、お聞かせ願います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらの原状回復計画策定業務委託料の内容になりますが、こちら湯本スキー場廃止に伴う国有林野の返地に向けました計画の策定委託料となっておりまして、リフト、建屋の解体、また、国有林で貸付地の植林を含めた年次計画のほうの策定を行う予定でございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

解体に向けて取り組んでいただけるということなので、よろしく願いいたします。

続きまして71ページ、18節、県単独砂防施設整備事業負担金ということで、こちらご説明の中で牧本小学校の西側、体育館の西側ですね。こちらの急傾斜の工事ということなんですけれども、工事予定はいつから始まって、いつまでというのが分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちらの県で行う砂防施設の整備事業でございますが、今現在はいろいろ調査を行っておりまして、来年度、令和8年度には詳細設計を行うということでお聞きしております。その後、工事に向けて、令和9年度については国や関係機関への調査申請業務や、あとは施設を整備するための土地の地権者への賃貸借業務等の契約なども令和9年度以降に行って、その後には工事をするということですので、まだしばらく、何年かかかってしまうのかなというふうには考えております。

詳細設計は何しろこれからということでございますので、また詳細が決まってから地域の方々にはお知らせになるのかなというふうには考えております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

令和9年以降ということで、まだまだ時間はありますけれども、詳細等、工事決まりましたら地元住民の方、特にやはり小学生が体育館を使ったり、工事車両が入れば通学路にもなっていますので、その辺、始まりましたら地元住民の方によく周知をしていただいで、安全に進めていただければと思います。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） おはようございます。

まず初めに、42ページの民生費の中の18節の、高齢者エアコン購入事業補助金とありますが、去年はどのくらいの申請があったのか、分かればお知らせ願います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

42ページの高齢者エアコン購入事業補助金でございますが、令和6年度に11件、今年度は8件となっております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 令和6年度が11件で今年度が8件ということで、夏、かなり暑くなっておりますので……。これ条件というのは独り住まいで、こういった条件があるかちょっと、分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

高齢の方で、これまでエアコンが敷地内……、複数世帯があったとしても敷地内にない方で、新規設置される方ということになってございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） エアコンが敷地内に一切ない方ということですよ。独り住まいとか2人住まいとか、その「一切ない家庭」というのは現在あるか、ないかというのは把握しておりますかね。例えば民生委員とか区長さんとかに聞いて、独り住まいとか2人とか生活していてエアコンが一切ないという家庭はあるのか、ないのかというのは把握しているのか、分かればお願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

高齢者の独居世帯とかはある程度把握はできていると思いますが、そこでエアコンが設置されているかどうかまでは把握してございませんでした。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） その辺も把握……、これからは民生委員の方とか区長さんとかそういった方にちょっと気にしてもらって、エアコンのない家などは申請以外にも村のほうから勧めるとか、そういった方向で一人でも熱中症とかならないような形に進めていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、70ページの土木費の10節の、車両修繕費で1,340万円とありますが、これはどういった車両の修繕になるのかお聞かせ願います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

車両修繕費で予算のほうは1,340万円ほど計上させていただいておりますが、こちらに係る修繕費は、主に除雪車両への修繕費として計上しているものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村では何台か除雪車を持っていると思うんですけども、今、その保管方法というのはどんな形で保管しているのか、お知らせできればお願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

保管方法につきましては、湯本管内におきましては湯本のコミュニティセンター付近に車庫がございますので、湯本管内についてはそちらのほうにも入れております。

本庁管内に関しましては役場の西側の広場というか、砂利の敷地に数台置いているというような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 役場の西側にある車両というのは、屋根とかはないですよ、もちろん。そういった屋根とかがなければ、やはり雨ざらしになっていればそれだけ、何というか、傷みも激しくなったりとかあると思いますので、そういった面では屋根の保管をするような形にするとか、あとは車庫を造るとか、そういった考えはないのかお聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

議員おっしゃるように、屋根がついていれば一番いい状態かなとは思いますが、一応点検業者等にも確認しましたところ、特に外に置いているからすごく悪くなるとか、そういうことはあまり考えなくても大丈夫なのではないかというような意見等も聞いておりますので、そして点検業者にもちゃんと、整備のほうはきっちり受けているような状況でございますので、先ほどもおっしゃったとおり屋根とか車庫があれば、もちろんそれにこしたことはないんですけども、今のところはそういう考えでおります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 業者さんあたりに確認しているということで、大丈夫かと思いますが、できれば屋根に保管できるような形にすれば修繕費も安く上がってくるのではないかと思います。

よろしくをお願いします。

次に、82ページの教育費の中の、小学生異文化体験授業委託料ということで、これは多分英語とかそういったものに関するものかなとは思いますが、こういった委託料になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

小学生が、1日ブリティッシュヒルズに赴きまして、そこで様々なレッスンを受けてきます。そのレッスンを受ける際の委託料ということで計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 児童ということなので、これは小学生だけなんですか。幼稚園とか中学生とかは入っていないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

小学校費につきましては小学生と幼稚園生分が含まれておりまして、中学校費には中学生分が含まれてございます。

大変失礼いたしました。幼稚園分につきましては幼稚園費に計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 大変いいことですので、天栄村の英語力を高めるという意味でも大いにもう少し予算をつけてもらって、英語の活発な村にしていきたいと思います。

次に、その13節の児童通学用バス使用料ということで、これ小学校と中学校とあるんですけども、これは定期代か何かの使用料ということなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

こちらにつきましては小学校、中学校それぞれ今までバスの定期をご本人で買っていて、それに対して補助を出しておりましたが、令和8年度からは村のほうで定期券、ノルカパスを購入しまして、希望する児童・生徒に貸出しという形で実施をしたく計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） ノルカパスというのは、Suicaみたいな感じで使った分だけ支払う。それとも、そのパスにお金を入れておいて、それでやっていくという方法なんですか。どんな感じですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

あらかじめ自宅付近のバスの停留所から学校近くの停留所までということで、例えば1学期から3学期まで使用しますということでその期間を最初から使用期間として指定しまして、定期という形でお貸しするものでございます。

中学校におきましては1学期、2学期、3学期、のほかに夏季休業中などの長期休業中も学習、あとは部活動がございまして、入学から卒業までの期間を指定しまして、定期券を貸与する形になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） それというのは、もう定期代の補助からそちらに切り替わるということで、それは保護者からそういった要望があったわけなんですかね。福島交通さんのほうから提案が来たものになるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

今まではご自分で定期を購入して、それに対して補助金の申請ということで、購入に行く部分のお手続と補助の申請に係る手続と保護者様にご負担があったものですから、保護者のほうからもっと乗りやすくといいますか、使いやすくできないかなということがございまして、切り替えたものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） それは、1日何回乗ってもただというか、1日何往復乗っても大丈夫な

んですかね。

それと、その補助率というのは、定期を購入した場合とこちらのノルカパスを使った場合、どちらの補助のほうか、村としては負担が少なくなるか、分かれば教えて下さい。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

ノルカパスは定期になりますので、1日、その区間であれば何度も利用できるものと考えております。

補助の内容でございますが、令和6年度からは、今まで半額補助だったものを全額補助にしております。令和7年度も定期を買った部分に関しましては全額補助を行っております。ノルカパスに関しましてもその場合と同様に全額という部分で貸出しをいたしますので、令和7年度に実施している内容と変更はございません。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 保護者の負担も減るということで、補助率も大して変わらないということなので、そういったいいものがあればこれからも進めていっていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） おはようございます。

71ページ、12節委託料であります。橋梁詳細点検委託料4,300万円。

現状ですと村管理の橋梁数は115橋、令和7年度、本年度ですね、7、8、9、3か年計画で詳細点検を実施するというふうに承知しております。

来年度の委託料に関してですけれども、3つを教えてくださいたいと思います。

令和8年度の対象橋梁数、それと、それに伴う工期。3つ目が、特殊点検橋梁があるのか。この3点についてお尋ねします。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

まず1つ目の、対象橋梁数でございますが、令和8年度の対象橋梁数は、34橋を予定しております。

2つ目の契約の工期でございますが、いろいろ契約に係る準備をいたしまして、5月中旬ぐらいに契約ができればというふうに考えておまして、5月中旬から一応3月末までということで、契約してまいりたいというふうに予定しております。

3点目の特殊点検橋梁につきまして、令和8年度におきましては新幹線の上にかかっている橋、いわゆる跨線橋と言われる橋がありまして、特に新幹線に関してはJRが指定する業者のほうに依頼しなければならないということで、専門業者、そして点検するにも、新幹線が通らない時間であったり夜間であったり、国の申請が必要で、特殊な点検が必要だということで、1か所そういった、小川地区にあります植松橋というのが跨線橋になりまして、その点検が入っておりますので、昨年度より予算が多く計上されているというような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解しました。

質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ご説明を受けたんですが、なかなか聞き漏らしたところもいっぱいあるのかなと思って、質問させていただきたいと思います。

まず、地方債だったんですが、9ページ。13個あるんですが、どのような起債で借りのか説明されなかったと思うので、それをちょっとご説明いただければなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、この1番の過疎地域持続的発展特別事業というのは、これは前に質問したソフト分ということでよろしいのか、そこら辺もお答えいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

9ページの第2表地方債でございますが、今回13の事業名ということで、総額2億7,530万円ほど地方債を借り入れる予定でございます。総括しまして、これのトータルを各起債別にご説明申し上げたいと思います。

まず、過疎対策事業債のハード部分でございますが、この2億7,530万円のうちの5,780万円、2件分でございますが、これが過疎対策事業債のハード分でございます。

続きまして、先ほど吉成議員もおっしゃっていた、条例でもご説明申し上げましたソフト分のほうでございますが、こちらが、先ほどおっしゃっていましたように一番上の3,910万円の1件、これがソフトでございます。

あと、辺地対策事業債が1件で1,000万円でございます。

続きまして緊急防災・減災事業債でございますが、7,540万円で、これが3件分でございます。

すみません、ちょっと戻らせていただきます。

今、件数だけお話しして申し訳なかったのですが、まず、過疎対策事業債のハード部分でございますが、3の後藤大暗見線道路改良事業、4,200万円でございますが、このうちの3,660万円が過疎対策事業債の予定でございます。それと9番の牧本小学校校舎等照明改修事業、こちら2,120万円、この2つが過疎対策事業債のハード分で予定しております。

続きまして先ほど申しましたソフト分でございますが、これが一番上の特別事業ということで、1件でございます。

続きまして、辺地対策事業債でございます。1,000万円でございます。これが2番の芝草鎌房線整備事業、こちらが辺地債で予定をしております。

続きまして緊急防災・減災事業債、こちらでございますが、3件で7,540万円でございます。まず、8番の羽鳥湖高原生産物直売所改修事業1,450万円のうちの1,180万円が緊急防災・減災事業債で予定をしております。続きまして12番目の耐震性防火水槽整備事業3,150万円ですが、これが全て緊急防災・減災事業債で予定しております。続いて次の、13番の消防自動車購入事業3,210万円、こちらも全て緊急防災・減災事業債で借りる予定でございます。

続きまして、緊急自然災害防止対策事業債という起債でございますが、こちらが3件で4,700万円でございます。こちらが4番の児渡滝田線外整備事業3,000万円、こちらと、5番目の湯本地区水路改修事業500万円、それと7番の安養寺地区水路改修事業1,200万円、こちらが緊急自然災害防止対策事業債で借りる予定でございます。

続きまして緊急浚渫推進事業債という起債がございますが、そちらで1件の600万円、こちらが、6番に小井田輪地区ため池浚渫事業がございますが、この600万円が今の緊急浚渫推進事業債でございます。

続きまして公共事業等債というところでございますが、こちらが、重複しておりますが540万円ございまして、これが3番の後藤大暗見線道路改良事業、こちらの部分の残り分で540万円でございます。

続きまして公共施設等適正管理推進事業債、2件で1,890万円でございます。まず8番の羽鳥湖高原生産物直売所改修事業、この1,450万円のうちの270万円を予定しております。また、11番に健康保健センター改修事業がございますが、こちらの1,620万円は全てこちらの起債で借りる予定でございます。

最後でございますが、デジタル活用推進事業債でございますが、これが1件で1,570万円。これが、10番目の公立学校情報機器等購入事業に1,570万円充てる予定でございます。

トータルが2億7,530万円となります。

よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

充当率はあれにしても、この交付税の措置率は……、過疎と辺地は分かります。これは70、80なので、減災も70ですよ。緊自も70という話だったんですけども、それ以外のデジタルとか、あと何でしたっけか。その辺は大体何%ぐらいの充当なのか教えていただければありがたい。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

すみません、上から読み上げていいですか。

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） まず、過疎対策事業債のハードですが、ハード、ソフトとも100の70でございます。辺地は100の80、緊防が100の70、緊自が100の70、緊急浚渫も100の70でございます。公共事業等債が90の22です。続いて、公共施設等適正管理推進事業債は90の50になります。最後のデジタル活用推進事業債も90の50でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

大分充当率の高いものを選んでやっていたというふうなことで、すごくいいのではなかろうかなと思います。

では次に、8ページの15款1項使用料の1目総務使用料です。

これ地上デジタル放送再送信施設使用料というのは何なのか、教えていただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの地上デジタル放送再送信施設使用料につきましては、羽鳥湖高原の別荘地における難視聴対策として整備しましたデジタル放送の受信及び再送信施設の使用料となります。施設の維持に要した経費につきましては、2つの共聴組合に対して請求をしまして、納付頂くものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

次に12ページの、県支出金の補助金のほうなんですけれども、県補助金の1節総務管理費補助金でライドシェア支援事業補助金200万円なんですけれども、これはライドシェアをどのよ

うな形でやってこの補助金が来ているのかを回答願いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの福島県ライドシェア支援事業補助金につきましては、今年度、国の補助を受けて湯本地区で実施しておりますオンデマンド交通、こちらの国の補助が今年度のみということでございます。来年度、実施する実証運行に係る補助金として県から交付されるものでございます。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

（午前10時44分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時58分）

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） それでは次に、歳出のほうで、32ページ、12節委託料です。

移住定住促進事業委託料というのはどんな形で委託をするのか、お答えいただきたいと思っています。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの移住定住促進事業委託料の内容でございますが、1点は短期滞在住宅の管理運営、その利用者に対する、村内で希望された方に体験プログラムの提供、移住定住の促進のための移住相談、移住相談会への参加、現地の案内などの委託でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。

では、次に行きます。

次は47ページになるんですが、民生費の保育所施設費の中で860万円の増というふうなことになっているんですが、新しく今回、保育所が開所するというようなことだと思いますが、どの辺でその増加というか、約900万円近くの増加になるので、どの辺の部分が一番多いのか。それとも人件費の部分で多いのか、その辺のご説明をいただきたいと思っています。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉部長（芳賀信弘） お答えいたします。

保育所が新しくなりまして変わる部分といたしますと、まず灯油がなくなって、全て電気になります。ですので電気代が一番多くなっておりまして、昨年度144万円のところを660万円という形で大きく増加しております。この見込みに関しましては健康保健センターと同程度の見込みかなということで、使ってみないと分からない部分がございますので、そういった予算で計上をさせていただいております。

併せましてLPGガス、水道の若干の増加、それから48ページの環境整備委託料、こちら大きく上がっておりまして、こちらは今までなかった部分で芝生が大分多くなりますので、その管理を含めて昨年35万7,000円のところ令和8年度は130万2,000円になってございます。

それから新規としまして、受水槽ができますので、受水槽の清掃。それから、これまでなかった電気工作物の保守委託料25万4,000円が増加しております。

それから、新規といたしまして13節使用料及び賃借料でございますが、児童入退所管理システムの使用料とうつぶせ寝感知システムの使用料が皆増となっております。

また、給食業務委託料につきましては、人件費の増加で委託料の増額となっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

説明いただくと「なるほど、これだけの金額が上がるんだな」というのが分かりますので、はい、了解いたしました。

では、次は52ページ、環境衛生費の12節委託料で臭気分析業務委託料、これはどちらの臭気分析の委託料をやっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

こちらは児渡地区と白子地区の2か所になっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 白子地区は何となく承知はしているんですが、児渡地区にもあるんですか。後藤ね。そうか。了解しました。

次に57ページ、6款1項農業費の中の、これ中身は載っていないんですが、農振計画の見直しはこの予算にあまり載っていないんですが、今現在どのような形になっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

新たな農振計画の見直しについては、現在、見直し等については行っていない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） やっていないということなのですが、多分、前の議会でも質問したと思うんです。10年に一遍というのがデフォルトというか、必ずやりなさいよというような形になって、もう10年以上、もう20年近くやっていない。途中で1回経費をかけてやったんですけども、その後そのままになってしまって、200万円ぐらいの経費がかかったと思うんですけども、中身を調べて。

そういうものが無駄になっていくというのはよくないと思いますので、その辺、今後の見通しはどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

今後の見通しなのですが、現在、飯豊地区において、JRさんの関係で線路の橋梁をちょっと修繕するような計画がありまして、そこで、水田のほうを修繕する基地にする予定が、来年ぐらいにちょっとそういう話がありまして、なので農振計画について実際進めていくに当たり、今、ちょっと進める時期としては、そういう計画があるものですから適していないというような部分と考えておりまして、その後について見直しを進めていくような形で検討していきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言っていることは分かるような分からないようなです。

今、農業自体が、やはり天栄村の人口も減っているし、土地の集約というのも喫緊の課題だと思いますし、どうやったら今後、農地の維持ができるのかということが、やはり計画をつくっていかないと駄目だと思うんですね。そういう中で、JRさんかどうかわからないけれども、その基地をつくるというようなことになると転用も必要になってくるわけですよね。そうすると、どのような形でやるのか、そういう基地をつくってそこが全く潰れてしまうのか、1回そういう工事をやるために一時転用にするのか、その辺は私は聞いていないのでわかりませんが、そういうことがあったにしてもですよ、やはりこれからの天栄村の農地の利用方法をどうやっていくのかというのはちゃんと決めておかないとどうしようもないと思いますので、2年前、私が議員になったばかりの頃に質問したのもう2年はたっていると思うんですけども、その辺、今後きちんと進めていただくようお願いしたいと思います。

それはやっていないということなので、それ以上あれですけども、進めていただきたい

と思います。

次に60ページ、農業費、5目農業施設費の中の委託料です。

小井田輪地区ため池浚渫実施設計業務委託料とあるんですが、1年で多分これはやると思うんですけども、次の年というか、ため池はいっぱいあると思いますので、どのような計画でため池のしゅんせつをやっていくのか、計画があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

来年度は今、議員おっしゃるように小井田輪地区のため池に関してしゅんせつを設計しまして、可能であれば早めにしゅんせつの工事のほうも進めていきたいと思っております。

その後の計画でございますが、今のところ特に「ここ」という次の予定はございませんので、各地域の水の少ない状況も夏場などあると思われまますので、その辺、各地区の状況を見極めながら、声も聞きながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 工事計画がないということですので、年次進めていくというようなことですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、林業費の林業総務費、報償費ですが、クマ対策に係る柿の木等伐採奨励金とあるんですけども、これはどのような形の単価で、こういう小さいものでも大きいものでも同じなのか、そういうことを住民の方も言われているものですから、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

クマ対策に係る柿の木等伐採奨励金ですが、この内容について、まずご説明したいと思います。

熊が柿を求めて民家の庭先等に出没するのを未然に防ぐ対策としまして、柿の木の伐採に対して奨励金として交付するものでございます。現在の想定としましては、1世帯当たり3本までの伐採で、1本当たり上限3万円で考えております。今、おっしゃられました柿の木の大きさ等については、柿の実がなる、ならない、その辺で判断していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました、

次に、同じところの備品購入費でセンサーカメラが237万円という、結構な数、上がって

いるんですけれども、これは何か所ぐらい設置の予定なのかお聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

センサーカメラの設置箇所につきましては、まず、センサーカメラについてなんですが、AI自動認識、クマを認識するような、そういうカメラで通報システム付きのカメラをまず5台入れて、5か所へ設置したいと考えております。あと通常のセンサーカメラ、普通に動いたら撮影するというものは20台。こちらは隊員に対して1人1台程度で、20か所設置できるような形で進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

67ページの観光費ですが、12節委託料で涌井の清水環境整備委託料15万円と書いてあるんですけれども、観光の1つとして涌井の清水が上がって、いろいろなパンフレットに載ったりはしているんですけれども、たまに行ってみますけれども、周辺、あまり整備がされていないなというふうなことを感じています。

一時、中の木橋とかそういうものも整備して、それも朽ちて、ちょっと危険だということ取壊しはしたりしていますけれども、もうちょっとこう、行ったときに「あ、やはりきれいになっているな」と思うような形が望ましいのではないのかなと思いますが、この15万円ではなかなかそこまでいかないのではないのかなと思いますが、整備の内容を聞かせていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら涌井の清水環境整備委託につきましては、毎年、産業課としましては6月にシルバーに委託しまして除草作業、駐車場を含め中の除草作業を委託している状況でございます。

1回です。そのほかに生涯学習課のほうで1回やっていますので、それぞれ。なので年2回実施しているような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

なるべくきれいに保っていただければと思います。

その下のインバウンド拡大情報発信業務委託料、これ毎年出ているんですけれども、今年はどうなことをやるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

インバウンド拡大情報発信事業につきましては、今年度、県のサポート事業を活用して実施しているところですが、こちら最終年度となります。今年度は昨年度に引き続きまして、台湾人インフルエンサーによる動画の配信とグーグルマップの観光情報、こちらのほうの拡充を予定しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 96ページ、12節委託料、給食業務委託料3,036万8,000円となっているんですけども、これ去年よりどのぐらい上がったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

学校給食業務の委託料につきましては、人件費等の高騰などに伴いまして424万1,000円を増額しております。

〔発言する声あり〕

○教育課長（小山泰明） 424万1,000円を増額しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） やはり人件費が上がるのはしょうがないですけども、これ幼稚園と小学校、中学校のあれですよね、委託料は。これ全体で何人ぐらいになるんですか。幼・小・中で。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

子どもの数なんですが、令和7年度では子どもの数が、小学校が187人、中学校が114人、幼稚園が88人ということで、令和8年度、若干増減はしておりますが、そのほかに学校や幼稚園の教諭、そのほか会計年度任用職員ですとか、スポットで入ってこられる方、例えば学校訪問に行ったときの、教育委員さんたちが学校訪問に行ったときの給食とか、そういった形でスポットで入られる方も、人数もいらっしゃると思いますので、総数的に何人というのがちょ

っと、なかなか難しいところでございまして……

〔「そうしたら400人ちょっとだね。いや、細かくあれしなくても、大体400人以上いるということだね」の声あり〕

○教育課長（小山泰明） はい。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると保育所、保育所業務委託料、給食業務委託料で1,259万3,000円出ているんですけども、子どもの数は何人ですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉部長（芳賀信弘） お答えいたします。

保育所、年度当初と年度始まってからで大分人数が動くんですが、現在ですと45名ぐらいになっています。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ45名で給食業務委託料が1,259万円で、片方は400人で3,036万円というのは、これ給食の委託料が高過ぎるのではないですか。どういうことなんですか、これ。だって、食べる量も少なくなるんだから。ちょっとそこを説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉部長（芳賀信弘） お答えいたします。

給食業務委託料につきましては人件費の高騰ということで、業者さんから参考見積りを頂いているところではあるんですが、ちょっと値上がり幅が大きいので、教育課と一緒にあってヒアリング等も二度三度やらせていただいた経過がございます。

内容につきましてはほぼ人件費という形になっておりまして、調理員の実数で積算されておりますので、給食の調理の数よりも人件費の高騰が大きかったというところで捉えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 保育所は保育所で作るんですか。給食センターで作るのではなくて。あ、そういう意味で高くなるんですか、これ。何でこれ給食センターと一緒ににはできないんですか。

稼働日数としては年間何日なんですか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

(午前11時28分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11時35分）

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案審議の途中ではありますが、昼食のため、午後1時30分まで休みます。

（午前 11時35分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

お答えいたします。

初めに保育所の給食でございますが、こちらは厚生省令に基づきまして自園調理ということで規定がございますので、自園で調理を行っております。

保育所におきましては、給食の提供日数が306日を見込んでおります。なお、給食センターでの給食の提供の日数は200日を見込んでおります。

また、調理員数でございますが、保育所は3名、給食センターが8名となっております、これに基づきまして調理の委託料が積算されております。

保育所と給食センターを比較しますと、約2.41倍の委託料の増となっております。

〔「何日稼働と言いました」の声あり〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 保育所が306日、給食センターが200日となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 306日が高いという……、高いのは高いけれども、そんなに感じはしないですね。そして、小学校が200日ですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

給食実施日数は、小・中学校、幼稚園それぞれ給食がある日、ない日がございますので、全部で200日ではあるんですが、小学校だけで申し上げますと、大体175日ぐらいが平均になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) これ保育料も給食費も無償になっているんですけどっけか。保育所、幼稚園は、保育料と給食費は無償化ですか。

○議長(大須賀溪仁) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 芳賀信弘 登壇]

○健康福祉部長(芳賀信弘) 答えいたします。

保育所に係る保育料、給食費については無料となっております。

○議長(大須賀溪仁) 教育課長。

[教育課長 小山泰明 登壇]

○教育課長(小山泰明) 答えいたします。

幼稚園に係る幼稚園費、給食費につきましても無償となっております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 了解しました。

続いて75ページ、17節備品購入費、消防ポンプ自動車3,213万円になっているんですけども、これ、私の記憶では2分団の5班が2,100万円か2,000万円だったと思うんですが、こういうふうになってしまったんですか。

○議長(大須賀溪仁) 総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫) 答えいたします。

消防自動車ポンプの購入でございますが、2の5と比較しますとそういうふうになりますが、現時点で参考で取った場合には、3,000万円を超えているというところでございます。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) これ、さっきの話だと過疎債が使えるから100の70でしょう。では、自主財源30%で大丈夫なんですか。

○議長(大須賀溪仁) 総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長(小山富美夫) 答えいたします。

こちらの消防自動車の購入ですが、充当率100と、あと交付税算入率70ですが、起債の種類が違いまして、こちらのほうは緊急防災・減災事業債の起債を借りて、この消防自動車を整備する予定でございます。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 前は、私、団長やっている頃は消防自動車は50%、可搬は補助金ゼロという話を聞いていたんですけども、いや、補助がつくのはいいと思います。これから更新する消防自動車はあるんですか。まだ今、更新する時期が何台かあるんですという話はない

んですか。大丈夫なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

現在のところ、この3分団第2班の消防ポンプ自動車が古いと承知しておりますので、今の時点ではこの以降は予定しておりません。ただ、今後、修繕とかそういったことを確認しまして、もし必要とあれば検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

次に73ページ、第7節報償費で支部ポンプ操法大会報償と県操法大会出場チーム参加報償と書かれているんですけども、何か話を聞くと県大会はなくなったと聞いたんですけども、まだ支部大会も村の操法大会もやるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

こちらの各消防団のポンプ操法大会に関しまして、今回、村の大会の報償、支部大会の報償、あと県大会というふうに報償を上げさせていただいておりますが、今回2年に一遍でございまして、県の消防大会で……、小型ポンプ操法だったと思います、どちらかはやるというような情報は聞いております。それに向けまして支部でどういうふうにするのかというのは、今、消防協会須賀川支部さんのほうでご検討をしているところでございまして、今後、その方針が決まれば、それに伴って私どもも対応してまいりたいというふうに思っております。

今の時点では支部大会が、予算は計上しておりますが、支部大会を実施するかどうかというのは未定の段階でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 何か話を聞くと県大会も、白河も出ないし郡山も出ないというふうになっているんですよね。何で支部だけ参加することになっているんですか。みんな団員数が減っているのに、やはりそれなら模擬火災訓練とかそれを一緒にやったほうが、操法大会が大変で、みんな消防団に入団しないのも多いと思うんですよね。そういうことはまだ総務課長には全然……、支部で早く決まっていれば……、今年はやるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

県の操法大会に関しましては、今、議員おっしゃるように、それぞれの支部でやる、やらないは判断されているというふうに承知をしております。

今ほどの情報に関しまして、そういう情報も伺っておりますが、実際出場するかどうかというのは正式には伺っていません。支部で出場するかどうかというのはまだ不確かでございます。そういった部分で、県の操法大会はやりますが、そこに出場される各支部がどれだけあるかというのは未定だということでございます。

したがいまして須賀川支部に関しまして、県の大会は行いが、そこに参加させるかどうかというのもまだ今後……、参加させるかどうか、また、参加するにしてもどのような方向で、今までのように支部大会を実施して参加させるのか、また別な形で代表を選んで県に出場させるのかというのは未定だということでは伺っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） やはり話を聞くと、操法大会が大変だというんですね。だから入団しないというのもあるんだという話は聞くんですけども、村長も団長の考えは分からないですよ。村長からやめろとは言われないうちですよ。その辺も、やはりもう団長の意向を聞かないと分からないし、それを強制的に出るのをやめろとは言えないでしょうから、その辺はいろいろあると思うので、2人の中で話すしかないと思うんですよ。

これ本当に団員の、結局、火災のときにいち早く消火するのが、初期消火が大事ですから、一番そういうことが大事だと思うんですよ。だんだん団員数が減ればそういう、延焼も防げなくなってしまうし機械の取扱いだって、講習をやりながらやれば操法をやらなくてはいけないということは、基礎は基礎なんですけれども、やらなくてはいけないということもないと思うんですよ。ただ、それは強制はできないですから、団長に任せて。

分かりました。

次に54ページ、14節工事請負費、健康保健センター改修工事請負費で1,800万円出ているんですけども、どこをどういうふうに工事するんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉部長（芳賀信弘） お答えいたします。

健康保健センターの改修でございますが、まず、空調設備とトイレの改修と2つになってございます。

空調設備に関しましては、建築から30年ほど経過しておりますが、ホールと集団健診室、こちらの空調が古くなっておりまして、部品もなかなか調達が今後、難しくなるというところで大幅な改修を行うものでございます。

トイレにつきましては現在、故障している箇所が2か所ほどございまして、併せまして部

品ももう調達不可能というところになっていきますので、その修繕も含めて、現在洋式になっていないトイレがございますので、それを併せて改修を行うものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） その更新が済んだら、まだ、古くなっているエアコンはないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉部長（芳賀信弘） お答えします。

健康保健センターの個別のエアコンにつきましては随時更新をしております、古いものはその2か所となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） もう、古いのをやったら一緒に更新してしまったらいいのではないですか。だんだん値段も上がってきますよ。来年、2年後、3年後といたらだんだん値段も上がるし、今のうちに一緒に、一遍にやってしまったほうがいいと思うんですけども、それは後で交渉しながら、補正でも組んで、足りるときはやったほうがいいと思います。

次に67ページ、12節委託料、インバウンド拡大情報発信業務委託料550万円と計上しているんですけども、これはインバウンドの効果はあるんですかね。550万円も使って。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

インバウンド対策事業に取り組んでから今年で2年か3年たつわけなんですけど、今年度、天栄村に宿泊された外国人の方が、一応20名利用されている状況で、以前に比べたら多少利用が増えているような状況となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 20名と言いますが、550万円かけて20名。これ今年では分からないですよ、何ぼ入るんだか分からないけれども、外国人が来るならば別ですけども……。これ昨年もやったんですか。同じぐらいの予算を計上したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

昨年度も約1,100万円程度の事業に取り組んでおります。

〔「それで20」の声あり〕

○産業課長（大木伸一） 20です。

こちらの事業ですけども、主に、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけど、ユ

一チューバーによる動画の発信で台湾向けの天栄村のPR、あと今年についてはトップセールスで、直接台湾のほうでPRに取り組んでまいりました。

あと、このインバウンドの情報発信に合わせて今年度、インバウンド誘客対策事業として1人3,000円というような助成に取り組み始めたんですが、そちらの効果があって、それも功を奏して20名というような現状となっております。

あと、このインバウンドの事業に対しては県のサポート事業を財源に取り組んでおりますので、併せてそちらのほうをご承知いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） サポート事業というのは、何ぼ入ってくるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

この補助率は4分の3、75%の助成となっております。

あわせて本年度の550万円のうち、412万5,000円が財源となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

そうしたら次は最後、70ページですね。

12節委託料で、発注者支援業務委託料1,400万円計上しているんですけども、これはどんなことに使うんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちらは建設課の発注業務に対して支援をいただくということで、設計会社から派遣で役場に来ていただいて、役場の業務をお手伝いしていただけるというような業務内容になっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

土木工事とか何かのあれですものね、このぐらいかかったってしょうがないと思います。終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第27号 令和8年度天栄村国民健康保険特別会計予算
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

[住民課長 星 裕治 登壇]

○住民課長（星 裕治） 1ページをお願いします。

議案第27号 令和8年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,429万6,000円、診療
施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,215万円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金
の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予
算額9,802万2,000円、比較505万7,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額5万円、比較ゼロ。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、本年度予算額4億8,627万1,000円、比較1,085万8,000円の減。

なお、子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金につきましては廃目となります。

2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額19万9,000円、比較19万7,000円の増。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額3,964万3,000円、比較255万1,000円の減。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、本年度予算額2,000万円、比較1,600万円の増。

次のページをお願いいたします。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額10万円、比較ゼロ。2 目一般被保険者加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。3 目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。3 目一般被保険者返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。4 目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

9 款市町村債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額305万7,000円、比較28万4,000円の増。2 目連合会負担金、本年度予算額99万9,000円、比較11万8,000円の増。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、本年度予算額702万6,000円、比較353万7,000円の増。

次のページをお願いいたします。

3 項運営協議会費、1 目運営協議会費、本年度予算額17万2,000円、比較7,000円の増。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額13万8,000円、比較3万5,000円の増。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、本年度予算額 3 億9,700 万円、比較500万円の減。2 目一般被保険者療養費、本年度予算額172万円、比較38万円の減。3 目審査支払手数料、本年度予算額142万7,000円、比較 7 万2,000円の減。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、本年度予算額5,300万円、比較400万円の増。2 目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。

続きまして3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、本年度予算額 1 万円、比較ゼロ。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、本年度予算額150万円、比較50万円の減。2 目支払手数料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額70万円、比較 5 万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付分、1 目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額8,632万2,000円、比較489万1,000円の減。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額 3,293万4,000円、比較31万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 項介護納付金分、1 目介護納付金分、本年度予算額969万5,000円、比較155万円の増。

4 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、本年度予算額 1,046万円、比較375万1,000円の減。

続きまして2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、本年度予算額512万6,000円、比較398 万7,000円の増。2 目疾病予防費、本年度予算額380万5,000円、比較40万8,000円の減。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目国保基金積立金、本年度予算額719万9,000円、比較719万6,000円の増。

7 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。2 目利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

2 項財政安定化基金償還金、1 目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額100万円、比較ゼロ。2 目償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。3 目小切手支払未済償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額 3 万円、比較ゼロ。5 目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 項延滞金、1 目延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額30万円、比較ゼロ。2目診療施設勘定繰出金、本年度予算額1,339万円、比較131万9,000円の増。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額707万7,000円、比較11万6,000円の増。

22ページをお願いいたします。

次に、診療施設勘定をご説明いたします。

歳入。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度予算額432万円、比較36万円の増。2目社会保険診療報酬収入、本年度予算額408万円、比較48万円の増。3目後期高齢者診療報酬収入、本年度予算額1,080万円、比較84万円の増。4目一部負担金収入、本年度予算額372万円、比較36万円の増。5目その他の診療報酬収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度予算額16万2,000円、比較19万4,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度予算額15万2,000円、比較ゼロ。

3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,160万7,000円、比較282万5,000円の減。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度予算額1,339万円、比較131万9,000円の増。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度予算額4万5,000円、比較1万5,000円の増。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額300万円、比較ゼロ。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額87万2,000円、比較8万6,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額4,211万4,000円、比較140万1,000円の増。

続きまして、26ページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、本年度予算額24万円、比較ゼロ。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度予算額45万5,000円、比較ゼロ。2目医療用消耗器材費、本年度予算額30万1,000円、比較ゼロ。3目医薬品衛生材料費、本年度予算額840万円、比較96万円の減。4目委託料、本年度予算額24万円、比較ゼロ。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ。

説明は以上です。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 22ページの外来収入なんですけれども、1目、2目、3目、4目、各前年度よりも36万円、48万円、84万円と増額されています。令和7年度の診療施設勘定の補正予算を見ますと、1目国民健康保険診療報酬収入で、予算額が396万円なのに補正額で218万円減額、社会保険診療報酬収入も360万円なのに150万円の減額、後期高齢者診療報酬収入も996万円を200万円減額。前年度減額されているのに今年は増額で計上されていますけれども、どういうふうなことで増額されているのか伺います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

令和7年度の補正のほうで減額ということで落としたんですが、令和8年度につきまして増額ということで、なるべく今いる患者さんのほうを、努力して患者さんのニーズを増やして……

〔「ゆっくりと分かりやすく説明してください」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） 患者の人数のほうを、努力して増額したいということで、計上させていただきました。

〔「現行の患者の……」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） 今いる患者さんなんですけど、もう少し診療所のほうに患者数を増やしたいと思っていて、増額ということで今回上げさせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 課長のほうから……、もう少し患者を増やしたいと言うとちょっと何か意味が違うんですけども、できるだけ診療所に、患者さんがほかの病院に行かないで来てくれるようにするために、どんなことを考えているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 今までは患者のほうを待っているということだけでしたので、今も往診はやっているんですけど、積極的に診療所のほうでも往診ということで、患者さんのほうに出向いてということで対応していきたいと思っています。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） そういうことであれば、予算増額というのは分かりました。来年度の結果、楽しみにして待っていますので、ぜひ頑張ってください。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 17ページですが、委託料で国保ヘルスアップ事業業務委託料とあるんですが、これはどのような事業か説明していただけますか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

国保ヘルスアップ事業につきましては、国民健康保険のほうで国保データヘルス計画ということで、令和6年から11年ということで計画をつくっております。その来年度が中間見直し時期になっておりまして、その委託費で420万円ということで計上しております。

ちなみに、こちらのほうは420万円全額補助対象となっております。

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 420万円。

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） 事業は先ほどありましたように、まず、国保データヘルス計画といひまして、国民健康保険の被保険者の健康増進や生活の質の維持向上を目的といたしまして、特定健診のデータやレセプトデータを活用することでその市町村の課題を把握、その課題に応じて効率的、効果的な保健事業実施、医療費の適正化につなげる計画がまずあります。

その計画の中間年度になりまして、まずは令和6年度と7年度の実績データのほうを分析しまして、それを踏まえて、当初設定していました目標値に合わせて修正します。例えばどんなことかといいますと、天栄村では健康課題としまして、例えばメタボ、糖尿病、医療費の増大、高血圧等が課題となっております。それに向けまして、では目標としては、例えば生活習慣を改善して生活習慣病の発生を予防する、そのためには中間目標で、例えばコレステロールの有所見者割合は何%です、そのデータを基に、では今度どういうふうな対策をしていきたいと思いますかということで、その委託費になっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かったような分からないようなというか、計画の変更ということではどうでしょうかね。

それともう一つが、もう一つ前のページの16ページなんですけれども、12節委託料、健診

がないとそのデータが取れないと思うんですけれども、ここに特定健康診査委託料が600万円、未受診者の対策事業委託料で360万円と書いてあるんですけれども、これ、やっていないとデータもつくれないうんですけれども、やっていない人がいっぱいいるということなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

こちらの特定健康診査未受診者対策事業ですが、こちらのほうの事業というのは昨年、ただいま言うとおりにやっていない方に対してやってもらうように、例えば連続受診者、不定期受診者、未経験者などその種類によったハガキのほうを作成いただきまして、受診率向上に努める委託事業となっております。

こちらのほうも全額補助でやっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言っていることは分かるんですけれども、ではこれ、どのぐらいの対象者がいてどれだけやっていないのかというのは、人数的にどのような感じですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） こちら今年も同じ事業をやっていまして、そちらでデータ分析していただいたデータですと、例えば不定期受診者ですと107人、未経験者で146名ということでデータが出ております。あとは年代別に出ています。

〔「対象者は」の声あり〕

○住民課長（星 裕治） 対象者ですか。国保の対象者のほうが……。

先ほどの、もう一つ。連続受診者が120人で、令和7年度の対象者は全部で……。年代別に言います。40代が85人……

〔発言する声あり〕

○住民課長（星 裕治） トータルでいいですか。では、ちょっとお待ちください。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時16分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時18分）

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

[住民課長 星 裕治 登壇]

○住民課長（星 裕治） お時間をいただき、ありがとうございました。

国保対象者ですが、一般被保険者で1,067人です。失礼いたしました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 1,067人ということで、約2割から3割が受診……、受けてり受けなかつたりというようなことで、健康管理がうまくいかないということでこの計画をつくっているんでしょうけれども、100%補助だからやっているみたいな、そういうことでは駄目ですよ、やはり。自分たちが何を目的としてやるかというのをちゃんと考えていかないと、お金は全部来ているから何かどこかに委託、任せて、その出てきた数字を見て「はい、終わり」というのでは何のためにやっているのか、自分たちが何を目的にその数字を求めるのかというのをきちんと委託先にも伝えなければならないし、自分たちがそれをもって何をつくっていくかというのをやはり考えないといけないので、その辺よく考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。40分まで休みます。

(午後 2時20分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時37分)

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第28号 令和8年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 33ページをお願いいたします。

議案第28号 令和8年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284万5,000円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

38ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項県委託金、1 目県委託金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。2 目利子及び配当金、本年度6万7,000円、比較4万4,000円の増。

3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度35万8,000円、比較3万4,000円の減。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較21万1,000円の減。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度241万5,000円、比較241万4,000円の増。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度247万7,000円、比較222万2,000円の増。2 目財産管理費、本年度26万8,000円、比較9,000円の減。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第29号 令和8年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 41ページをお願いいたします。

議案第29号 令和8年度大里財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29万1,000円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

46ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度1,000円、比較ゼロ。2 目
利子及び配当金、本年度2万1,000円、比較1万円の増。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度4万3,000円、比較1万9,000円の増。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度22万4,000円、比較2万9,000円の減。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度23万2,000円、比較9,000円の増。
2 目財産管理費、本年度4万9,000円、比較9,000円の減。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度1万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第30号 令和8年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 49ページをお願いいたします。

議案第30号 令和8年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

54ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度3,000円、比較ゼロ。2 目
利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。2 目生産物売払収
入、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度24万円、比較ゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度2,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度20万円、比較ゼロ。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、本年度4万円、比較ゼロ。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度1万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第31号 令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 57ページをお願いいたします。

議案第31号 令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,590万3,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

62ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目商工費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目土地売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項財産運用収入、1 目財産運用収入、本年度3,339万9,000円、比較288万6,000円の増。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度250万円、比較ゼロ。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度3,340万3,000円、比較288万6,000円の増。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度250万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第32号 令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 65ページをお願いいたします。

議案第32号 令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302万2,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、本年度86万3,000円、比較ゼロ。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度105万7,000円、比較20万4,000円の増。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度110万円、比較11万円の増。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

歳出。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度292万2,000円、比較31万4,000円の増。

こちらにつきまして、14節工事請負費におきまして、メーター交換工事請負費が22万円の増額となっております。また、17節備品購入費におきまして、メーター購入費が昨年比で8万8,000円増額計上しております。

こちらは、東北電力の協力をいただき自動検針の実証実験を行えることとなりました。8基の無線メーターの端末を設置し、これまで人的に検針を行っていたものを無線でメーター確認ができるというものであります。特に二岐や湯本管内は、冬季間は雪の影響で検針に大変苦労しているという現状がありますことから、二岐地区で試験的に自動検針を実施して、今後、湯本管内の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

そのほかは、おおむね前年度並みの予算計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第33号 令和8年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉部長（芳賀信弘） 73ページをお願いいたします。

議案第33号 令和8年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,703万4,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

80ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億6,008万3,000円、比較804万7,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。2目督促手数料、本年度1万6,000円、比較ゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億956万7,000円、比較42万5,000円の増。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度2,673万8,000円、比較384万7,000円の減。2目

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度650万円、比較65万4,000円の減。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度333万9,000円、比較1,000円の減。4目保険者機能強化推進交付金、本年度50万9,000円、比較ゼロ。5目保険者努力支援交付金、本年度100万4,000円、比較11万1,000円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度1億7,327万6,000円、比較238万8,000円の増。2目地域支援事業支援交付金、本年度877万6,000円、比較88万2,000円の減。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,900万5,000円、比較244万8,000円の増。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度406万3,000円、比較40万8,000円の減。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度166万9,000円、比較1,000円の減。

82ページをお願いいたします。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度1,000円、比較ゼロ。2目利子及び配当金、本年度16万1,000円、比較8万3,000円の増。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。2目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度8,022万円、比較110万4,000円の増。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度406万3,000円、比較40万9,000円の減。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度166万9,000円、比較2,000円の減。4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度547万6,000円、比較9万5,000円の減。5目その他一般会計繰入金、本年度1,054万8,000円、比較218万3,000円の増。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度30万円、比較ゼロ。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。2目第1号被保険者加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。3目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度1,000円、比較ゼロ。2目第三者納付金、本年度1,000円、比較ゼロ。3目返納金、本年度1,000円、比較ゼロ。4目雑入、本年度4万円、比較ゼロ。

84ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 目総務管理費、1 目一般管理費、本年度69万6,000円、比較4万4,000円の増。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度61万円、比較31万6,000円の増。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度674万7,000円、比較162万9,000円の増。2 目認定調査等費、本年度245万1,000円、比較19万4,000円の増。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度4万4,000円、比較ゼロ。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、本年度1億6,430万4,000円、比較1,245万6,000円の減。2 目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。3 目地域密着型介護サービス給付費、本年度3,906万円、比較1,014万円の減。4 目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。5 目施設介護サービス給付費、本年度3億4,056万円、比較2,520万円の増。6 目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

7 目居宅介護福祉用具購入費、本年度60万円、比較ゼロ。8 目居宅介護住宅改修費、本年度144万円、比較ゼロ。9 目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,923万2,000円、比較136万8,000円の減。10 目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、本年度844万2,000円、比較328万2,000円の増。2 目特例介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。3 目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度277万2,000円、比較277万1,000円の増。4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。5 目介護予防福祉用具購入費、本年度27万円、比較ゼロ。6 目介護予防住宅改修費、本年度54万円、比較ゼロ。7 目介護予防サービス計画給付費、本年度201万6,000円、比較45万6,000円の増。8 目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度63万円、比較3万円の増。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、本年度1,474万2,000円、比較85万8,000円の減。2 目高額介護予防サービス費、本年度25万2,000円、比較25万1,000円の増。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度175万円、比較ゼロ。

88ページをお願いいたします。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円、比較ゼロ。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度36万円、比較ゼロ。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度3,490万2,000

円、比較142万2,000円の増。2目特例特定入所者介護サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。3目特定入所者介護予防サービス費、本年度25万2,000円、比較1万2,000円の増。4目特例特定入所者介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、本年度16万1,000円、比較8万2,000円の増。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、本年度1,801万8,000円、比較334万2,000円の減。2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、本年度226万8,000円、比較25万3,000円の減。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、本年度1,202万円、比較25万円の増。
90ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、本年度558万5,000円、比較ゼロ。2目権利擁護事業費、本年度50万円、比較ゼロ。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度72万円、比較ゼロ。4目任意事業費、本年度54万7,000円、比較ゼロ。5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度47万8,000円、比較2,000円の減。6目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、比較ゼロ。7目認知症総合支援事業費、本年度34万5,000円、比較ゼロ。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度9万円、比較ゼロ。

5項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、本年度10万8,000円、比較7万8,000円の増。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、本年度1,000円、比較ゼロ。2目第1号被保険者保険料還付金、本年度1万円、比較ゼロ。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度300万円、比較267万円の増。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第34号 令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 93ページをお願いいたします。

議案第34号 令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,640万2,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

98ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款医療保険料、1 項医療保険料、1 目特別徴収保険料、本年度4,491万9,000円、比較990万円の増。2 目普通徴収保険料、本年度1,497万6,000円、比較330万3,000円の増。

2 款手数料、1 項手数料、1 目証明手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。2 目督促手数料、本年度1,000円、比較2,000円の減。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、本年度61万2,000円、比較2万

8,000円の減。2目保険基盤安定繰入金、本年度2,175万円、比較396万8,000円の増。3目広域連合分賦金、本年度56万2,000円、比較10万6,000円の増。4目保健事業費繰入金、本年度126万3,000円、比較20万1,000円の増。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1万円、比較ゼロ。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。2目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度215万4,000円、比較52万9,000円の増。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度14万円、比較ゼロ。2目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

5項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

歳出。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度21万6,000円、比較3万円の減。

2目徴収費、本年度39万6,000円、比較2,000円の増。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度8,164万6,000円、比較1,726万1,000円の増。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度397万9,000円、比較83万6,000円の増。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度14万円、比較ゼロ。

2目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度1,000円、比較2,000円の減。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万4,000円、比較ゼロ。

説明は以上です。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第35号 令和8年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 別冊の、天栄村水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第35号 令和8年度天栄村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和8年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 上水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数、1,529戸。

（2）年間総配水量、53万8,910立方メートル。

（3）一日平均配水量、1,476立方メートル。

（4）主要な建設改良工事、石綿管更新事業、5,853万円。

第2項 簡易水道事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数、172戸。

（2）年間総配水量、3万2,000立方メートル。

（3）一日平均配水量、88立方メートル。

2ページをお願いします。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款上水道事業収益、第1項営業収益1億2,724万2,000円、第2項営業外収益2,857万

6,000円。

第2款簡易水道事業収益、第1項営業収益514万1,000円、第2項営業外収益1,447万3,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款上水道事業費用、第1項営業費用1億5,562万4,000円、第2項営業外費用796万7,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費200万円。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用2,293万円、第2項営業外費用51万3,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費69万4,000円。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,691万8,000円は、過年度損益勘定留保資金6,945万9,000円、消費税資本的収支調整額745万9,000円で補てんするものとする。)

収入。

第1款上水道事業資本的収入、第1項企業債6,000万円、第2項負担金1,000円、第4項国庫補助金400万円、第5項出資金1,000円。

第2款簡易水道事業資本的収入、第3項補償費71万5,000円、第4項国庫補助金1,000円、第5項出資金1,000円。

支出。

第1款上水道事業資本的支出、第1項建設改良費8,615万円、第2項企業債償還金4,804万5,000円。

第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費71万5,000円、第2項企業債償還金672万7,000円。

次のページになります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、限度額の順に申し上げます。

石綿セメント管更新事業5,000万円、導水管耐震化事業1,000万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法。借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、919万5,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,027万1,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、168万5,000円とする。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

28ページをお願いいたします。

令和8年度天栄村水道事業会計予定損益計算書により、ご説明申し上げます。

1、営業収益。

(1) 給水収益9,299万6,545円。

(2) 受託工事収益2,727万2,727円。

(3) その他営業収益8万1,000円。

(4) 負担金1,000円、計1億2,035万1,272円。

2、営業費用。

(1) 原水及び浄水費952万9,456円。

(2) 配水及び給水費1,869万3,182円。

(3) 受託工事費2,727万2,728円。

(4) 総係費2,091万6,000円。

(5) 減価償却費9,494万3,000円。

(6) 資産減耗費27万8,000円。

(7) その他営業費用24万9,818円。

計1億7,188万2,184円、営業損失5,153万912円。

3、営業外収益。

(1) 受取利息及び配当金1万1,000円。

(2) 他会計補助金2,027万1,000円。

(3) 雑収益5万1,000円。

(4) 長期前受金戻入2,271万4,000円。

計4,304万7,000円。

4、営業外費用。

(1) 支払利息及び企業債取扱費777万5,000円。

(2) 雑支出36万3,909円。

計813万8,909円。

合計3,490万8,091円、経常損失1,662万2,821円。

5、特別利益。

(1) 固定資産売却益ゼロ。

(2) 過年度損益修正益1,000円。

6、特別損失。

(1) 固定資産売却損ゼロ。

(2) 過年度損益修正損、1,000円。

合計ゼロ。

当年度純損失1,662万2,821円、前年度繰越利益剰余金 2億2,375万9,114円、その他未処分利益剰余金変動額ゼロ、当年度未処分利益剰余金 2億713万6,293円。

次のページをお願いいたします。

次に、令和8年度天栄村水道事業会計予定貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部。

1、固定資産。

(1) 有形固定資産、イ、土地2,429万5,708円、ロ、建物397万5,320円、ハ、構築物20億9,444万2,481円、ニ、機械及び装置3,033万5,822円、ホ、車両及び運搬具25万4,000円、ヘ、工具器具及び備品33万2,196円、ト、建設仮勘定2,679万2,000円、有形固定資産合計21億8,042万7,527円。

(2) 無形固定資産、イ、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計、同額でございます。

固定資産合計21億8,081万827円。

2、流動資産。

(1) 現金預金 1億2,167万8,820円。

(2) 未収金2,524万4,306円、貸倒引当金マイナス462万2,200円、計2,062万2,106円。

(3) 貯蔵品15万9,340円。

(4) その他流動資産ゼロ。

流動資産合計 1億4,246万266円。

資産合計、23億2,327万1,093円。

負債の部。

3、固定負債。

(1) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債 7 億2,925万1,070円。

企業債合計、同額でございます。

固定負債合計、同額でございます。

4、流動負債。

(1) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債5,366万1,360円、企業債合計、同額でございます。

(2) 未払金480万円。

(3) 前受金ゼロ。

(4) 引当金、イ、賞与引当金178万1,549円、ロ、法定福利費引当金34万8,195円、引当金合計212万9,744円。

流動負債合計6,059万1,104円。

5、繰延収益。

(1) 長期前受金11億4,818万3,720円、長期前受金収益化累計額マイナス 5 億6,487万8,543円、繰延収益合計 5 億8,330万5,177円。

負債合計13億7,314万7,351円。

資本の部。

6、資本金 5 億2,218万5,573円。

7、剰余金。

(1) 資本剰余金、イ、国庫補助金7,845万1,594円、ロ、工事負担金2,407万4,950円、ハ、その他資本剰余金183万8,979円。資本剰余金合計 1 億436万5,523円。

(2) 利益剰余金、イ、減債積立金 1 億943万6,353円、ロ、建設改良積立金700万円、ハ、当年度未処分利益剰余金 2 億713万6,293円、利益剰余金合計 3 億2,357万2,646円。

剰余金合計 4 億2,793万8,169円。

資本合計 9 億5,012万3,742円。

負債・資本合計23億2,327万1,093円。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。40分まで休みます。

（午後 3時29分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時39分）

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第36号 令和8年度天栄村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 別冊の、天栄村下水道事業会計予算書1ページをお願いいたします。

議案第36号 令和8年度天栄村下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和8年度天栄村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 農業集落排水事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）接続戸数、1,049戸。

（2）年間総排水量、38万9,700立方メートル。

（3）一日平均排水量、1,068立方メートル。

2項 大山地区排水処理事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数、237戸。
- (2) 年間総排水量、4万4,900立方メートル。
- (3) 一日平均排水量、123立方メートル。

3項 簡易排水処理事業の業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数、13戸。
- (2) 年間総排水量、1,800立方メートル。
- (3) 一日平均排水量、5立方メートル。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款農業集落排水事業収益、第1項営業収益5,952万4,000円、第2項営業外収益1億4,817万8,000円、第3項特別利益1,000円。

第2款大山地区排水処理事業収益、第1項営業収益1,008万1,000円、第2項営業外収益4,000円、第3項特別利益1,000円。

第3款簡易排水処理事業収益、第1項営業収益61万1,000円、第2項営業外収益3,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用2億446万円、第2項営業外費用800万8,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費100万円。

第2款大山地区排水処理事業費用、第1項営業費用1,022万8,000円、第2項営業外費用20万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費50万円。

第3款簡易排水処理事業費用、第1項営業費用879万8,000円、第2項営業外費用5万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費5万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,205万8,000円は、過年度損益勘定留保資金8,205万8,000円で補てんするものとする。)

収入。

第1款農業集落排水事業資本的収入、第1項企業債1,200万円、第3項国庫補助金1,075万円。

支出。

第1款農業集落排水事業資本的支出、第1項建設改良費2,300万円、第2項企業債償還金8,180万8,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。
起債の目的、農業集落排水事業（強靱化型）。

限度額、1,200万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費828万2,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,509万8,000円である。

令和8年3月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

23ページをお願いいたします。

令和8年度天栄村下水道事業会計予定損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益。

(1) 下水道使用料6,383万1,000円。

(2) 他会計負担金ゼロ。

(3) その他営業収益3,000円。

計6,383万4,000円。

2、営業費用。

(1) 管渠費345万5,000円。

(2) 処理場費5,796万3,000円。

(3) 総係費1,733万9,000円。

(4) 減価償却費1億3,685万4,000円。

計2億1,561万1,000円。

営業損失1億5,177万7,000円。

3、営業外収益。

- (1) 受取利息及び配当金4,000円。
- (2) 他会計補助金9,509万8,000円。
- (3) 長期前受金戻入5,307万7,000円。
- (4) 雑収益3,000円。

計1億4,818万2,000円。

4、営業外費用。

- (1) 支払利息及び企業債取扱費500万8,000円。
- (2) 雑支出132万5,182円

計633万3,182円。

合計1億4,184万8,818円、経常損失992万8,182円。

5、特別利益。

- (1) 過年度損益修正益3,000円。

6、特別損失。

- (1) 過年度損益修正損3,000円、合計ゼロ。

当年度純損失992万8,182円、前年度繰越利益剰余金2,302万133円、その他未処分利益剰余金変動額ゼロ、当年度未処分利益剰余金1,309万1,951円。

次に、令和8年度天栄村下水道事業予定貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部。

1、固定資産。

(1) 有形固定資産、イ、土地4,971万70円、ロ、建物1億8,672万3,216円、ハ、構築物29億233万4,763円、ニ、機械及び装置1,456万9,350円、ホ、車両及び運搬具ゼロ、ヘ、工具器具及び備品18万7,625円、ト、建設仮勘定2,090万9,000円、有形固定資産合計31億7,443万4,024円。

(2) 無形固定資産、イ、電話加入権ゼロ、無形固定資産合計ゼロ。

(3) 投資その他の資産、イ、基金8,496万5,189円、投資その他の資産合計、同額でございます。

固定資産合計32億5,939万9,213円。

2、流動資産。

- (1) 現金預金1億4,929万7,765円。
- (2) 未収金2,012万4,500円、貸倒引当金ゼロ、計2,012万4,500円。
- (3) その他流動資産350万5,818円。

流動資産合計1億7,292万8,083円、資産合計34億3,232万7,296円。

負債の部。

3、固定負債。

(1) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債2億6,993万2,964円、企業債合計、同額でございます。

固定負債合計、同額でございます。

4、流動負債。

(1) 企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債7,485万8,125円、企業債合計、同額でございます。

(2) 未払金793万1,645円。

(3) 引当金、イ、賞与引当金52万5,000円、ロ、法定福利費引当金13万円、引当金合計65万5,000円。

(4) その他流動負債325万円。

流動負債合計8,669万4,770円。

5、繰延収益。

(1) 長期前受金14億4,826万4,114円、長期前受金収益化累計額マイナス2億3,023万1,676円。

繰延べ収益合計12億1,803万2,438円、負債合計15億7,466万172円。

資本の部。

6、資本金18億4,457万5,173円。

7、剰余金。

(1) 資本剰余金、イ、国庫補助金ゼロ、ロ、工事負担金ゼロ、ハ、その他資本剰余金ゼロ、資本剰余金合計ゼロ。

(2) 利益剰余金、イ、減債積立金ゼロ、ロ、建設改良積立金ゼロ、ハ、当年度未処分利益剰余金1,309万1,951円、利益剰余金合計、同額でございます。

剰余金合計、同額でございます、資本合計18億5,766万7,124円、負債・資本合計34億3,232万7,296円。

説明は以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、陳情審査報告を議題といたします。

陳情につきましては、さきの12月定例会で継続審査となっておりました事件2件と、本定例会初日に総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となっておりました事件3件の計5件について、各委員長から審査の結果を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

[総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇]

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和8年3月9日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号7-3、付託年月日、令和7年3月4日。

件名、国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、不採択。

委員会の意見。政府において、司法制度や立法政策、過去の確定した判決等を精査し、個人通報の実施体制の構築に向け検討は進められているが、その内容を参考にした上で進めるべきであるため。

受理番号7-4、付託年月日、令和7年3月4日。

件名、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、不採択。

国民の中に広く合意形成ができていない現状であり、選択的ではあるにしろ、制度導入にはさらなる気運の醸成や課題検討が必要であるため。

受理番号2、付託年月日、令和8年3月3日。

件名、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査結果、不採択。

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成は令和8年度まで継続されることが既に決定していること。また、高齢者関係施設や障がい者支援施設等においては当該助成制度は既に廃止されており、公平性の観点からも慎重に検討を重ねる必要があるため。

受理番号3、付託年月日、令和8年3月3日。

件名、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書。

審査結果、不採択。

保育士の職員配置については国の子ども未来戦略において既に改善が図られており、今後においても改善を進めるとされている。配置基準が引き上げられることによって、地域間の格差が生じることが懸念されるため慎重に検討を重ねる必要があるため。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号7-3、国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号7-4、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号2、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号3、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和8年3月9日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号1、附帯年月日、令和8年3月3日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、不採択。

委員会の意見。本陳情の趣旨は理解するものの、2025年春闘においては過去最高水準の賃上げが実現していること。また、中小企業等においては、原材料費等の高騰下において価格

転嫁を可能とする環境整備や支援策が整っていないと判断したため。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第13、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和8年3月9日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和8年3月9日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和8年3月9日、天栄村議会議長、大須賀溪仁

様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和8年3月9日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること

に決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 4時08分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時10分）

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、議案第37号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一） 議案第37号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年3月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 須賀川市弘法担161番地。

氏名 長場壮夫。

生年月日 昭和34年4月13日生。

○議長（大須賀溪仁） ここで教育長、長場壮夫君の退席を求めます。

〔教育長 長場壮夫 退席〕

○議長（大須賀溪仁） 提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

長場教育長につきましては令和5年4月から教育長の重責を担っていただいておりますが、その任期が本年3月31日をもって満了となることから、長場壮夫さんを引き続き教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで教育長、長場壮夫君の復席を求めます。

〔教育長 長場壮夫 復席〕

◎教育長就任あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ただいま同意されました教育長、長場壮夫君より挨拶の申出がありました。これを許します。

教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） ただいま添田村長より任命を受け、議会議員の皆様方の同意をいただき再度、教育長を拝命することになりました。その職責の重さに身が引き締まる思いでござ

います。

これからも天栄ならではの教育を進め、村の子どもたちが将来の夢をかなえられるよう支援していきたいというふうに考えております。

また、教職員には子どもたちとの信頼関係を大切に、子どもたちのために全力を尽くしながら、生きがいを持って楽しく仕事ができるように努めてまいります。

今後も引き続き添田村長の意を体し、議員の皆様のご指導をいただきながら各課との連携を図り、子どもたちのために努力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

次に、常任委員の選任と議会運営委員の選任を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 4時15分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時16分）

◎常任委員の選任について

○議長（大須賀溪仁） 日程第15、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員は、委員会条例第5条第2項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、ここで本会議を休議し、全員協議会により選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

全員協議会開催のため、暫時休議いたします。

（午後 4時17分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時23分）

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

したがって、これより指名いたします。

常任委員の選任について、事務局に朗読させます。

〔議会議務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会議務局長（黒澤伸一） 常任委員の選任。

天栄村議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、常任委員を次のとおり選任するものとする。

令和8年3月9日提出、天栄村議会議長、大須賀溪仁。

1、総務常任委員会委員（4名）

石塚喜吉、馬場吉信、服部晃、大須賀溪仁。

2、産業建設常任委員会委員（5名）

齋藤寿昭、吉成邦市、大浦トキ子、小山克彦、円谷要。

3、議会広報常任委員会委員（5名）

齋藤寿昭、石塚喜吉、吉成邦市、馬場吉信、円谷要。

○議長（大須賀溪仁） ただいま事務局が朗読いたしました常任委員にそれぞれを指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました皆さんを、それぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

続いて、各常任委員会の委員長と副委員長を選任したいと思います。

常任委員会の委員長、副委員長については議長より報告を申し上げます。

総務常任委員長に石塚喜吉議員、副委員長に馬場吉信議員、産業建設常任委員会委員長に齋藤寿昭議員、副委員長に吉成邦市議員、議会広報常任委員長に馬場吉信議員、副委員長に円谷要議員を選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては令和8年4月1日からとなりますので、ご了承願います。

◎議会運営委員の選任について

○議長（大須賀溪仁） 日程第16、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、ここで本会議を休議し、全員協議会により選任したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

全員協議会開催のため、暫時休議いたします。

（午後 4時26分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時28分）

○議長（大須賀溪仁） これより議会運営委員会の委員を指名いたします。

議会運営委員の選任については、事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 黒澤伸一 登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一） 議会運営委員の選任。

天栄村議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議会運営委員を次のとおり選任するものとする。

令和8年3月9日提出、天栄村議会議長、大須賀溪仁。

記。

1、議会運営委員会委員（5名）

齋藤寿昭、石塚喜吉、吉成邦市、馬場吉信、円谷要。

○議長（大須賀溪仁） ただいま事務局が朗読いたしました5名の皆さんを議会運営委員に指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました皆さんを議会運営委員に選任することに決定いたしました。

続いて、議会運営委員会の委員長、副委員長を選任したいと思います。

委員長、副委員長の選任については議長より報告を申し上げます。

委員長に吉成邦市議員、副委員長に馬場吉信議員を選任することに決定いたしました。

なお、任期につきましては令和8年4月1日からとなりますので、ご了承願います。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ここで招集者であります村長から、閉会に当たり挨拶があります。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和8年3月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月3日から本日までの7日間にわたりまして、令和8年度各会計当初予算をはじめ村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会の初日にご説明申し上げました施政方針、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、現下の重要課題に対する各種施策並びに計画の最終年度を迎える第五次天栄村総合計画の実現に全力で取り組んでまいります。

3月に入り、春の足音が少しずつ近づく季節となりました。議員の皆様におかれましては健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和8年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 4時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年5月28日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 吉 成 邦 市

署 名 議 員 馬 場 吉 信

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月4日	適格適任の旨答申
議案1号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	3月4日	同意
2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月4日	同意
3号	天栄村過疎地域持続的発展計画の策定について	3月4日	原案可決
4号	天栄村過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について	3月5日	原案可決
5号	天栄村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	3月5日	原案可決
6号	てんえいふるさと公園設置条例の制定について	3月5日	原案可決
7号	天栄村駐在員設置条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
8号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
9号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
10号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
12号	天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
13号	天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
14号	天栄村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
15号	天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
16号	天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月5日	原案可決
17号	令和7年度天栄村一般会計補正予算について	3月6日	原案可決
18号	令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
19号	令和7年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
20号	令和7年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
21号	令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
22号	令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
23号	令和7年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月6日	原案可決
24号	令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月6日	原案可決
25号	令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について	3月6日	原案可決
26号	令和8年度天栄村一般会計予算について	3月9日	原案可決
27号	令和8年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月9日	原案可決
28号	令和8年度牧本財産区特別会計予算について	3月9日	原案可決
29号	令和8年度大里財産区特別会計予算について	3月9日	原案可決
30号	令和8年度湯本財産区特別会計予算について	3月9日	原案可決
31号	令和8年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月9日	原案可決
32号	令和8年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月9日	原案可決
33号	令和8年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月9日	原案可決
34号	令和8年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月9日	原案可決
35号	令和8年度天栄村水道事業会計予算について	3月9日	原案可決
36号	令和8年度天栄村下水道事業会計予算について	3月9日	原案可決
37号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月9日	同 意

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
1	令和8年 1月29日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市八幡町 135 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合会 議長 加藤 政之	産 業 建 設 常任委員会
2	令和8年 2月18日	保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書	福島県福島市渡利字大 豆塚7 さくら保育園気付 福島県保育連絡会 大宮 勇雄	総 務 常任委員会
3	令和8年 2月18日	保育士配置基準の引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書	福島県福島市渡利字大 豆塚7 さくら保育園気付 福島県保育連絡会 大宮 勇雄	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
7-3	令和7年 3月4日	国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情	不 採 択
7-4	令和7年 3月4日	国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情	不 採 択
1	令和8年 3月3日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	不 採 択
2	令和8年 3月3日	保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書	不 採 択

受理番号	付託年月日	件名	結果
3	令和8年 3月3日	保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる 改善を求める意見書の提出を求める陳情書	不採択